

# 「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集

## 【法人・団体からの意見】

1. Patent Island 株式会社	1
2. 協同組合日本俳優連合	5
3. 公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター	7
4. 一般社団法人日本流通自主管理協会	7
5. 日本行政書士会連合会	7
6. 日本知財学会 知財教育分科会	8
7. キヤノン株式会社 知的財産法務本部	9
8. 一般社団法人日本映像ソフト協会	10
9. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権センター	11
10. YKK株式会社/ファスニング事業本部 ファスナー事業部 アパレル戦略推進部	13
11. (一社) 東京都中小企業診断士協会認定 知財活用ビジネス研究会	14
12. 一般社団法人日本音楽著作権協会	15
13. 日本弁理士会	17
14. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)	22
15. 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会	22
16. 日本ジェネリック製薬協会	24
17. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	24
18. 一般社団法人日本民間放送連盟	32
19. 一般財団法人 知的財産研究教育財団	34
20. 全国化学労働組合総連合	35
21. 団体・法人名 非公表	36
22. 日本弁護士連合会	37
23. 日本製薬工業協会 知的財産委員会	38
24. 一般社団法人 日本美術家連盟	40
25. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	41
26. 株式会社日本国際映画著作権協会	42
27. 一般社団法人日本レコード協会	47
28. 日本製薬団体連合会	48
29. 株式会社KADOKAWA	50
30. ヤフー株式会社	52
31. 一般社団法人アニメツーリズム協会	53
32. 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志 (代表会社: 東京ブラインド工業株式会社)	54
33. 一般社団法人 日本知的財産協会	61

法人・団体名	
1. Patent Island 株式会社	
意見の分野	
(A1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍	
(A6) 知的資産プラットフォーム	
(A7) データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り	
(D) デジタル知財戦略の推進	
(G) 知財戦略の社会実装	
意見	
【創造性の涵養について】	
<p>人材の創造性の涵養が重要であるという事は、教育基本法においても述べていますが、定量的に創造性の度合いを計測する方法が確立できていなかったため、教育現場においては 創造性の涵養はキャッチフレーズにはなっても具体的で継続的な施策にはなりませんでした。</p> <p>創造性涵養の施策の成果を示せないので、一時的な試行はできても予算もつけられないし時間も割けないと いう状態を突破できていなかったのだと思います。</p>	

したがって、創造性が重要だということは教育においても企業においても家庭においても常識になっていきますので、知財創造能力の定量評価の方法および評価基準さえ確立できれば、企業における人材採用や大学や大学院の入学試験でも、知財創造能力の定量評価値が用いられるようになります。

そうなれば、初等中等教育においても家庭においても企業においても、知財創造能力の育成に関して明確で継続的で強い需要が発生します。

その結果、知財創造教育を学校現場に普及させることができますし、企業においても知財創造能力の高い人材の採用や社内教育が実行できると考えます。

まずは、知財創造能力を客観的な数値指標で定量評価する方式を開発するための国家プロジェクトの実行から開始し、知財創造能力検定（発明創造分野）と知財創造能力検定（デザイン分野）を創設すべきと考えます。

### 【尖った人材の活躍】

私自身も尖った人材と言われ続け、私が定年退職まで勤務した企業の経営層の間では尖った人材として有名でした。その私の経験という特定のケースから言えることをご紹介します。

（1）尖った人材は特定の分野の能力が突出しているだけでなく、その分野と関連分野に関して将来を洞察して目指すべき理想像を掲げ、その理想に向かって周囲の反対や無理解があっても突き進むという強さも併せ持つて人材です。

（2）尖った人材を活躍させるためには、その尖った人材の持つ理想像を包含するもっと広い視野で社会とその企業を認識して計画を練り経営資源を尖った人材に投入するかどうかの決断のできる洞察力ある経営人材（役員クラス以上）が必要です。

（3）尖った人材と洞察力ある経営人材が出会わねば、尖った人材は活かせません。この出会いの障害に中間管理職がなりがちですので、この障害の克服には洞察力ある経営人材が現場で多くの人材と話をする車座が有効です。

知的資産プラットフォームの明確な定義を記述した文書が見当たりませんでしたので、意見を述べるにあたり、知的資産プラットフォームをまずは次のように定義します。

### 【知的資産プラットフォームの定義】

現状認識、理想状態の設定、問題抽出、原因分析、理想状態実現のための課題設定、課題解決手段の創造、課題解決手段の応用というような一連の活動（知的創造活動と名付ける）によって知的資産の創造と活用を、所定条件を満足する複数の参加者によって実行するためのプラットフォームである。

### 【知的資産プラットフォームの利用の概要】

知的創造活動に参加する多様な参加者（需要者、分析者、助言者、供給者、学習者、観測者、管理者、評価者）が、適切なタイミングで適切な対価を支払ったり対価を受け取ることができるとともに、知的資産プラットフォームを用いて情報交換と情報蓄積を行ないながら、知的資産プラットフォームを使わない場合に比べ、格段に素早く、高度で、適用範囲が広く、堅牢で、低コストの解決策を創造し、広く応用展開できるようとする。

### 【知的資産プラットフォームの実現のための要件】

1. 知的創造活動の各参加者の活動内容と時刻が証明可能で改変不能に記録されること。
2. 知的創造活動の各参加者の活動内容が所定範囲内で秘密として管理できること。
3. 知的創造活動の各参加者の分野別の能力レベルと実績レベルが数値として客観的に算出されて、その値が必要な範囲の者たちに供給できること。
4. 知的創造活動の需要者や管理者から提供された資金が適切に管理され、知的創造活動の参加者に対して、予め決められた方式に基づいて対価が支払われること。
5. 知的創造活動の一連の活動の各段階において、適切な能力や資源を有する者に対して、自動的に参加要

請や参加案内を投げかける機能を有すること。

6. 知的創造活動で創造された知的資産についての知的財産権が公的に確保されるとともに、その知的財産権が創造活動の内容に応じて参加者に付与されること。

データ所有権法を早期に制定してデータの生成と取引と活用を推進してください。そのためには、既存の法体系による固定観念から脱却できない人々（受験秀才、特に法律系人材）を基本構想の段階では関与させないようすべきです。まずは、次の動画を参考にするとよいでしょう。

<https://www.youtube.com/watch?v=9DCsqRp0Ujg>

データ所有権法がないままだと、デジタル通貨や暗号化通信などの国家経済の基幹部分が構築できないと理解できるでしょう。法制度の議論はまずは必要性と技術的な実現性の話を法律系人材を排除して行なわねば、意味のある議論ができません。日本が検索エンジンにおいても、オペレーティングシステムにおいても世界に先駆ける技術を持ちながら法律系人材の固定観念がその技術の産業化を阻んできた歴史を思い返さねばならないと思います。本当は日本にGoogleができるてもおかしくはなかったし、Microsoftを超える企業ができていてもおかしくはなかったのです。法律系人材に制度設計をさせてはなりません。

「デジタル時代の価値の源泉」を明確にする。

まず、自分にとっての価値とは、自分が着目している対象（自分自身の場合もあるし、自分の周囲環境の場合もあるし、家族や社会のこともあるし、隣人が大切にしている一本の植物のこともある）の状態を良くすることや、良い状態を維持する事である。

自分にとっての価値であっても、顧客にとっての価値や国家にとっての価値というものであっても、結局は何らかの規模や粒度の対象の状態を良くする事や、良い状態を維持する事である。

対象の状態を良くすることや良い状態を維持するためには、対象の状態を制御するための作用を、対象に適切な量だけ適切なタイミングと適切な位置と適切な方向から与えることが必要である。このように作用を与えるためには、対象に対する作用によって対象に発生する状態変化についての因果関係知識を持っている必要がある。

因果関係知識の代表例が物理法則や化学法則である。多数の存在の集団についての法則となると、統計的法則や社会学的法則もある。これらの法則は一般論的法則なので現実世界への適用のためには境界条件や初期条件や制約条件を付与した特殊化が必要となる。具体的に言うと、特定の型式のマシンを特定の環境条件の場所での特定用途で最適に使えるように特化した因果関係知識にまで具体化しないと実用性がない。

すなわち、デジタル時代の価値の源泉となる因果関係知識は階層性を有するという事である。

A：汎用性のある因果関係知識の階層、B：分野別の因果関係知識の階層、C：特定個体の特定環境下で有効な因果関係知識の階層である。

Aは物理法則や経済法則や心理法則などの世界であり教科書的な書籍に数式などで記述されている。

Bは業界の専門家が作成する専門書やノウハウ本や研修テキストや論文や特許公報に記載されているものである。

Cは各現場で稼働しているマシンにおける各種の調整パラメータや機械学習結果データとして表現されており、現場の作業員や技術者が日々の業務の中で業務日誌に記録したり、問題解決のための討議の中で議事録に記録したりしているものである。

ここまで説明から次の事が言える。

1. デジタル時代の価値の源泉とは「良い状態の実現または維持のための作用を、目的とする対象に与るために活用できるデジタル化された因果関係知識と、因果関係知識を上位階層に抽象化したり、下位階層に具体化するためのデジタル化されたメタ知識」である。

したがって、デジタル知財戦略の目的は次のようになる。

2. デジタル知財戦略の目的とは「デジタル時代の価値の源泉を世界の中で最も早く広く深く集積するとともに、競争優位性を長く保てるような仕組みの中で広い分野に応用展開する」事である。

3. デジタル知財戦略の目的達成手段の具体的な案は次のとおりである。

(1) 前記の A, B, C のどの階層の因果関係知識も共通して記述できる汎用的な記述言語を開発するか、既存の記述言語の中から適切なものを選択する。

(2) 既存の因果関係知識（例：物理法則、特許の要約文）を上記の記述言語で記述されたものに変換して蓄積する。

(3) センシングデータや評価データを大量に集積して、それらのビッグデータ処理（例：統計解析など）や、個々のマシンによる機械学習で得た因果関係知識を、前記の記述言語で記述したものに自動変換して蓄積する。

(4) 上記の（1）～（3）の蓄積と活用が参加者のそれぞれに適切な利益と知見の成長と適度な負担を与えるながら経済活動として維持発展できるような、ビジネスモデルとプラットフォームからなるコンソーシアムを形成する。

(5) 前記（4）の活動が世界のどの国よりも早く実行できるようにするために必要な法制度の新設や改正を、洞察力と蛮勇と法律の知識を有する法制度設計能力者に担当させる。

（受験秀才型の法律専門家に任せる事だけは、絶対にやってはならない。）

(6) 前記（4）のコンソーシアムに参加する企業や個人などが大きなリスクと不確実性の壁を先頭に立て切り開けるように財政支援と名誉を政府として与え続ける。

まず、「デジタル知財戦略を社会実装するとは何を目的に何に対して何をする事なのか？」を明確に記述する必要があります。

その前提としてデジタル時代の価値の源泉と、デジタル知財戦略の目的を述べます。

1. デジタル時代の価値の源泉とは「良い状態の実現または維持のための作用を、目的とする対象に与えるために活用できるデジタル化された因果関係知識と、因果関係知識を上位階層に抽象化したり、下位階層に具体化するためのデジタル化されたメタ知識」である。

したがって、デジタル知財戦略の目的は次のようになる。

2. デジタル知財戦略の目的とは「デジタル時代の価値の源泉を世界の中で最も早く広く深く集積するとともに、競争優位性を長く保てるような仕組みの中で広い分野に応用展開する」事である。

3. 上記のデジタル知財戦略の目的の達成の手段には2つの並立させるべきものがある。

例えるならば、デジタル知財戦略という炎が社会の中で勢いよく燃え上がり新たな価値の煙を吐き出し続ける状態を形成するための「種火」と「種火によって燃え始める膨大な量の材木とその適切な配置」の2つを社会に用意するという事である。

「種火」となるものは私が別途「(D) デジタル知財戦略の推進」について提出済みのコンソーシアムである。

「種火によって燃え始める膨大な量の材木とその適切な配置」が、コンソーシアムの周囲に必要となる。

その材木とはデジタル知財戦略にこれまで無縁であった多くの企業や大学や政府機関やその従業員などである。

この材木がコンソーシアムという小さな種火によって発火できるような施策が必須である。

その施策とは、コンソーシアムの成果の活用によって利益が大きくなるとか、新たな事業が創造できるとか、既存事業が大きく発展するという事をもたらす仕組みである。

その仕組みの中の最大のものは「データ所有権の法制化」である。データ所有権を法制化すれば価値あるデータの生成と利用が市場経済の論理によって市場全体で活発化する。しかもコンソーシアムによって標準化や各種問題の解決策の交通整理が行われる。

データ所有権の法制化に関する具体的な論考はすでに次のように公開済みである。

(1) 第4次産業革命のための IoT 戦略

[http://www.patentisland.co.jp/IoT\\_strategy\\_for\\_4th\\_Industrial\\_revolution.pdf](http://www.patentisland.co.jp/IoT_strategy_for_4th_Industrial_revolution.pdf)

(2) 新産業構造ビジョンでのリアルデータ・プラットフォーム戦略実現のために追加する「戦略その3」

<http://www.patentisland.co.jp/memo390.pdf>

(3) 「データ利用権限に関する契約ガイドライン」は、データ流通の実験には使用できても、ビジネスとしてのデータ流通には使えない。

<http://www.patentisland.co.jp/memo395.pdf>

法人・団体名

2. 協同組合日本俳優連合	意見の分野
(A4) 知財創造保護基盤の強化	意見
	意見
欧州議会は2019年3月26日、「デジタル単一市場における著作権指令 (the Directive on Copyright in the Digital Single Market=DMS著作権指令)」案を承認し、欧州連合理事会は、同案を4月15日採択、6月7日発効しました。EU加盟国は、2年以内(2021年6月7日まで)に、この指令を国内法に移行しなければなりません。この指令は、権利者への公正な報酬を保障する内容であることから、著作権者や伝統的なメディアからは好意的に受け止められているのに反し、インターネットサービス事業者や一般ユーザなどからは強い反発があります。「EUがインターネットを破壊する。」などの声が挙がっていますが、野放しで便利なインターネットの恩恵に浴することが当たり前になってしまった今、新たなルールを提唱したEUの英断を世界がどう受け入れ、健全な環境作りを行っていくか、私たちは関心を持って支援していかなければなりません。	
ビジネスモデルが移行しています。パッケージ・ビジネスは衰退し、ダウンロード・サービスに、そして更にストリーミング・サービスに移行しているのです。YouTubeのようなオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーから音楽の権利者たちが得ている収入は、ユーザー一人当たり年間1ドル未満、それに比べSpotifyなどサブスクリプション型ストリーミング・サービスから得る収入は20ドルと、大きな報酬の差が出来ています。これがValue Gap問題といわれるものです。ところが、違法アップロードコンテンツの多いYouTube等のビジネスモデルは、事業内容が掴みにくいため効果的な対策が出来ていませんでした。ディレクティブの実演関係部分を要約して記します。	
<p>●「権利者の特定」</p> <p>EUディレクティブは、「加盟国は、公衆に著作物をアクセスできるようにする排他的許諾権を以下の者に与えなければならない。」とし、4者を権利者として特定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実演を固定した実演家</li> <li>レコード製作</li> <li>映画のオリジナル又は複製物の製作</li> <li>固定された放送の放送事業者</li> </ol> <p>これまで報酬請求権を導入することが多かったEUで、最も強い排他的許諾権を設定したことから、この件に関するEUの強い意思を感じ取ることが出来ます。</p>	
<p>●「適性かつ公正な報酬の原則」として、</p> <p>『1. 加盟国は、著作者及び実演家がその著作物又は他の保護対象物の利用の為に、その排他的権利をライセンス又は譲渡する場合、著作者及び実演家が適性かつ比例的な報酬を受け取る権利があることを保証しなければならない。</p> <p>2. 第1項に規定された原則を国内法において実施するために、加盟国は異なる手続きを自由に用いることが出来、かつ、契約自由の原則及び権利と利益との公正なバランスを考慮しなければならない。』(18条1・2)と規定しています。</p> <p>実演家等権利者は、製作との力関係から、契約で権利を吸い上げられてしまう場合がしばしば発生します。EUではこれを防止するため1992年のディレクティブで「実演家は放棄することの出来ない報酬請求権を持つ」と、規定したことがあります。公的な力により権利者を護ろうとする意思が存在し、この条文にも同じような配慮が伺えます。</p>	
<p>●「透明性の確保義務」として、</p> <p>『1. 加盟国は、著作者と実演家が少なくとも年1回、権利をライセンス又は譲渡した当事者又はその権利の承継者から、作品の利用方法、生じたすべての収入及び支払われるべき報酬に関して、完全な情報を取得することを保証しなければならない。</p> <p>2. 加盟国は、第1項に定める権利が続いてその後にライセンスされた場合、著作者及び実演家又はそれらの代表者は、サプライセンサーから必要なすべての情報を取得すべきことを保証しなければならない。(第19条1・2、透明性義務3.4.5.省略)』</p> <p>著作物を利用して作成される作品個々の営業成果は、日本では殆ど公表されていません。外国の契約書には、「海外収入の〇%、利益の〇%を使用料として支払う。」と言った記述がみられますので、営業成果を労使が共有できる仕組みが出来ていると思われます。</p>	
<p>●「契約の事後調整」として、</p> <p>『1. 加盟国は、最初に合意された報酬が、著作物又は実演の利用後に生じる収入と比較して著しく低い時、追加の適正かつ公正な報酬を請求する権利を有することを保証しなければならない。(第20条1。2は省</p>	

略。)』

買取りで吹き込んだレコードが爆発的なヒット作品となり、予想外に大きな利益を生んだ場合、追加報酬を請求できる権利です。「およげたいやきくん」の子門真人さんや「ゲゲゲの鬼太郎」の熊倉一雄さんの例が、これにあたると言われます。

●「取消権」として、

『1. 加盟国は、著作者又は実演家が権利をライセンス又は譲渡し、その保護対象物が利用されていない場合に、ライセンス又は権利の譲渡の全部又は一部を取り消すことが出来ることを保証しなければならない。

(第 22 条、2.3.4.5. 省略。)』

利用許諾を出して一定の期間を過ぎても利用されなかった場合、ライセンスを取り消し別の利用者にライセンスすることが許される権利です。

EU 各国は、把握し難かった IT 関係企業の営業内容が明らかにされるような法制度を 2 年以内に整えなければなりません。20 年ほどで巨大産業に成長したアメリカの GAFA そして中国の IT 企業が、この EU ディレクティブにどう対応してくるか今のところ分かりません。デジタル技術は、社会を急激に変えました。しかし、人々の仕事の仕方、情報の伝達、通貨・金融市場、物流、交通 etc. における変化は未だ中途です。何処まで続くか分からぬ変化の過程をただ座視しないで、現在のあるべき途を示した EU の英断を買うべきだと思い、これが国際条約にまで発展することを望みたいものです。PC・インターネットは、今や公共の必需品になっています。大企業により富が独占されてしまったり、公正な分配が行われない社会を作ってはならないのです。インターネット関連事業者、著作者や著作権者等、そしてそれを利用するユーザー、それぞれが、情報がきちんと伝わり、コンテンツが生成されやすく、文化を豊かに享受できる環境を作るために果たさなければならない、権利と義務を負っていることを理解しなければなりません。

PC・インターネットは、今や公共の必需品となっています。大企業によって富が独占されてしまったり、公正な分配が行われない社会を作ってはならないのです。インターネット関連事業者、著作者や著作権者等そして、それを利用するユーザー、それぞれが、情報がきちんと伝わり、コンテンツが生成され易く、文化を豊に享受できる環境を維持するために果たさなければならない、権利と義務を負っていることを理解しなければなりません。(参考文献 安藤和宏東洋大学教授執筆の PPT 資料) 以上

現行著作権法は、1970 年、ローマ条約を世界の著作権をリードする考え方であると当時の為政者が位置づけ、それを批准するため、同条約の規定に沿うことを第一義として策定されたと思われる。施行以来 50 年が経過しようとしており、デジタルインターネット時代に即した法を新たに作るべき時に来ている。

特に映画及び隣接権の考え方は、映画製作・上演形態の劇的な変化、また、その後の作品の多目的流通の現状と全く乖離しており、新たな議論の下に新秩序が形成されるべきであると考える。

アメリカは、現行法の下敷きとなったローマ条約の策定に積極的に参加したが、実際にはこの条約には参加しないで、ローマ条約とは全く異なる実演家と製作者の協約に則る業界慣習をすでに確立していた。

EU は、1992 年、映画著作物に関してローマ条約を超えた実演家への許諾権を付与すること、又は許諾権を譲渡した場合も、実演家に放棄することのできない報酬請求権を付与することを EU 指令で加盟国に指令した。昨年、EU はデジタル単一市場における著作権指令を採択、実演家をはじめ 4 者の権利者を特定した。2 年後、EU にはデジタル時代に対応した新しい著作権秩序が形成されることになっている。

日本の為政者が抱いたローマ条約が世界の著作権の範になるとされた考えは、これら欧米の対応を見ると誤りであった。

2012 年 6 月、WIPO 視聴覚的実演条約（北京条約）が採択され、このほど批准国が 30 か国に達し、4 月には発効する運びとなった。この条約の第 12 条、実演家の視聴覚実演に関する権利の行使については、我が国の著作権法でも批准することが出来たように、多くの国が加盟できるよう緩やかなアラカルト条項になっている。アメリカは協約により、EU では法により実演家は視聴覚実演の利用に関して報酬を受け取ることが出来る体制が整っている。

我が国も、映画の利用に関して、文化国家として欧米におくれることない法改正を行うことが求められる。保護の対象を映画著作物ではなく「視聴覚固定物」とすることで法律が単純で分かりやすくなる。視聴覚固定物を利用したら定められた使用料を支払うことを原則にするべきだろう。公正な利用と報酬支払いを規律するため、関係者で管理団体を公に設置し、権利者はその団体に参加・発言する機会を得ることができると同時に、管理団体の決定に従う義務を規定することが肝要である。本年は、北京条約発効を機に、新しい秩序の形成に取り組んでいくべきである。

## 「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集

### 【法人・団体からの意見】

法人・団体名
3. 公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター
意見の分野
(b) 模倣品・海賊版対策
意見
公益財団法人日本関税協会は、事業活動の一環として、知的財産の権利者を会員とする知的財産情報センター（CIPIC）を設け、知的財産侵害物品に関する調査研究、税関職員に対する研修等の水際取締りの支援活動を行っています。 近年、インターネット上に設けられている各種サイトを利用し、消費者が海外から直接商品を輸入するいわゆる越境ECが増加し、それにともない輸入申告件数も急増しています。また、輸入品の中には模倣品・海賊版（以下「模倣品等」という。）といった知的財産を侵害する物品も含まれており、税関による輸入差止件数は高い水準にあります。 財務省の発表によると、2018年における税関による知的財産侵害物品の認定開始件数は32,129件となっており、その内、5,735件は輸入者が侵害物品に該当しないとして税関の判断に対して争う旨の申出が出されました。 税関による輸入差止件数の大多数は、商標権侵害物品ですが、商標法で保護対象とされる商標は「業」として使用されるものと規定されており、個人使用目的で輸入される模倣品等については、商標権侵害に該当せず、その結果、関税法69条の11に規定する「輸入してはならない貨物」にも該当しません。前述の争う旨の申出の大多数は個人使用目的を理由に知的財産侵害物品に該当しないと主張するものです。 近年、この点を悪用して模倣品等を輸入し、国内でインターネットを通じて再販売する者が増加しているとCIPICでは推測しております。例えば、税関から認定手続きの開始通知が届いた場合、「個人使用目的である」旨の回答をするよう指南しているサイトも存在しています。 個人使用目的と主張された場合、現在の法体系では税関において模倣品等を差止めすることが出来ません。その結果、模倣品等が国内に流入し、権利者の社会的信用を棄損し、経済的損害を与えるのみならず、消費者の安全を害する危険性もあります。 このような個人使用目的を仮装した模倣品等の輸入を税関で差止めできるよう現行法の改正又は解釈の変更等必要な法的措置を図っていただきたく要望いたします。

法人・団体名
4. 一般社団法人日本流通自主管理協会
意見の分野
(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
意見
いわゆる2次流通の業界団体として、「偽ブランド品であることを知りながら行う個人輸入の禁止」を知財推進計画に採用して頂きたいと考えております。昨今のCtoC市場の活性化に伴い、模倣品流通の多くがBtoC市場からCtoC市場へシフトしている流れがあります。BtoC市場の模倣品対策については、販売者責任を背景に、関係者の様々な対策と相まってトラブルが減少傾向にあります。一方、CtoC市場においては、「あくまで個人」ということを隠れ蓑に様々な責任回避が行われています。公然の事実だと思いますが、CtoC市場における「売り手側のC」は、事実上「事業者」であることが多く、CtoC市場の利用者が純粋に個人であることを前提に模倣品対策が進まない現状は、健全な消費者が模倣品を購入するリスクを不当に高める結果となっています。 つきましては、水際対策として知的財産推進計画2020年の中に、是非、「偽ブランド品であることを知りながら行う個人輸入の禁止」について明記して頂きたい。 以上

法人・団体名
5. 日本行政書士会連合会
意見の分野
(E) 地域資源の活用と知財戦略

(G) 知財戦略の社会実装	
(A1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍	
意見	
<p>地域資源のなかでも、農林水産分野において知的資産が埋没している現況がある。これは行政書士として、農地法並びに林地開発行為等において、全国 1,724 市町村の第 1 次産業に深く寄り添い行政手続きを支援する中で、感じる事である。また、行政書士は、行政手続きの支援をしてきた歴史があることから、「農業相談員」及び「農業委員」として登用する制度を更に推進願いたい。</p> <p>地域資源として農林水産業は、国や自治体による補助や助成制度により規制改革等の変化に脆弱な体質をしている。この現状を次世代の若手生産者は危惧しており、生産現場での作業手順や工程管理等改善、生産動植物種の品種改良に取り組み経営改善を図っている。</p> <p>しかしながら、資力が乏しい生産者が圧倒的であり、適正な行政手続きを産業財産権やコンテンツと同様に「農林水産業知的財産プラットフォーム（農水分野単独型）」の新たな情報発信を検討されたい。</p>	
<p>知財戦略のなかには、農林水産業者が取り組んでいる、品種登録並びに地理的表示制度（GI 制度）等、農林水産省所管の知的財産制度が置き去りにされている感があり、国や自治体の広報においては、年に数件しか取り上げられないのが実情である。</p> <p>農林水産分野の知的財産制度について、更なる広報を願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財創造教育に関しては、教員免許更新講習に盛り込むことはもとより、より踏み込んで教員養成課程の中に組み込むべき。</li> <li>・初等中等教育における「創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等」には、産業財産権だけではなく、著作権についても含まれるので、誤解のないように修文をお願いしたい。</li> <li>・2018 年の改正著作権法に伴うガイドラインの策定はもとより、著作権に関する普及・啓発が著しく遅れていると受け止めており、早急な整備を願いたい。</li> <li>・著作物の公正な利用の促進のための措置の検討を加速させ、早急に措置を講じてほしい。</li> </ul>	

法人・団体名	
6. 日本知財学会 知財教育分科会	
意見の分野	
(H) その他	
意見	
<p>1 内閣府では、知財創造教育コンソーシアムが開始されて 3 年が経過し、また地方別コンソーシアムも動き出し、全国的規模で知財創造教育の進展が進みつつあり、目を見張るものがあります。しかし国民一般には、まだ認知されていないのが現状で、誤った、あるいは偏った認識がされている可能性も、一部あるかとも思われます。今後も、知財創造教育を広く国民に正しく理解してもらうための普及啓発活動を強化することは非常に重要であり、地方別コンソーシアムの存続、発展は最優先課題と言えます。</p> <p>2 経済産業省・特許庁関連の施策としては、これまで INPIT が行ってきた専門高校向け支援事業を、普通科高校にも広げることも検討していただきたい。尖った人材は、普通科高校から生み出す機会を作ることによって、実現できるのではないのでしょうか。現段階では実施例を見ませんが、SSHなどの取組みに、知財教育の柱を入れれば、実現は比較的容易です。その際には、教員には知財教育への正しい理解が求められます。</p> <p>3 文部科学省関連の施策としては、初等中等教育で普及推進するために、令和 2 年度以降順次実施されていくこととなっている小学校（令和 2 年施行）・中学校（令和 3 年施行）・高等学校（令和 4 年施行）の新学習指導要領で知財の創造および知財の尊重の教育が求められていることの周知・普及の重要性を指摘したい。内閣府の知財創造教育の普及推進と同期をとって、学校教育現場の教職員の研修や、教育学部や教職課程などの教員養成現場での普及推進が求められます。その上で、学校現場で活用できる知財教育の教材を開発すると共に、教育効果を検証するなどの体制整備が必要です。これらに伴って、知財教育の水準維持や指</p>	

導者の資質向上についても言及していく必要があると考えられます。

法人・団体名	
7. キヤノン株式会社	知的財産法務本部
意見の分野	
(A) 主として産業財産権分野に関するもの	
意見	
<p>「知的財産推進計画 2020」の策定に関しまして、以下の通り、コメントさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モノからコトへの移行に伴う制度の在り方（該当すると思われる項目：(A)）           <p>産業構造が「モノ」の販売から「コト」の提供によって収益を上げる方向へシフトしているが、現在の特許制度は、モノの保護が念頭に置かれており、ビジネスを十分に保護できなくなりつつある。上記の問題について特許制度小委員会で議論されているが、特許制度の枠組みだけでなく、例えば、デジタル課税のように、他の制度の導入も含め、内閣府が主導して関係省庁を巻き込んで、国として知財によるビジネスの保護の在り方を検討していただきたい。</p> </li> <li>知的財産権侵害訴訟（該当すると思われる項目：(A)）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 差止請求権の発動要件               <p>1つの製品・サービスに多数の特許が関係するようになっており、事業会社は、特許不実施主体から予期していない特許により訴えられ、差止請求権の行使を恐れて適正額よりも高い額で和解に応じざるを得ないことがある。1つの製品・サービスに対して多数の特許が存在し且つ実施権者がライセンスを希望するにもかかわらず、多数の特許の中のごく一部で且つ皆が使う汎用技術に関する特許による差止請求権の行使を認めるのは、特許権者と実施権者のバランスを欠いている。一方で、差別化するための競争領域の技術に関する特許による差止請求権の行使は認めるべきであり、差止請求の成否の予見性を高めるためにも、差止請求権の発動要件について検討することを強く望む。</p> </li> <li>(2) アトニーズ・アイズ・オンリー（AEO）               <p>現行制度では、被疑侵害者の企業秘密の保護が不十分であり、訴訟に必要な情報の開示が進んでいないと考えられる。また、査証制度が導入されることになったが、黒塗りされる部分が明確になっておらず、黒塗りされていない部分について本人に開示されてしまう懸念もある。</p> <p>このため、AEO制度を導入することを望む。また、制度の導入にあたっては、AEOを違反した者に対して厳しい制裁を科すことも検討いただきたい。</p> </li> <li>(3) アミカス・ブリーフ               <p>世界各国の考え方の意見を集めることができ、特に新しい分野の訴訟において裁判所の判断の手助けとなることが期待される。しかし、必要となるケースは多くはなく、全ての事件で適用されると裁判所の負担にもなることも考えられるため、例えば、知財高裁の大合議事件に限って導入を始める検討をいただきたい。</p> </li> </ul> </li> <li>経営デザインシートの普及啓発（該当すると思われる項目：(H)）           <p>知財部門が果たす役割が広がってきており、経営にも関与する時代になっており、経営デザインシートの考え方を広めるのは意義がある。知的財産推進計画 2019 で記載されていた施策について、内閣府が具体的にどういった普及啓発をしてきたかを明らかにし、今後の活動のために意見を集める等、今後も内閣府が普及啓発に主体的に動いていただきたい。</p> </li> <li>模倣品の個人使用目的での輸入（該当すると思われる項目：(A)）           <p>従前から議論されており、知財推進計画 2019においても取り上げられているように、越境電子商取引の進展に伴い模倣品の個人使用目的（個人使用目的を装った場合を含む）の輸入の増加が引き続き大きな問題となっている。輸入者に個人使用目的と主張された場合には、模倣品であるにもかかわらず税関で差止めることができず、模倣品が日本国内に流入することで権利者の信用を損ない経済的損失を与えるのみならず、消費者（国民）の安全を害する危険性もあるため、早急な対策の具現化が強く望まれる。平成 17 年にも本件について検討され、「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集（平成 17 年 2 月特許庁）」が発行されたが、越境電子商取引の進展した現在では、より厳しい対応が望まれる。例えば、米国・EU・韓国が個人輸入に厳しい条件を課しているように、日本においても商標法の「業として」を厳格運用するよう、何らかの基準を定める（例えば、「3 個以上の使用は個人使用目的に該当しない」とする）ことにより、税</p> </li> </ul>	

関での差止めが厳格に機能すると考えられる。知財推進計画 2020 でも本件問題についての検討を継続していただくとともに、検討状況や検討結果は、公に発表していただきたい。

・意匠審査官の増員及び意匠審査体制の強化（該当すると思われる項目：(A)）

2020年4月1日施行の改正意匠法では、これまで保護対象としていなかった物品によらない画像、建築物、内装なども意匠権としての保護対象となる等、大幅な制度変更となっている。現在の特許庁の意匠審査の担当部門は比較的小規模であるが、意匠出願の増加が見込まれる中、審査品質の維持向上を継続して実現するためには、審査判断に必要となる資料のスピーディーかつ継続的な収集方法の検討、ユーザーに意匠権のクリアランスを効率的に実行させるための環境整備などの課題解決はもとより、負荷増加で意匠審査の現場が混乱しないよう、意匠審査官の増員及び意匠審査体制の強化を図ることが必要である。

以上

法人・団体名	
8. 一般社団法人日本映像ソフト協会	
意見の分野	
(B1) 模倣品・海賊版対策の強化	
(G) 知財戦略の社会実装	
意見	
《要旨》	
コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた著作権侵害対策への強化及び支援を要望する。	
《全文》	
1. 「模倣品・海賊版対策」について	
今日のオンライン上における著作権侵害は、海外のP2Pネットワーク、オンラインストレージ及びサーバーを悪用するなど国境を越えたボーダレス環境で行われています。また、これら侵害行為を助長する秘匿性、匿名性を売りにしたサービスも広く普及しています。	
オンラインの世界では、当然のとおり国境はなく、翻訳器の発達などによりいまや言語といった「壁」も無くなりつつあります。国境を越えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延しています。権利者等にとって、その対策は困難を極めています。	
さらに本年は、わが国において次世代通信規格「5G」が本格的に商用化され、その実効速度、大容量、多数同時接続、超低遅延などが実現されようとしています。5G時代におけるオンライン上における著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって、脅威であり国際的な大問題となるのは言うまでもありません。	
このような状況のなか、権利者による権利行使の強化は勿論のこと、官民による国際連携・国際執行の強化をはじめ、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による海賊版サイトのフィルタリング、検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社等との連携による広告出稿の抑止要請及び金融機関・カード会社との連携による海賊版サイトの口座凍結などは当然のこととして継続し実施して参ります。	
しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体レベルでは限界を感じています。	
わが国として、クールジャパン戦略を推進するなか、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、是非ともその一方の「守り部分」として国境を越えて益々と複雑化し潜在化する著作権侵害の対策について、強化するとともに継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。	
《要旨》	
フットワーク軽くルールを決めて実行していくことを妨げている法制度（著作権法30条）の改正を要望する。	
《全文》	
(G) 知財戦略の社会実装について	
第1回構想委員会の資料1「知的財産戦略の今後の進め方及び検討体制について」8頁の「知財戦略の社	

会実装」では、「多様な手法で時期を逸しない制度整備」が掲げられています。そして、第1回構想委員会議事録6頁ではその内容について次のように説明されています。

「制度整備として、もう少し柔軟にフットワークが軽く、どんどん新しいルールを決めていくべきではないか、ルールを実行していくべきではないかということで、制度整備のところの右側を見ていただきますと、ハードローとソフトローという形で、もちろん立法はありますけれども、ソフトローという形で、ガイドラインとか、そういうものをうまく組み合わせて、柔軟に対応していく話あります。」

フットワーク軽くルールを決めて実行していくことを法制度が妨げている場合があります。

著作権法30条2項の私的録音録画補償金制度は、アナログ地上放送が停波した2012年以来、私的録画については補償金が支払われることなく8年が経過しようとしています。

現行著作権法30条は、(1) 私的複製ができる、(2) 特定機器・記録媒体に私的複製をする場合には補償金を支払わなければならない、という建付けになっていて、補償金の支払が私的複製を行うことができる条件となっていません。そのため、支払義務者や協力義務者は、合意形成に至らなくても私的録画を行い続けることができ、権利制限の代償である補償金の支払義務や協力義務を負担しない制度になっています。その結果、合意形成ができないことの不利益は権利者のみが負うことになります。

著作権法30条1項柱書に録画を除く旨を定め、同条2項に政令で定める機器で政令に定める記録媒体に録画する場合であって、補償金を支払った場合は録画できる旨を定めるならば、このような状況にはならないのではないかと思われます。

または、著作権法35条と同様、著作権法30条1項柱書に「必要と認められる限度において」という限定を加えるとともに「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」という但書を追加すれば状況は変わるように思われます。

いずれにしても、著作権法30条は、合意形成できない場合に、権利者のみが不利益を受ける制度を改めることを要望いたします。

法人・団体名
9. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの

意見
<要旨>

### 1 公衆への伝達に係る権利の見直し

我が国の著作権制度は、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（W P P T）」第15条が定める「公衆への伝達」に係るレコードに固定された実演等に関する権利の在り方と整合していない。通信と放送の融合やグローバル化が進展する今日において、弊害が顕在化することになる。「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、全体的な見直しを行るべきである。

### 2 私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元

現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等について、速やかに政令指定を行い、それ以外の機器等については、具体的な制度設計について結論を得て、必要な措置を講じるべきである。そのためにも、政府は、この問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組むべきである。

### 3 視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画の利用範囲が変化・拡大している。2012年に成立した「視聴覚的実演に関する北京条約」が、2020年4月28日に効力を発生する。視聴覚的実演に関する新たな国際秩序である北京条約の効力発生を契機として、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

### <全文>

#### 1 公衆への伝達に係る権利の見直し

我が国の著作権制度は、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（W P P T）」第15条が定める「公衆への伝達」に係るレコードに固定された実演等に関する権利の在り方と整合していない。具体的には、ウェブキャスティングやサイマルキャスティングなどの放送類似のサービスについて、W P P Tは報

酬請求権の対象としているにもかかわらず、我が国の著作権制度では許諾権（送信可能化権）が適用されている。一方、店舗等で聴かせる目的でのレコード利用（いわゆるレコード演奏・伝達）については、権利が一切付与されていない。

文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」では、基本的な考え方として、放送コンテンツのインターネット上の同時配信を優先して、具体的な検討を進め、可能な限り早急に結論を得る必要があるとしている。しかしながら、このような場当たり的な検討ではなく、「公衆への伝達」に関する権利全体を見据えて、ウェブキャスティングやレコード演奏・伝達に係る権利の在り方も併せて議論すべきである。このような場当たり的な検討を進めることは、通信と放送の融合やグローバル化が進展する今日において、アンバランスな制度の弊害が、より一層顕在化することになる。

ウェブキャスティングやサイマルキャスティングなどのサービスでは、放送と同様に大量かつ多様な楽曲を使用するが、放送と異なり許諾権が適用されることから、円滑な利用環境整備や制度見直しを求める声が強まっている。さらに、こうした制度の不備が、我が国においてウェブキャスティングやサイマルキャスティングなどのサービスの普及が進まない一因であるとの指摘もある。また、我が国のみが許諾権を適用していることから、当団体が諸外国の集中管理団体との間で相互管理協定を結ぶ際の支障ともなっている。

加えて、レコード演奏・伝達については、我が国では作詞家・作曲家には権利があるにもかかわらず、実演家及びレコード製作には権利が与えられてないため、適正かつ公平な対価が還元されていない。ヨーロッパをはじめとした先進国だけでなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利が導入されており、我が国は国際的な潮流から取り残されている。この問題は、2019年2月に発効した日EU経済連携協定（EPA）第14・12条においても十分な保護に関する継続討議が盛り込まれるなど、我が国の対応に国際的な関心が高まっている。

文化の発展のためには、音楽が円滑に利用され、そこから適正かつ公平な対価が支払われる制度を構築することが重要である。したがって、「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、ウェブキャスティングやレコード演奏・伝達も含め、全体的な見直しを行うべきである。

## 2 私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、2003年7月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（知的財産推進計画）」に取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているものの、現在に至るまで結論は得られていない。

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、現在、文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において取り上げられているものの、今期は関係府省庁間における議論の整理を確認するとともに、機器等に関する実態調査の集計・分析が整い次第、当事者間での検討を再開するに留まっている。そもそも知的財産推進計画は、知的財産の創造、保護及び活用について、政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策等を定めるところ、毎年、知的財産推進計画に掲げられている私的録音録画補償金制度の問題について結論が得られないというのは、知的財産推進計画自体が体を成していないと言わざるを得ない。

私的録音録画補償金制度の見直しについては、これまでの議論を踏まえ、現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等について、速やかに政令指定を行うとともに、それ以外の機器等については、具体的な制度設計について結論を得て、必要な措置を講じるべきである。そのためにも、政府はこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組むべきである。

## 3 視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、放送、パッケージ、インターネット配信など利用範囲が変化し、拡大を続けている。さらに、NetflixやAmazonなどの巨大プラットフォームによる、もっぱらインターネットで公開することを目的とした映像作品も数多く登場している。

視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、2012年に成立した「視聴覚的実演に関する北京条約（北京条約）」を、30か国が批准し、2020年4月28日から効力が発生する。北京条約は、デジタル・インターネット時代に適応するため、1961年の「実演家、レコード製作及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）」に定められた視聴覚的実演に関する国際秩序を新たにし、実演家人格権のほか、視聴覚的固定物に固定された実演に対して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与するものである。

我が国では知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつとして掲げられて久しいが、映画等のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分

な経済的権利が付与されていない。例えば、我が国著作権法では、劇場用映画がDVDとして販売されても、実演家に対して権利を認めていない。実演家をはじめとするクリエーターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。今般、視聴覚的実演に関する新たな国際秩序をもたらす北京条約の効力発生を契機として、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

法人・団体名	
10. YKK株式会社/ファスニング事業本部 ファスナー事業部 アパレル戦略推進部	
意見の分野	
(B1) 模倣品・海賊版対策の強化	
意見	
《要旨》 模倣品（偽物）の個人使用目的の輸入については、具体的な対応の方向性を早期に公表し、権利者、関係団体、有識者などとも協議の上、速やかに実効性の高い運用を実現して頂きたい。	
《意見の内容》 (B1) 模倣品・海賊版対策の強化 《全文》 【模倣品の個人使用目的の輸入状況】 現在の模倣品の個人使用目的の輸入状況について、業者が偽物を海外から日本へ輸入する場合、税関での水際が機能しているのは事実だが、昨今のeコマースは、スマートフォン用のアプリなどから個人が容易に偽物を購入できてしまい、商品が偽物であっても知的財産権を侵害していないなど、多くは「個人使用目的である」と輸入者から主張され、税関が差し止めることができない運用が増加して、多種多様な偽物が日本国内に輸入され続けていることは明らかである。このような傾向は、偽物が手軽に購入できる環境に因ることだけでなく、インターネット上に偽物が税関で差し止められた場合の対処方法が掲載されたサイトが存在していることも増加原因の一つとして挙げられる。行政機関においては「コピー商品撲滅キャンペーン」のような啓発活動を行って頂いているが、前述の通り、模倣品の個人使用目的の輸入は減少していないと考えられるので、法改正など抜本的な対応が必要であると思料する。 【模倣品がもたらす影響】 日本国内に輸入された偽物は個人使用の物も存在するだろうが、多くは、実店舗への売却や、近年拡大が著しく手軽に取引が可能なフリマアプリなどでの、個人間の転売が懸念される。偽物は従来周知のように、消費者などの健康や安全に影響を及ぼす可能性や、容易に破損するなどして、権利者のブランドを棄損し、市場経済に悪影響を及ぼすなど、様々な影響が想定される。さらに、偽物を製造する国や地域で、その製造過程における有害物質の使用や排出などによる環境への悪影響、貧困層をターゲットにした不当な長時間、低賃金労働、所定基準を満たさない劣悪な労働環境の温床になりかねず、日本市場において、模倣品の個人使用目的の輸入は、早急な対応が必要と思料する。2000年代当初、商標制度小委員会にて慎重な議論を行って頂いたが、前述の通り偽物は年々増加し、日本のみならず関係各国の経済、社会及び環境における影響を鑑みて、国際貢献の観点からも、模倣品の個人使用目的の輸入は、個人の行為として見過ごし難い状況になってきている。 【今後の対応などについて】 模倣品の個人使用目的の輸入について権利者としては、繰り返しになるが、具体的な対応の方向性を早期に公表し、権利者、関係団体、有識者などとも協議の上、速やかに実効性の高い運用を実現して頂きたい。	
以上	

法人・団体名	
11. (一社) 東京都中小企業診断士協会認定 知財活用ビジネス研究会	
意見の分野	
(A3) 地方・中小の知財戦略強化支援	
(A5) オープンイノベーションの促進化支援	
(A8) 各主体による価値のデザインを懇意	
意見	
【領域・分野】	
(A3) 地方・中小の知財戦略強化支援	
(A5) オープンイノベーションの促進化支援	
(A8) 各主体による価値のデザインを懇意	
【要旨】	
<p>本会では、価値デザイン社会の実現に向けて、中小企業診断士が中小企業支援の中で特に貢献できる3領域・分野の提言を行う。第1に「地方・中小の知財戦略強化支援」で診断士への経営デザインシート等の知識の習得の義務付け、第2に「オープンイノベーションの促進」で中小企業経営者を診断士と知財技能士、弁理士が三位一体で支援する有効性の普及、第3に「各主体による価値のデザインを懇意」で検討体の早期設置を提言する。</p>	
【全文】	
1. 「(A3) 地方・中小の知財戦略強化支援」に関して	
<p>地方・中小の知財戦略強化支援に関して、知的財産推進計画 2019 の中で「地域経済の担い手であり、尖った主体の苗床でもある中小企業による価値デザインも、これから地域経済の活力の源泉として極めて重要なになってきている」とする一方で「既に一部の中小企業においては、2018年5月に知的財産戦略本部で公表した経営デザインシートを活用して、新たな価値のデザインを実践し始めている」点は、大変好ましいと考える。</p>	
<p>施策の方向性では、「中小企業や金融機関等に経営デザインシートやその考え方を活用できるように支援する」、「新たに、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う」点を評価したい。</p>	
<p>上記の支援にあたっては、中小企業経営の専門家である中小企業診断士の活用が欠かせないが、現状では、中小企業診断士の中で「経営デザインシート」や「知財ビジネス提案書」を扱っている者が多くない。</p>	
<p>そこで、本会では、多くの中小企業診断士が「経営デザインシート」や「知財ビジネス提案書」を使って中小企業支援を行うようになるべく中小企業診断士試験や中小企業診断士の理論政策更新研修の中に組み込むことを提言する。</p>	
2. 「(A5) オープンイノベーションの促進化支援」に関して	
<p>知的財産推進計画 2019 には「オープンイノベーションの必要性の認識は高まり、取組も増加しているが、より質の高い、アウトカムにつながるオープンイノベーションが円滑に行われるよう、これまでの施策の強化、新たな施策への挑戦を行う。」とある。</p>	
<p>これに対して、「多様性を生かした非連続イノベーションの創出を目指し、産業技術総合研究所において領域を超えた『インクルーシブ研究開発推進チーム（仮称）』の設置」や「大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築」（オープンイノベーション機構）などは、我が国産業を発展させる効果は大きいと考える。</p>	
<p>中小企業のオープンイノベーションに関しては、構想委員会における論点案「IV. 知財戦略の社会実装」において、知財戦略を実行するに必要な人材として記載されている「複数の専門分野を備えた人材（例：経営と知財、Double Degree、Dual 化）」の活用が望ましい。</p>	
<p>そこで本会では、中小企業経営に対して、経営面の外部専門家である中小企業診断士と知財面の企業内部の専門家である知的財産管理技能士、知財面の外部専門家である弁理士の3者が三位一体となって支援しオープンイノベーションを推進するスキームを国から発信することを提言する。特に本会を含め一定数存在する中小企業診断士と弁理士、知財管理技能士等を有する Dual 専門家（経営と知財）の活用が有効だと考える。その際、オープンイノベーションを社会的・経済的に価値あるものとするために、知的財産戦略本部で 2018 年5月に公表した「経営デザインシート」の活用を推奨することが望ましいと考える。</p>	

## 3. 「(A8) 各主体による価値のデザインを懇意」に関して

知的財産推進計画 2019 には、「知的財産戦略本部で 2018 年 5 月に公表した『経営デザインシート』は、それを加速するための思考補助ツールとして有効であり、知財を含む経営資源の有効活用やオープンイノベーションの取組にも資するものである。このシートやその考え方の活用により、我が国においてあらゆる組織が将来に向けた新しいことをデザインし、ユーザーからの共感を得て、価値として実現していくことが期待される。」との記載がある。

施策の方向性として、「経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する。(短期、中期)(内閣府)」とある。本会としては、これが有機的に機能することは重要であると考えている。

しかし、2020 年 1 月末時点では、経営デザインシートの普及・定着に向けた活動は、日本知財学会経営デザイン分科会などの民間組織の活動のみで、知的財産戦略本部の下には検討体が見当たらない。

本会では、「経営デザインシート」やその考え方の活用をわが国に根付かせるまでは、民間組織の活動を下支えする内閣府等国の支援が必要と考えている。そこで、本会としては、検討体を早期に設置し、経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化等を早急に検討することを提言する。なお、本検討体の組成にあたっては、基本的な考え方をよく理解し、活動できる「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース」の委員を多く登用することが望ましいと考える。

法人・団体名
12. 一般社団法人日本音楽著作権協会
意見の分野
(A 7) データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り
(B 1) 模倣品・海賊版対策
(B 3) クリエイション・エコシステムの構築
意見
<input type="radio"/> 意見内容の分野 (A 7) データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り 意見 1 AI 生成作品の保護の要否等の問題に関しては、著作者(特にプロフェッショナルとして活動するクリエイター)の創作環境に悪影響が及ばないようにする観点から、国際的な議論をリードしていくべきです。 (1) AI 生成作品(AI によって自律的に生成された作品)は、著作物と同様に、国境を越えて流通しますので、その保護の有無・程度等の法制度については、著作物の場合と同様に国際調和が求められるところ、米国特許商標庁(USPTO)が 2019 年 10 月に、世界知的所有権機関(WIPO)が同年 12 月に、AI 生成作品の著作権による保護の要否等を論点とする意見募集を実施するなど、各国で議論が活発化しています。 (2) AI は人間と比べて短時間に大量の作品を生成することができるため、その利活用に関する制度・ルール作りの方向性によっては、プロフェッショナルとして活動するクリエイターの創作環境を害することとなるおそれがあります。 (3) 質の高いコンテンツを数多く世界に送り出してきた我が国としては、著作者(特にプロフェッショナルとして活動するクリエイター)の創作環境に悪影響が及ばないようにする観点から、機を逸することなく、国際的な議論をリードしていくべきです。
<input type="radio"/> 意見内容の分野 (B 1) 模倣品・海賊版対策 意見 2 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく取組を着実に進めつつ、対策の実効性をより高めるためにサイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべきです。 (1) 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」のうち、短期的には「広告出稿の抑制」及び「リーチサイト対策」が、長期的には「著作権教育・意識啓発」が特に重要であると考えま

す。

- (2) 海賊版サイトの主な収入源である広告料を遮断することの重要性は論を俟ちません。
- (3) 「リーチサイト対策」については、早期の立法措置が待たれますが、海外のリーチサイトへの対策としては実効性が不十分であることから、サイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべきです。
- (4) 「著作権教育・意識啓発」においては、単に海賊版サイト等を利用しないよう呼びかけるだけでなく、創作者に適正な対価を還元することの意義を学齢期の早い段階から周知徹底していくことが望れます。

#### ○ 意見内容の分野

##### (B 3) クリエイション・エコシステムの構築

意見3 アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準向上に向けた取組を積極的かつ継続的に推進すべきです。

- (1) クリエイション・エコシステムにおいては、「コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うこと」(「知的財産推進計画 2019」33頁)が決定的に重要であり、その構築を進める上で基礎となるのは、クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解です。
- (2) クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解という点で、日本が仏独等の欧州主要国に後れを取っていることは、私的複製に係る補償制度等を見れば明らかですが、その日本と比較しても、アジア・太平洋地域には大きな改善の余地があります。
- (3) 例えば、同地域においては、音楽著作権管理団体の使用料徴収総額の9割以上を日韓豪の3か国で占めていますが(「C I S A C G L O B A L C O L L E C T I O N S R e p o r t 2 0 1 9」46頁)，域内のGDP総額に占めるこの3か国の割合は3割程度にすぎません。このことは、中国・インド・A S E A N諸国における著作権保護・著作権管理の水準が極めて不十分であることを物語っています。
- (4) 当協会は、C I S A C (著作権協会国際連合)のアジア太平洋委員会委員長として、域内の著作権管理団体を支援するとともに、講師の派遣、研修生の受け入れ等の地道な取組を続けていますが、域内の著作権保護・著作権管理の水準を高め、日本の音楽コンテンツの適正な利用とクリエイターへの対価の還元を促進するためには、各国政府の主導による法整備等が不可欠です。
- (5) 既に文化庁がアジア・太平洋地域における著作権法制整備や海賊版対策の支援を実施されていますが、各国政府との連携をより一層強化し、これらの取組を積極的かつ継続的に推進していくことが必要と考えます。

意見4 私的複製について適正な対価が権利者に還元される制度を早急に構築すべきです。

- (1) 現行著作権法30条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものです。しかしながら、「相当の蓋然性をもって私的録音に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって私的録音の実態が認められる」(平成31年2月1日開催「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」第7回 資料1)機器ですら、補償金の対象となっていないことから、補償は有名無実化し、このバランスは完全に崩壊しています。
- (2) 私的録音が行われなくなったという「印象論」を強弁する向きもありますが、直近の実態調査(平成30年3月「私的録音に関する実態調査報告書」みづほ情報総研株式会社)によれば、「録音等を過去1年間に行ったことがある者の割合」は、2014年当時の調査結果と比較して減少していません。
- (3) 2019年5月30日に東京で開催されたC I S A C (著作権協会国際連合)総会では、日本の私的録音録画補償金制度に関する決議が採択され、同制度の有名無実化が「世界中の創作者にとって重大な損失である」との認識が示されました。
- (4) このような状況の下で、クリエイション・エコシステムを構築し、「創作のサイクル」を早く大きく回していくためには、私的複製について適正な対価が権利者に還元される制度を早急に整備すべきです。
- (5) 私的録音録画に使用される機器等に関する実態調査(令和元年12月18日開催「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」第1回参考資料4)に基づき、少なくとも、「相当の蓋然性をもって私的録音に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって私的録音の実態が認められる」機器については、速やかに補償の対象にすべきです。それ以外の機器のうち「私的録音の実態が認められるもの」についても、その実態に応じて補償の対象とする方向で検討を進めるべきです。
- (6) さらに、クリエイターへの対価還元の意義について、消費者・事業者の理解を促進するため、教育・啓

発等の取組を長期的な視点で継続していく必要があります。

意見 5 音楽作品の海外展開促進のために必要となるメタデータの整備等を推進すべきです。

- (1) コンテンツの海外展開を促進し、その対価を確実に創作者に還元させるためには、外国語（特に英語）のメタデータの整備等が必要です。
- (2) 音楽の分野では、作品の制作時に外国語タイトル等のデータが付されないことも多く、その場合には、弥縫策として日本語読みをローマ字で表記したタイトル等を各国の著作権管理団体等と共有することとなります。しかしながら、海外展開の過程で独自の外国語タイトルが付されたり、著作権管理団体間で共有しているものとは異なる方式のローマ字表記が付されたりすることが少なくないため、対価還元の前提となる利用の捕捉がままなりません。
- (3) この状況を改善するには、作品制作段階で海外展開用メタデータを付すインセンティブを高める施策（どの地域でどのような作品がどれくらい利用されているかの傾向を明らかにする調査等）、海外展開のために必要なメタデータの整備に関する経済的支援を実施するほか、国際的に用いられている各種識別コード（ISWC, ISRC, ISAN等）の活用の促進、日本の音楽作品のフィンガープリント・データの生成・提供の促進等を総合的に進めることが必要であり、政府による積極的な取組が期待されます。

意見 6 「イノベーション」の創出や「新規サービス」の実現のために著作権者個人の利益（私権）を犠牲にすることには、大きな問題があります。

- (1) 近年、「イノベーション創出のため」（令和元年10月24日付け文化庁著作権課が公表した「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」1頁）、さらには、「社会的に意義のある新規サービス」を可能にするため（令和2年2月10日開催の「文化審議会著作権分科会」資料1－2「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書（案）」1頁）などと称して、権利制限を拡充する傾向が強まっています。
- (2) しかし、「イノベーション創出」や「新規サービス」のために著作権を制限することは、大きな問題を孕んでいるといわざるを得ません。
- (3) 文化庁が「通常は、『公益』を実現するための『費用』は税金でまかなわれますが、著作権の制限の場合はその費用を『権利者個人』に負わせている、ということもよく認識しておく必要があります。」といみじくも指摘しているように（<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/outline/8.html>「著作権なるほど質問箱」），たとえ公益実現のためであるとしても権利制限には慎重さが求められます。まして、「イノベーション創出」や「新規サービス」は、一義的にはそれを手掛ける私企業の利益に資するものにすぎず、「公益」ではないことから、そのための「費用を権利者個人に負わせ」ることには大きな問題があります。
- 「社会的に意義がある」といった言葉で飾ってみたところで、およそ「サービス」は何らかの顧客のニーズを満たすものである以上、程度の差はあれ社会的意義があるのであって、それによって私益を公益に転換しようとするのは牽強付会の説というべきです。
- (4) 百歩譲って「イノベーション創出」や「新規サービス」が「公益」に該当すると仮定してみても、そのために「権利者個人」の利益（私権）を犠牲にすることには極めて謙抑的な姿勢が求められます。
- (5) 特に、関係当事者がライセンス市場の形成に努めている場合や現にライセンス市場が形成されている場合に、そこに権利制限を及ぼすことはおよそ正当化することのできない暴挙にほかなりません。

法人・団体名
13. 日本弁理士会
意見の分野
意見
【要旨】 「価値デザイン社会」の実現に向けて、種々の新たな取り組みを検討し、実行すべきである。例えば、以下の取り組みが考えられる。 ・意匠制度及び商標制度の活用を伴う、地域の特色を活かした知的財産の総合的な活用

- ・特許制度及び商標制度の見直し
- ・知財総合支援窓口のさらなる充実
- ・知財専門家団体と検索機関との連携強化
- ・知財創造教育のさらなる推進
- ・デジタルコンテンツデータにかかる日本発のプラットフォームの開発

### 【全文】

はじめに

2018年6月に決定された「知的財産戦略ビジョン」においては、目指すべき社会の姿として知財立国を基盤とした「価値デザイン社会」の実現が掲げられ、2019年6月に決定された「知的財産推進計画 2019」においては、価値デザイン社会の実現を加速していくべく、「脱平均」「融合」「共感」の3つの柱が掲げられ、様々な施策が講じられているところである。

この点、2019年6月21日に開催された知的財産戦略本部会合で安倍内閣総理大臣が述べられたとおり、グローバル化やデジタル化が急速に進展する時代において、知的財産の活用・保護の重要性はますます高まっている。よって、知的財産推進計画 2019 で掲げられた3本の柱に関する取り組みをさらに拡充し、価値デザイン社会の実現をさらに加速させていくべく、種々の新たな取り組みを検討し実行すべきであることは論を俟たない。この観点から、特に「脱平均」に着目し意見を述べる。

#### 1. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す環境整備の促進

知的財産推進計画 2019 で述べられているとおり、これから価値デザイン社会において、新たな価値を生み出すきっかけを作るのは、尖った才能を有する個人であり、そのためには個人や企業（尖った人・企業）がチャレンジしやすい環境の整備や様々なサポートの充実が必要である。このことを受け、同計画においては、当面の施策の重点として「創造性の涵養・尖った人材の活躍」「ベンチャーを後押しする仕組み」「地方・中小の知財戦略強化支援」「知財創造保護基盤の強化」「模倣品・海賊版対策の強化」が掲げられた。

「脱平均」の促進に向けては、同計画に掲げられた施策はもちろん、種々の新たな取り組みが考えられるところである。その一例として以下の提案を行う。

##### （1）意匠制度及び商標制度の活用を伴う、地域の特色を活かした知的財産の総合的な活用

知的財産推進計画 2019 で述べられているとおり、地域経済の担い手であり、尖った主体の苗床でもある中小企業による価値デザインは、これから地域経済の活力の源泉として極めて重要であり、地方産業や中小企業の産業競争力強化は、価値デザイン社会を実現する上で不可欠と言える。

近年、「知財ミックス」という言葉とともに、技術開発の成果として物の外観に表れる構成について、意匠と特許の両面からのアプローチによって保護を強化する、あるいは、自社商品の「らしさ」を醸成する外観構成について、意匠と商標の両面から保護を図る等、総合的な知的財産の活用が拡がっている。しかしながら、現時点では、この拡がりは、大都市圏や大企業を中心とした知財活動の範囲に止まっている現状があり、まだ十分なものとはいえない。今後は、さらに地方での経済活動や中小企業の知財活用において、意匠や商標もこれまで以上に重要なツールとして捉えた多面的で総合的な知財活用の浸透が必要である。

例えば、意匠は、商品形態を直接保護できる制度であり、相対的な登録率の高さや、一見把握性による権利としての有効性等を有する。よって、中小企業にとって、意匠権の取得による自社製品の開発成果や商品ブランドの保護は、本来取り組みやすいものであるところ、2018年における中小企業による意匠出願件数割合は、全体の37.3%と決して高くない。また、地方の企業においても、その地域の産品の保護のために、意匠制度の活用が有効であるところ、出願割合は東京や大阪に偏重しており、利用が進んでいない地域においては、自分たちの魅力ある産品の価値を十分な経済的効果につなげられないおそれがある。すなわち、地方企業・中小企業にとって、「稼ぐ力」を付けていくためのツールとして、意匠権は積極的に活用すべきものであるところ、現状の中小企業・地方産業における意匠の活用は、まだまだ十分とはいはず、活用の態勢においても未熟な点が否めない。

一方で、活用が進まない背景には、彼らが意匠の効用に気付いていないことに依ることが大きいと考えられ、むしろ今後の伸びしろは十分にあり、意匠を含めた知財の総合活用により産業競争力を強化していく展開は、地域活性化・元気な中小企業づくりの有効な方策として期待できる。

そこで、中小企業・地方産業の競争力を高めていくために、地域の特色を活かし、意匠権や商標権を活用し、知的財産の総合力を高めていくことの有効性を浸透させ、根付かせていくことの重要性を広く共有し、現場からの地域活性化の盛り上げを行っていくこと及び、その全国的展開を実現するための取り組みが必要である。

## (2) 特許制度及び商標制度の見直し

特許制度及び商標制度については、これまでも不断の見直しがなされ、近年では査証制度の導入等による特許訴訟制度の改善や、色彩のみからなる商標や音商標などの新しいタイプの商標を保護対象とするといった商標制度の改正がなされている。

他方で、知的財産推進計画 2019において、“技術の進展や、デジタル化やグローバル化などを契機としたビジネスの環境の変化の中でも、個々の主体が知的財産を有効に活用して新たな価値をデザインできるよう、知的財産制度の見直しや、知的財産制度を支える体制の整備に不断に取組むことが求められている。”と述べられているとおり、このような制度見直しの取り組みは、引き続き継続していくことが望まれよう。このことに鑑み、今後見直すべきと考えられる事項の一例を下記する。

## (i) 期限徒過にかかる救済基準の緩和

日本の救済制度は、相当な注意 (due care) を基準としているが、この日本の救済ガイドラインは、同じく相当な注意基準を採用している欧州特許制度の運用を参考にして、策定されたものである。他方で、その後の日本の運用が、欧州の運用と同等であるかを比較検討したところ、以下のことが判明した。

- ・救済制度のガイドライン上の判断基準について、ガイドラインの比較を行ったところ、欧州に比べて日本の方が厳しい傾向がみられた。
  - ・救済制度の運用上の判断基準について、事例の比較を行ったところ、欧州に比べて日本の方が厳しい傾向がみられた。
  - ・判決日又は審決日が 2015 年以降における救済の許可率を見ると、日本では、0%であるのに対して、欧州では、34%であり、数値的にも、欧州に比べて日本の方が厳しい傾向がみられた。
  - ・救済が認められるボーダーラインについて、様々な側面において、日本では、予測可能性を含む基準と高度な特殊性を含む基準とが複合的に要求されるのに対して、欧州では、isolated mistake (孤立したミス) 又は exceptional circumstances (例外的な状況) などの単一の基準を満たすことで足りる傾向にある。
- したがって、救済制度導入の経緯及び、特許制度のユーザーフレンドリー化を国際的に図ろうという PLT の理念に鑑み、国際的なデファクトスタンダードであるとして確立された欧州の救済制度の実務を尊重し、日本の救済ガイドラインの改訂等により、救済が認められる日本のボーダーラインを欧州のボーダーラインと同様のレベルまで緩和すべきであると考える。

## (ii) 商標法における本質的な保護対象の明確化

商標法の本質的な保護対象は、商標が持つ自他商品・役務識別機能（以下「識別性」という。）であるところ、現行法における商標の定義規定ではこの点について触れられておらず、商標の構成要素を列挙するに留まっている。そのため、裁判・取引実務において「商標的使用」という解釈を用いることによって調整・対処されているが、本来であれば、保護対象が文理上明確に定義されていることが望ましい。

諸外国の商標法では、商標の定義で「識別性」について触れられているものが大多数である。したがって、国際的に調和した知財制度の整備の観点からも、他の多くの国と同様、保護対象の本質が文理上明確になるよう検討すべきである。

## (iii) 模倣品を業としてではなく輸入する行為への規制

模倣品の輸入に関しては、「業として」行われることが商標権等侵害の要件である（商標法第 2 条第 1 項第 1 号等）。このため、個人使用目的での使用・輸入・購入は禁止されていないとして、業者による個人輸入の仮装や個人輸入代行の仮装が横行している。このような仮装事案は、商標権等侵害とされ得るべきものではあるものの、その性質上、精密な審理判断による裁判所の侵害訴訟での紛争解決には馴染み易い一方、簡易迅速な税関の水際取締りには馴染み難いことが多い。

かかる模倣品の輸入においては、越境電子商取引の進展に伴い、インターネット及び国際小口貨物郵便を利用した（業者介在型）個人輸入が顕著に増加している。この（業者介在型）個人輸入も「業として」行われる場合には商標権等侵害を構成するものの、実際には国際小口貨物郵便での個人輸入の態様によることが多いため、簡易迅速な税関の水際取締りの実効性が発揮されにくい。

その結果、特に、輸入品の模倣対策として一般にベストプラクティスとされる税関の水際取締りにおいて、輸入差止件数が増加ないし高止まり傾向にある反面、輸入差止点数は顕著な減少傾向にあり、その実効性の低下が懸念される。

そこで、本問題に対する抜本的な解決のため、模倣品につき、国内に所在する個人による国内における業としてではない悪意又は過失善意での輸入行為を規制対象とすることを提案する。このような規制を導入することは、上記状況に鑑みると、必要かつ相当であるものと考える。

また、国内の個人の行為の規制に当たり、特に、個人所持を規制することなく、個人輸入のみを規制する点

は、商標法等の産業財産権法上、輸入が「使用」行為に含められている趣旨が、「登録商標と同一・類似の標章を商品・商品の包装に付したものを輸入する行為は、国内において登録商標と同一・類似の標章を商品・商品の包装に付する行為と同等のものである（る点にある）」（小野昌延・三山峻司編「新・注解商標法【上巻】」（2016年）115頁〔茶園成樹〕）こと等に鑑みると、十分に許容されるものと考える。

さらに、善意無過失を輸入者の抗弁とし、税関の水際取締り手続きにおいて、輸入者の悪意又は有過失善意を権利者による輸入差止申立ての受理要件とすることなく、輸入者の善意無過失を認定手続きでの非侵害認定の要件とすれば、税関の水際取締りの実効性も確保できるものと考える。

このように輸入品の模倣対策として一般にベストプラクティスとされる税関の水際取締りの実効性を確保することは、上記のとおり被害を蒙っている日本の企業、特に中小企業にとって、侵害発生国における、汚染率の高い中国等の通販サイトやオークションサイト、中国等の模倣業者等への模倣対策が必ずしも容易ではないことからも、必要かつ合理的ということができる。

そして、このような規制の仕方としては、商標法等の産業財産権法上、商標権等侵害と見做す規定を商標法第37条等に新規に創設することが相当であるものと考える。

なぜなら、産業の発達に寄与することを目的とする商標法（商標法第1条参照）等の産業財産権法上、「使用」行為が「業として」行われることは、本来的に商標権等侵害の要件とされるべきものであるため、「業として」行われることを一般的に商標権等侵害の要件（商標法第2条1項1号等）から削除するのは相当ではなく、上記規制は、商標法第37条等所定の他の侵害見做し規定と同様に商標権等の禁止権の拡大によりその保護の万全を図るものと位置付けられるべきものであるからである。このことは、著作権法第113条第1項第1号において、「国内において頒布する目的をもって、輸入の時において国内で作成したとしたならば…著作権…の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為」が「著作権を侵害する行為とみな（さ）」れていることにも整合するものと考える。

もっとも、業としてではない個人の輸入行為は、可罰的違法性が類型的に低いと考えられることから、謙抑性の原則にも鑑み、上記規制内容としては、刑事上の規制は行わないこととすべく、みなし侵害罪に係る商標法第78条の2等所定の罰則からは除外することが相当である。また、同様の理由により、輸入禁制品に係る関税法第109条所定の罰則からも除外することが相当である。

なお、意匠法や特許法等についても同様の検討の余地がある。

また、上記の商標法等の法改正の検討と並行して、模倣品需要を削減する取り組みも重要である。諸外国では、デジタルネイティブと呼ばれる、いわゆるZ世代に向けた啓発活動が活発である。越境電子商取引に伴う模倣品の個人輸入が増える中、若年層の知財制度の認知向上が模倣品需要の削減に有効である。

加えて、この世代は、自ら使うためではなく、最初からオークションで販売することを目的として購入することも少なくない。このような場合には、個人輸入した模倣品がオークションに出されるという事態になってしまうため、これを未然に防ぐことの重要性も増している。

法理上、個人輸入行為が違法であることが明確となることで、こうした若年層への啓発が容易になり、将来にわたって模倣品が我が国に流入、あるいは我が国で流通することを、防ぐことができるようになる。

### （3）知財総合支援窓口のさらなる充実

知財活用の1つの手段として「標準化」があげられるが、これまでにJSAやJQA等の標準化関係機関が関与した数多くの標準化に関するプロジェクト事例は、多くの企業（とりわけスタートアップや中小企業）にとって、標準化の世界は知財以上になじみが薄く、コミュニケーション面の問題が大きいことを示唆している。よって、例えば、標準化に関する専門用語の解説・翻訳／通訳など、コミュニケーション面の支援を今後充実していくことが求められよう。

また、標準化はその性質から専門的知見や多くの関係者の調整等が必要となることから、専門家による支援が有効であるところ、特に資力に乏しいスタートアップや中小企業においては、このような活動に投資をすることが困難であり、その結果、将来有望なプロダクトを有する企業がそのポテンシャルを十分に発揮する機会を失う事例が多いのが実情であろう。

そこで、中堅・中小・ベンチャー企業が抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付ける相談窓口として設置されている、知財総合支援窓口のさらなる充実を図ることを提案する。

例えば、標準化関係業務の専門機関であるJSAやJQAとプロジェクトを進めるにあたり、常に相談者（企業側）の立場に立って専門用語を解説・翻訳／通訳し、専門機関や専門的なプロセスの意義や利害得失を解説し、企業がその事業目標に照らして標準化活動の具体的な内容を常に理解しながら進められるような支援機能を担うことが考えられる。

より具体的には、企業の事業計画や強みを理解した上で、標準化・認証のスコープ・目的を明確にすることで、標準化プロジェクト立ち上げの効率化を図ることや、仕様の「公開」とステークホルダー全員の「合意」

が前提となる標準化のスコープの選択の際に、企業の競争力の源泉が失われないようにするとともに、企業の強みが生かされるような助言を行うといったことが考えられる。

また、さらに踏み込んだ支援として、標準化プロジェクトの進行中において、リソースが疲弊／枯渇しがちなスタートアップや中小企業に対して、常に担当者の背中を押すペースメーカーとして伴走するといった活動や、専門家（知財専門家、標準規格立案・管理・活用専門家 等）で構成される支援チームによる、中小企業が保有する独自技術や業務プロセスにかかるオープン・クローズ戦略、標準規格の制定・認証機関の設立等を一貫して継続的に支援できる制度を、知財総合支援窓口のなかに創設することも考えられる。

#### （4）知財専門家団体と検査機関との連携強化

IoTやAIなどの技術の著しい進歩に伴い、サイバー空間におけるデジタルコンテンツや技術データから、フィジタル空間における現実の商品や著作物等に至るまで、知的財産の概念やその保護対象、取引の手段等が変化し拡大を続けている。

このような知的財産の「保護」や「権利侵害」の概念等の理解には、商標権や著作権など既存の法律の実運用に携わる専門的な知識が欠かせない。さらに、デジタルデータの取引には国境がないにもかかわらず、実体法においては、知的財産法は国や地域ごとに異なる。このような個々の知的財産法の具体的な運用に関する十分な理解なしには、迅速での的確な事件処理は困難であり、少なくとも検査機関内における対応や判断は極めて難しいものと考える。

そこで、知的財産戦略の実効性を担保する制度整備を進めるにあたっては、水際対策等の知的財産の専門性が必要とされる事件や、解決に迅速性を要する知的財産事件等の対応に関し、必要に応じて、意見の聴取や鑑定などの依頼を容易かつ迅速にできるよう商標権や著作権など既存の法律の実運用に携わる専門家が所属する知財専門家団体と、検査機関とが緊密に連携協力できる仕組みの整備が望ましいと考える。

なお、このような体制を構築するにあたり、知財専門家団体においては、必要に応じて、(i)商標法、不正競争防止法、著作権法等の法域における経験、(ii)ソフトウェア、デジタルコンテンツ等の事案における経験、(iii)関係国における経験、などに基づく有識者名簿を作成することも考えられよう。

このような体制を構築することで、客観的意見や一般的な知的財産法に関する判断情報等の入手が容易にでき、迅速な問題解決に結びつくと考える。

#### （5）知財創造教育のさらなる推進

経営資源は「財務資本」「物的資本」「人的資本」「組織資本」と言わわれるとおり、人的資本すなわち人材は、様々な事業・戦略を進めるうえで非常に重要であり、人材育成は価値デザイン社会を実現するために不可欠であろう。この点、本年度の知財創造教育推進コンソーシアムの活動は、「知財創造教育に関する教育プログラム集」の作成や地域コンソーシアムの活動をはじめとし、今後の知財創造教育の発展に多いに寄与するものと考えるが、今後、知財創造教育を定着させ、持続的に発展していく仕組みの検討をさらに深めるべきと考える。

予算上、全ての学生に同じタイミングで知財創造教育を定着させることは困難であるため、まずは、知財に意欲的な学生（尖った人材）に対し、知財創造教育を定着させて、それを成功事例にしてから他の学生へも展開していくべきである。

また、尖った人材を受け入れる環境を整えることも重要であると考える。尖った人材は客観的に考えると否定されやすい。環境を整える一例として、幅広いジャンルの大会やコンテスト等を開催して尖った人材が活躍し、周囲から認められるようにすることが考えられる。

## 2. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境整備の促進

### ○デジタルコンテンツデータにかかる日本発のプラットフォームの開発

知的財産推進計画 2019 の第 3 の柱「共感」の具体的アクション「クリエイション・エコシステムの構築」では、著作物等コンテンツの利活用を促進するため、権利情報の集約化や権利処理・利益配分等の仕組みといった著作物にかかるシステムの基盤整備が検討されてきた。

現時点において、デジタルコンテンツとして、著作物である音楽や映画、書籍などがインターネットで取引されているものの、世界共通のプラットフォームが存在するわけではなく、個別団体や業界の中で、自ら独自に構築したシステムの利用を進めている段階である。

一方で、デジタル化の進展に伴い、「クリエイター」にも「ユーザー」にも利便性、透明性や信頼性の高い著作物の権利処理、契約手続、利益分配、信用確認等の一連の取引システムの整備の必要性は、ますます高まっているものと考えられる。

したがって、デジタルコンテンツデータを取引するためのシステム環境整備においては、管理技術や取引技術について日本発のプラットフォームを開発し、さらに実証等を通じて信頼性を高め、世界標準を獲得する

ことによって、デジタルコンテンツ市場における「クリエイター」や「ユーザー」の利便性、透明性、公平性の点で世界をリードする我が国の優位性を確保すべきであると考える。このような取り組みは、「クリエイター」や「ユーザー」のためだけのものではなく、一部事業者にプラットフォームを独占させないような対抗施策としても有効かつ重要と考える。

加えて、このような施策のバックボーンとして、ソフトウェア技術、技術情報等のデータ取引、これらの標準化対策を含めた知的財産の権利処理を全体的に俯瞰し、事業をリードないしはサポートし得る、我が国のデジタル化を支える人材の育成が急務である。

デジタル技術に精通し著作権等の知的財産の権利処理等の知識の豊富な人材を育成することは、プラットフォーム上の様々なアプリケーションの構築においても、その後の運用・拡張・進化等においても、将来デジタルコンテンツのビジネスにおいて人間が関与せざるを得ない部分において、コンサルタントやスペシャリストとして世界的に力を発揮できるマーケットやビジネスチャンスを創生することに繋がるであろうと考える。

おわりに

第4次産業革命とも称される新たな産業社会が現出しつつある中、日本弁理士会としてもこれまでの固定観念にとらわれることなく、視座を高め日々様々な検討を行っている。デジタル知財戦略の推進等に関して、今後、必要に応じて、さらなる提案等を行う機会をいただければ幸いである。

以上

法人・団体名	
14. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)	
意見の分野	
(B1) 模倣品・海賊版対策の強化	意見
海賊版サイト対策に関する政府からの支援の強化を要望する。	
<p>2019年10月18日、政府は「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を決定し、現在、関係省庁においてこれに沿った海賊版対策が行われている。</p> <p>CODAや会員社は、著作権に関する普及啓発、正規版流通促進の支援、海賊版サイトへの共同エンフォースメント、違法コンテンツの削除要請、CDNへの要請、ドメイン停止要請、検索エンジンにおける検索結果表示抑止、広告への対策、フィルタリングなどはすでに実施しており、今後も引き続き対策を継続する。</p> <p>また、文化庁において検討されていた著作権法改正について、特にリーチサイト規制については、法律が施行され次第、然るべき対策を講じる予定である。</p> <p>5G時代の到来により、海賊版サイト問題はさらに深刻な状況となることは明らかである。</p> <p>政府として、対策メニューに限定することなく、また権利者ばかりでなく、関係者が一丸となってあらゆる海賊版対策を講じることへの支援の強化を要望する。</p>	

法人・団体名	
15. 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会	
意見の分野	
(A4) 知財創造保護基盤の強化	
(B3) クリエイション・エコシステムの構築	意見
<p>平成31年2月15日に特許専門委員会より提出した「知的財産推進計画2019」の策定に向けた意見(※1)では、現行の特許制度が「コト」をベースとしたネットワーク社会においてその機能、役割をなお十分に発揮しているかどうか、あらためて検討する必要性を述べました。</p> <p>当該論点については、「第33回特許制度小委員会(令和元年10月10日)」や、「AI・IoT技術の時代において生じている又は生じ得る知財制度上の検証事例(※2)」等で取り上げられておりますが、まさに議論が始まったという段階であり、結論が出ておりません。</p> <p>従いまして、現在進められている議論が継続して行われ、その中で現行の特許制度が「コト」をベースと</p>	

したネットワーク社会においてその機能、役割をなお十分に発揮しているかの検討を更に進めて頂くことを要望いたします。

また、上記「AI・IoT 技術の時代において生じている又は生じ得る知財制度上の検証事例（※2）」に対し、特許専門委員会は特許庁宛に意見書を発信しております（※3）。こちらもご参考頂きたいと考えます。

#### ※1. 「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの (e) 知財システム基盤の強化」に関する意見

従来のハードウェアを中心とした大量生産型のビジネスモデルとともに発展してきた現行の特許制度は、我が国のような産業構造とあいまって、その発展に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、AI、IoT 技術などの発展、普及といった第4次産業革命の進展により、我が国自身の産業構造の中核が「モノ」から「コト」へ急速に変化し、現行の特許制度が暗黙のうちに置いていた前提自体が変革しています。

こうした急速な変化に対応するべく、特許庁では「IoT 関連発明の事例集」、「AI 関連発明の事例集」等を整備するなど、特許の保護対象の事例を広くユーザーに紹介することで、産業構造の変化に機敏に対応されてきました。こうした行政での迅速なご対応につきましては、大変感謝しております。

その一方で、特許制度には、ポスト保護対象ともいべき、権利付与後の特許の価値評価、研究開発への再投資等といった機能、役割があります。保護対象論から一步議論を進め、「コト」をベースとしたネットワーク社会において、現行の特許制度がこうした点においてもその機能、役割をなお十分に発揮しているかどうかについて、あらためて点検する必要がないでしょうか。

例えば、ネットワーク社会では、サービスの提供、データのやり取りが中心であるため、「モノ」の世界のように、有体物たる製品の販売台数、売上という形で実施行為の規模を捕捉することは困難です。また、クラウド上でサービスが実行される場合には、クラウド自体へのアクセスの困難性から実施行為の解析ができず、侵害行為の検証もままならないことが想定され、特許をもっているだけで使えない、という課題が増えてくることが懸念されます。

特許制度がネットワーク社会に順応しきれていないままでは、AI 技術、IoT 技術で具現化されるサーバ・クライアントシクシステムにおいて、サーバから配信されるプログラム、サーバとクライアント間で提供されるサービスについて権利化はできても、活用できるか不透明ということになりかねず、翻って、研究開発投資の回収先が権利活用が比較的容易なクライアント側のハード端末に偏重しかねません。産業構造の変化を踏まえて、サーバークライアントシステムでの研究開発投資が上位層のサービス提供者等やハード端末の製造者で公平に負担される環境になっているかを検証・議論することで、「コト」社会での研究開発投資サイクルの一層の健全化を促し、且つ我が国の産業競争力強化につながる施策の検討が可能となると考えます。

#### ※2. AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の検討課題に対する提案募集について（令和元年 11 月 15 日）

[https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/191115\\_tokkyo-kadai.html](https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/191115_tokkyo-kadai.html)

#### ※3. ※2 に対する特許専門委員会の意見書

[https://home.jeita.or.jp/press\\_file/20191219115713\\_r8GdERhbIU.pdf](https://home.jeita.or.jp/press_file/20191219115713_r8GdERhbIU.pdf)

私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について以前より検討が行われております。しかしながら、昨年度は、「クリエーターへの適切な対価還元」について、内閣府、文化庁、経済産業省及び総務省からなる関係府省庁によって非公開の場でもっぱら議論が行われており、その内容や進捗を明確にうかがい知ることはできませんでした。この課題は、多くのステークホルダー（クリエーター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者、機器・媒体の製造業者等）が関わる重要な問題ですので、できるだけ早い機会での議論の経過の公表を要望いたします。

最終的にクリエーターへ適切な対価還元が図られることについては異論のないところですが、コンテンツの視聴環境の変化、流通モデルの多様化と著作権保護技術の普及に伴って、1990 年代の私的録音録画補償金制度の導入時に念頭に置かれていた「権利者の正当な利益を不当に害するおそれ」に対する懸念は概ね解消していると考えております。仮に、補償が必要なほどの私的複製（例：レンタル CD）が依然として存在するということであれば、安易に私的録音録画補償金の対象機器等の拡大を志向するのではなく、クリエーターからも利用者からも納得感のある合理的な仕組みが構築されるべきであり、それに向けた公正で透明性のある議論がなされることを要望いたします。

法人・団体名
16. 日本ジェネリック製薬協会
意見の分野
(A4) 知財創造保護基盤の強化
意見
知的財産推進計画 2019 では、(4) 知財創造保護基盤の強化の現状と課題として、以下が挙げられている。
「尖った人材や企業が活躍するためには、自らの固有の能力や成果を公的に対抗力のあるものとして主張することが重要であり、そのために、創造された知的財産が適切に保護されるような基盤の整備・強化が欠かせない。」
本目的のために、現行制度の枠組みを超えた二段階訴訟や懲罰的損害賠償制度に代表されるような権利者側に立った知財紛争処理システムへの過度の傾注は有効な施策といえず、それら特徴的で斬新な技術や発想が社会で広く利用され、それによって、しかるべき対価が得られる仕組みが重要と考えられる。
また、特許法、実用新案法及び意匠法で、発明、考案、意匠の保護と利用を図ることによって、産業の発達に寄与することが法目的とされているのは、保護と利用のバランスが産業の発展のために重要ということに他ならないからである。
利用の観点を欠いて保護基盤の強化だけを取り上げることは、特徴的で斬新な技術の創生の促進と矛盾する結果をもたらす可能性がある。
現に、産業構造審議会特許小委員会で、保護強化にかかる訴訟等手続きの在り方が議論されているが、利用の促進という観点からの配慮を欠いた議論になっているようであり、これは、同計画 2019 における方針において「保護基盤の強化」が打ち出されていることも影響しているものと考えられる。
よって、知的財産推進計画 2020 では、同様の項目が取り上げられるとしても、現行制度より踏み込んで導入するメリット・デメリットを踏まえ、保護と利用の双方のバランスを考慮する施策方針が盛り込まれるべきである。

法人・団体名
17. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見の分野
(A) 主として産業財産権分野に関するもの
意見
《要旨》
商標権侵害物品の個人使用目的での輸入の規制、特定商取引法の運用強化及びなりすましECサイト対策を実施して頂きたい。国内取締りや水際対策に必要な方針や運用の見直しをして頂き、より円滑且つ迅速に効果的な結果が得られるようにして頂きたい。権利者による侵害に関わる情報収集及び被害回復がしやすい環境やインターネットの法律的な環境を整備するとともに、消費者に対して適正な啓発活動を実施して頂きたい。
《全文》
I) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制について
海外サイトや、国内サイト（オークション、フリマアプリ、ショッピング・モール）で商標権侵害物品が大量に販売されている状況に変化はない。特に、後者についての有効な対策の実施は強く求められるものと想定している。
参考までに申しあげれば、弊法人が日本の主要C2Cサイト（オークション、フリマアプリ）に対して伝達した権利者からの商標権侵害物品販売に関する情報についての削除依頼数（送信防止措置の依頼数）は、2019年は90万件を上回り、過去2番目に多い数字になっている。

主原因のひとつと考えられるのは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事である。国外から日本へ商標権侵害物品を販売してこれを購入しても何らの問題もないという事実は、国外の販売者を増長させ、それと承知で購入する消費者を増加させ、真正品を購入したい消費者を巻き込み、税関業務に負担を強い、税金を浪費させ、インターネット・プラットフォーム運営者や商標権者を対策に奔走させる。海外の侵害物品販売業者のみが得をして日本には何らの利益をもたらさない制度と断ぜざるを得ない。

それどころか、このまま放置すれば、侵害物品の販売利益がテロ活動等の資金源になっているとの認識のもとに、これを撲滅しようとの世界的な流れに逆らうものとなりかねない。

実際、各国の商標法は、販売者と消費者の双方が自国内にいるとの認識の上に定められており、国外にいる販売者が消費者にこれほど膨大に直接販売する事ができる時代がくるのは想定していない。しかし、インターネット上での侵害物品の販売が増大するという想定外の事態に対して、米国、欧州等ではその手当を実施しているのに、日本は、何らの対策もとられていない。

昨今のデジタル社会においては、インターネット上で、個人が、商品を1点からであっても極めて容易に販売できる状況となっており、消費者は容易に販売者の立場になる事ができる。したがって1点であっても、個人使用目的で商標権侵害品が輸入され、転売等されて侵害品が流通する可能性は、従来と比べて格段に高くなっている。その意味でも、個人使用目的か否かで区別する実益はないと思料する。

弊法人は、立法的解決策が導入されるまでの対策として、税関が早急に対策を実施できるよう、同行為についての現行法での解釈を改めて頂ければと考えている。

知的財産推進計画 2019 で、この件についての検討をする事を決定して頂いているが、是非、実効的な対策を早急に実施して頂きたくお願いをしたい。

## II) 特定商取引法の運用強化について

外資系国内サイトで、特定商取引法の行政規制である表示義務を遵守していない販売者が多数いるサイトが存在する。

プラットフォーマーによってある程度の確認は実施されているのかも知れないが、サイト運営者自身が販売している物品も混在し、販売をするものが誰なのか注意を払わないと認識できない、特定商取引法に基づく表記がわかりにくい箇所にある、どうにか当該の表示に行き着いても、存在しない住所やアルファベット表記の中国の住所が散見され、正常な市場とは言いがたいものが出現している。

プラットフォーマーの法的責任の範囲や法律の適用除外等の議論は別として、誰が販売をしているのか消費者が承知する事ができないもしくはしにくい市場がある事が望ましくない事は明白であり、その市場を管理するプラットフォーマーは、少なくともこれを是正する社会的な義務を利用者に対して負っていると理解するべきだと思料する。

特定商取引法の運用を実務的に強化するために、販売者登録等の際においての確認事項や方法等についてプラットフォーマーを交え協議すると共に、違反する販売者に対して適正な行政措置が迅速に執られるような体制を構築するように検討して頂きたい。

## III) なりすましECサイト対策について

なりすましECサイト（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすましECサイト」という）で、商標権侵害物品を購入してしまった、代金を銀行に振り込んでしまった、クレジットカード情報を盗まれてしまった等の消費者被害の事例が依然として多いと認識している。なりすましECサイトは、海外サーバを利用しているものが殆どであるため、これへの対応は、時間と労力を要する上に、十分な結果を得るのは困難と言わざるを得ない。

このような状況に鑑み、以下の7点についてご検討をお願いしたい。  
—インターネット上のなりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事

- インターネット上のなりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事
- 検索サイトの検索結果からなりすましECサイトを排除する事
- スマートフォンでの被害防止策を実施する事
- 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事
- 商標権侵害物品が税関で差し止められる事についての周知活動をする事

#### A)なりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事

権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置依頼のみで、なりすましECサイトの措置をする事には限界がある。例えば、商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われているため、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これをする事は現実的に不可能となる。

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考える。

この件について、ご検討を頂きたい。

#### B)なりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事

商標権者及び消費者保護の観点から、なりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事についてご検討を頂きたい。

ホスティングサーバやミラーリングサーバの所在する場所が世界各国に分散している事やサーバの変更やドメインの取り直しが比較的容易である事に鑑みると、決定的な手段は存在しない。ブロッキングは、追加する方策として不完全ながら有効であると考える。

#### C)検索結果からなりすましECサイトの情報を排除する事

検索エンジンサイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。

権利者が検索エンジンサイトに申し出をすれば、著作権侵害に関わるサイトの情報を削除してくれるところもある（著作権のみで、商標権に関わる情報は、削除してくれない）が、あくまで検索サイトの独自判断によるもので日本の法令による規制の結果ではない。

検索結果情報の下に利用者に対して「警告」と表示するなども一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとる事ができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思量する。

#### D)スマートフォンでの被害防止策を実施する事

スマートフォン及びSNSが普及されるにつれ、それによるなりすましECサイトの被害が拡大している。SNSで広告を出し、当該サイトに誘導するという手口が横行しており、権利者もSNSの監視を強めるなどの対策を実施している。

関係機関が実施されている対策の内、アンチウィルス及びブラウザでの警告表示がスマートフォンでの被害防止に有効だと思われる所以強化に心がけて頂きたい。

#### E)商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事

なりすましECサイトでは、金銭の支払先として依然として銀行口座が多く使用されている。

詐欺については銀行口座を凍結する等の法律が整備されているものと理解しているが、商標法違反行為の被害については前記した法律が整備されていない。

現在、取り扱われた事件ごとに取り扱った警察署もしくは都道府県警察本部が関係する銀行に口座凍結を依頼する方法で措置して頂いているが、これでは基本として刑事事件化された事案のみしか対処できない。

刑事事件化された案件に限らず、権利者及び消費者からの被害通報に基づき、警察もしくはその他の機関か

ら銀行に口座凍結の要請ができる制度についてご考察を頂きたい。

#### F) 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、発生源であるところの中国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすましECサイトが日本語で記載されている事から、中国サイドからでは被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提で、なりすましECサイト対策としては日本の取締当局との連携を模索すべきだと思量する。

又、中国から発送される商標権侵害物品の貨物は、そのほとんどが発送者（仕出し）の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国に対して上記の事実を通知したうえで、貨物引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

#### G) 商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事

税関では厳しく検査をしており、検査の結果で商標権侵害物品であれば差し止められる可能性が高い事について、消費者庁、国民生活センター、日本郵便、各インターネット通販サイト等のウェブサイトにおいて周知すれば、安易な購入者に対する抑止が期待できると考えるので、この件についてご検討頂きたい。

### IV) 国内取締について

#### A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が鑑定を行った後、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

#### B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的に摘発をして頂きたい。

又、警察による捜査は、輸入/仕入れ元に重点が置かれる傾向があるが、状況により、個人も含む販売先についての捜査についても実施して頂きたい。

#### C) 検察における商標法被疑事件の研鑽/専門家の意見聴取について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法違反被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、併し、同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の内容に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断の内、称呼類似や部分類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断をされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を無視する事はあり得ない事であるので、この

方面について精通されていないが故との理解をしている。

知的財産高等裁判所の裁判官ではない検察のご担当者となられる方にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法についての研修の機会や専門家の意見を聞けるシステムをおく事についてご一考頂きたい。

#### V) 水際対策について

##### A) 認定手続について

以下の 6 項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便（EMS、e パケット）を多用している事は税関発表の統計からも明らかであるものの、インターネット販売についての調査によれば、中国資本が運営する国際宅配便の利用も増加していると認識している。については、国際宅配便に対する検査態勢を強化して頂きたい。

b) 国際郵便においては、ほとんどの場合、仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）は、虚偽・記載不備・判読不能と記載されているが、権利者からすれば、送り状から読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知に添付する等して頂けるとありがたい。

これにより、仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）を判読するための税関職員の負担を大幅に軽減する事ができ、また認定手続開始通知に記載される情報がより正確なものとなると考える。又、輸入者の住所についての記載も、私書箱センター、架空の住所、空き家の住所等、輸入者の眞の住所ではない事も多く、疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するにあたり、認定手続開始通知に記載された情報が役に立たない事が多い。送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるので、認定手続開始通知に記載して頂きたい。

また、昨今、日本に住所を持たない輸入者が、税関事務管理人を通じて輸入申告する例が散見されるが、この場合、認定手続開始通知には日本国外の輸入者（仕出人と同一であることが多い）の情報のみが記載され、眞の輸入者の情報は記載されない。同様に、日本国内の輸入代行業者を利用して輸入する場合も、眞の輸入者の情報は認定手続開始通知に記載されない。認定手続開始通知には、輸入申告書上の輸入者が機械的に記載されているものであることは承知しているが、商標権侵害物品の輸入に関しては、眞の輸入者が税関事務管理人・輸入代行業者を隠れみのにしていることは疑いない。税関におかれては、商標権侵害物品の輸入を繰り返す悪質な輸入者については、犯則事件等の厳格な措置をもって臨んでおられるものと承知しているが、このように税関事務管理人・輸入代行業者を利用して商標権侵害物品の輸入を繰り返している輸入者についても、把握し対処することが可能であるのか懸念されるところである。商標権者としても、眞の輸入者が誰であるのかは、商標権侵害物品該当性の判断に関わる重要な情報と思料するので、認定手続開始通知に眞の輸入者の情報を記載することをご検討いただきたい。

c) 税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。又、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。

上記の情報の集積は、「個人使用目的」と称して商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続する事をお願ひしたい。

又、上記作業を行なう際に悪用されている空き室についての情報を得られる事もあると思料するが、これを不動産業界に通報して善処を要請するといった事が可能かご高察を賜りたい。

d) 認定手続期間中の意見書提出において、無駄ともいえる手間が発生している。輸入者に素人が多いためなのか、法律的に無意味なものや思いつきで纏めずに複数の意見書を五月雨式に提出してくる等の事がある。原則として双方当事者が交互に準備書面を提出する訴訟手続と異なり、認定手続においては相手方の書面を待たずに意見を述べる事が往々にして行われるため、権利者が提出した意見書を見る前に輸入者が追加の意見書を提出する事があり、税関及び権利者においてこれに一々対応しているために煩雑な状況が発生するものと思われる。このような無駄を省く手続の進め方について検討して頂きたい。

例えば、単に「個人使用です」、「通関を希望します」としか書かれていらない輸入者意見書が多く見受けられるが、権利者は、このような意見書について反論する事から手続対応を開始しなければならなくなっている。むしろ、このような意見書しか提出されない場合、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定がなされても

よいのではないかと思料するが、それでは素人の輸入者にとって酷だというのであれば、まず輸入者に対し、これ以上意見が無いのであれば、認定手続開始通知書（輸入者用）の裏面の記載に従って具体的に主張していないので侵害認定する旨を連絡して頂き、第一段階目のやりとり、すなわち、主張自体が失当と思われる意見書に対する反論の作業が発生しないようにして頂きたい。

e) NACCS を使用した汎用申請での意見書の提出ができるようになり、証拠・意見の提出の電子化についての措置をお執り頂いた事に感謝しているところであるが、更に一步進めて、システムの稼働安定性の向上等のために今後行われるであろうシステム改変の際に、認定手続開始そのものを権利者に電子データで通知する事について検討して頂きたい。

f) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するために対応する機器（ハードウェア・ソフトウェア）を税関に提供する事について、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、原則として受け入れは難しいというのが税関の立場であると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかかれているようである（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act（2015年）セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61）。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

又、予算上の問題等があると理解するが、汎用技術に今後なり得るとの考慮をもとに、税関での非接触タグの読み取り機や、QRコード読み取りのためのスマートフォン導入についてもご考察頂きたい。

#### B) 輸入差止申立について

輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の簡素化については度々お取り組み頂いているところではあるが、引き続きより一層の簡素化を進めて頂けるとありがたい。

又、輸入差止申立及び既に受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する手続の更なる簡素化をご検討頂きたい。例えば、輸入差止申立に類似する商標を追加しようとすると、侵害疎明の資料からの提出を求められるが、申立に関わる商標と追加の商標の類似が自明な場合（なにをもって自明とするのか等線引きの難しい面もある事は理解している）、その必要はないようと思われる。より一層、輸入差止申立がされやすく且つ申請内容の更新が適時・的確にされやすくなるよう申請手続全般的での簡素化につき今一度ご考察を頂きたい。

又、欧米では申立人代表者と委任状の署名者が同一人でない事がよくあり、その場合署名者が代表者から権限授与されている事についての証明を税関から求められたり、委任状に公証人の認証が必要になったりして、繁雑な対処が求められる。権利や権限がないのにも関わらず輸入差止申立をする者はいないと思われ、委任状についての厳格すぎる確認は意味をなさないと思料するのでご一考頂きたい。

更に、組織改編等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合、包括承継に準じて、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

#### C) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

守秘義務の制約がある事は承知しているが、折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

#### D) 識別研修について

税関での識別研修の実施を希望する権利者が増加している事に鑑み、引き続き研修機会の増加を進めて頂けるとありがたい。なお、一度に複数の権利者が研修を実施できるブース式を採用していただいた事や、秋季のみならず通年で研修の実施を検討していただいた事については、研修の機会を増やしていただいたものと

して感謝している。

#### VI) 立法について

##### A) 損害の回復について

法令もしくは利用規約に照らして銀行口座が凍結された場合、口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に分配を得られる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害を回復する道は開かれていない。権利者が凍結口座から何らかの分配を受けられる方途をご検討頂きたい。

同様に、プラットフォーマーが商品購入者から預かっている代金がある場合についても、侵害者に払い渡される前であれば差し押さえて損害賠償金を回収できるような仕組みを構築して頂きたい。

又、損害賠償請求訴訟において、これが認められても、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、回収できる見込みが低い。民事執行法 196 条以下の財産開示手続は、実効性がなくあまり利用されていないと考えられる（なお、財産開示手続の実効性を担保するための改正民事執行法が本年 4 月から施行されるが、現時点では効果は不明である）ので、損害賠償の実効性が上がる仕組みを構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

##### B) 国際郵便について

国際郵便の実態は貨物を送る民間の国際宅配便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便が悪用されている事は周知の事実である。実際、海外の商標権侵害物品販売業者が出鱈目な発送人情報を記載して商標権侵害物品を国内消費者に直送する事により、自らは商標権侵害物品輸出者としての責任を免れ、消費者は輸入者として税関の認定手続に対応しなければならなくなる上、海外の商標権侵害物品販売者は購入者からの問い合わせに応じないので代金の返金は受けられず、権利者は海外の商標権侵害物品販売者にアクションを取る事ができず、消費者・権利者の双方が損害を蒙っている。国際郵便が違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

##### C) 商標法等について

類似・混同のおそれに該当するか微妙ではあるが登録すると不適切な商標（例えばパロディ）は、商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、権利侵害の場面においては、類似・混同のおそれが差止・損害賠償の要件となっているため、公序良俗に反する商標について権利者は救済を受けられない事となりやすい。類似・混同のおそれがあるかが微妙ではあっても、他人の商標に依拠しておりフリーライドしている事が明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法もしくは不正競争防止法に設けて頂きたいと思量する。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用する事が商標の使用にあたるとの判例と特許庁見解（平成 17 年 2 月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をする事をプラットフォーマー及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法 L713-2 条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a) 指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、…後略…」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の趣旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。

#### VII) 消費者啓発について

毎年、特許庁が消費者に対して商標権侵害物品を購入しないようにとのキャンペーンを実施して頂いている事に感謝している。

しかし、現行のキャンペーンがインターネットを利用したものに偏ってきてていると思われる所以、その効果を高めるべく、以前のようにテレビ、新聞、雑誌等の媒体も利用するようにして頂きたい。

又、その際に、消費者自身が商標権侵害物品を販売する機会が増えている事に鑑み、商標権侵害物品（偽造品、新品/中古品及び販売用度品を用いてのリメイク品/ハンドメイド品）を販売しないようにとの呼びかけも合わせて頂けると更にありがたい。

#### VIII) 司法機関（裁判所）について

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。また、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあっては商標法 39 条で準用する特許法 105 条の 3 を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他也推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知財高裁はじめ裁判所の商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてではあるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる 4 条 1 項 11 号とは別に 15 号を規定した趣旨が没却されると思量するので意見としてお聞き頂きたい。

#### IX) 入管について

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるので、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

又、留学生が、日本で開いた銀行口座を商標権侵害物品販売業者に貸したり売ったりしている例がかなりある。用途が不明な者に対して、銀行口座を売ったり貸したりすると、犯罪収益移転防止法違反となったり、詐欺・商標権侵害等の違法行為を帮助したものとして、自己の在留資格に影響する場合もある事を、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。例えれば、水際取り締まりに関する税関のポスターを入国管理局にも掲示して頂くだけでも、一定の効果があると考えるのでご検討頂きたい。

#### X) 銀行の対応について

商標権侵害物品販売サイトの連絡先が分からぬ場合、銀行に対して、弁護士法第 23 条の 2 に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求める事があるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。この点、弁護士会照会は、法律で規定されている制度であって、原則として回答・報告する義務があると解されている。また、個人情報の保護に関する法律は、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として、「法令に基づく場合」を挙げており、この法令には弁護士法 23 条の 2 が含まれる。従って、銀行が、個人情報であって本人の同意が得られないとして、弁護士照会に回答しないのは誤った取り扱いであり、銀行に対しては、商標権侵害行為に対する権利行使において弁護士法第 23 条の 2 の照会を尊重し個人情報を開示するように指導を徹底して頂きたい。

#### XI) インターネットについて

C2C サイトで発送地を国内と偽り消費者を騙し、海外から商標権侵害物品を送りつける例が多々見られる。

増加する一方で、ある税関での認定手続きの際に「個人使用目的」を申し立てるケースの主たる発生源は、前段に記述した通りにC2Cサイトでの出品・販売である。そして、多くの輸入者が、日本国内発送だと信じて購入したところ、海外から発送されてきたと述べている事実もある。出品地を偽った場合は、出品禁止にする等プラットフォーマーが対策を強化するようにすれば、プラットフォーマーの削除に割かれる労力だけでなく、税関及び権利者に無用にかかる負担を軽減する事になるので是非検討して頂きたい。

更に、C2Cサイトにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、プラットフォーマーが権利者の指摘を受けてIDを無効にする事があるが、商標権侵害物品の出品は、大抵の場合プラットフォーマーの利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

又、今までC2Cサイトが任意に実施している悪質な商標権侵害物品販売者のIDの削除並びに再登録を阻止するためのID削除を受けた者の情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものとする事や悪質な商標権侵害物品販売者によって使用された銀行口座等を銀行に通知するシステムが構築できないかについてご検討を頂きたい。

又、出品の際に商標権侵害物品を出品しないようにとの注意を表示しているC2Cサイトが存在するが、これを義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものにできないか検討してほしい。

更に、商標権に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わないISPがみうけられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

最後に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるレジストラーは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため（同法2条1項13号）、ブランド名が使用されているだけで直ちにレジストラーが不正競争行為であると判断する事は実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、レジストラーが自主的にチェックする事は行われていないようである。レジストラーにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当する事を商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考える。

以上

法人・団体名	
18. 一般社団法人日本民間放送連盟	
意見の分野	
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの	意見
1. コンテンツの海外展開の推進について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>放送コンテンツの海外展開については、近年、各省庁の振興予算が措置されたことによって流通量の拡大とともに様々な形での展開が可能になり、大きく前進している。放送コンテンツが海外に流通することによる効果は、海外から日本への観光客の誘引（インバウンド）や日本製品、商品の輸出（アウトバウンド）など経済面に加え、文化の発信にも寄与しており、経済・文化の両面で大きな効果を発揮している。放送コンテンツの海外への発信は、まだ道半ばであり、これを拡充していくことにより、「クールジャパン」「ビジュアルジャパン」といった日本の成長戦略にさらに貢献する可能性を秘めていることから、今後も国による安定的かつ継続的な財政的支援を行っていく必要がある。</li> <li>「知的財産推進計画 2019」では、コンテンツ海外展開に関する施策の方向性として、政府組織あるいは政府が主導する組織との連携を掲げているが、海外市場においては民間事業者による様々な取り組みが行われていることから、これらを後押しすべく、次期推進計画には、民間組織との連携や支援についても記載されるよう要望する。</li> </ul>	

## 2. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進等について

- ・民間放送事業者は、海外展開やインターネット配信など様々な二次展開に積極的に取り組んでいる。こうした取り組みを後押しする仕組みや制度などについて、関係者の意見を十分に踏まえたうえで、多様かつ柔軟なサービスが可能となるよう整備されたい。
- ・権利処理の円滑化に向けては、△コンテンツの権利情報の集約、△著作権等管理事業者による権利の集中管理の促進、△不明権利者の権利処理に関する手続きの負担軽減が必要である。政府においては、問題解決に向けて資源を集中的に投下し、拡大集中許諾制度など新たな制度や著作権等管理事業法など既存の法制の課題の検討など、時限を切った具体的な施策を策定されたい。
- ・現在、官民で実証実験に取り組んでいる音楽著作物、レコード、レコード実演分野を中心としたデータベースについては、利用者のニーズを的確に把握したうえで、早期に実用化されたい。

## 3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- ・放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、△コンテンツ・プラットフォーム事業者やプロバイダを中心とするインターネット関連事業者の積極的で主体的な協力、△被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、△コンテンツの利用者や国民の理解の醸成が欠かせない。また、海賊版対策に関する施策においては、コンテンツの提供方法の有償、無償の別で保護の要否を判断することのないよう求める。
- ・特に海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、発信国との間で検査機関や外交ルートの連携を進め、国家間レベルでの解決を推進されたい。併せて、コンテンツ・プラットフォーム事業者やプロバイダが積極的に検査や情報開示への協力を図る環境作りに取り組むべきである。
- ・現在、法制化の検討が進んでいるリーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応についても、表現の自由に十分留意しつつ、適切な法整備を推進されたい。

## 4. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- ・世界知的所有権機関（WIPO）が所掌する著作権分野の条約における放送事業者の保護は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」が前提とした1950年代の水準に据え置かれ、デジタル・インターネット時代に整合していないため、WIPOが現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの違法配信への対応に不可欠である。第59回WIPO加盟国総会（2019年9月30日～10月9日）では、重要事項に関して加盟国がコンセンサスに至ることを条件に、2020年または2021年の2年間の間に「放送機関の保護に関する条約」締結のための外交会議を開催することを目指すとされており、日本政府においては加盟国とのコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

## 5. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- ・文化審議会著作権分科会では、クリエーターへ適切な対価を還元し、コンテンツの再生産につなげるための議論が長きにわたり行われてきたが、私的録音録画補償金制度の建て直しや、それに代わる新たな制度創設の見通しは立っていない。この議論の間にも権利者の不利益・経済的な損失の蓄積と拡大が進行していることは極めて遺憾である。本件議論を早期に収束させ、所期の目的を達するための制度設計を推進されたい。

## 6. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

- ・利用許諾を受けた著作物について、ライセンサーの破産や対象著作権の譲渡などにより、利用の継続が妨げられる恐れがある。著作権の譲受人に対するライセンシーの対抗力を付与する制度について適切に法制化されることを要望する。

## 7. アーカイブの利活用について

- ・放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

## 8. 知財マネジメント人材等の育成・確保について

- ・知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を強化するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成支援など、幅広く柔軟な方策で推進されたい。

以上

法人・団体名	
19. 一般財団法人 知的財産研究教育財団	
意見の分野	
(H) その他	
意見	
<p><b>【要旨】</b>          「知的財産推進計画 2020」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保・活用、IP ランドスケープ業務を担う人材の育成、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成を推進すべきである。</p>	
<p><b>【本文】</b></p> <p>1. 中小企業・スタートアップにおける知財マネジメント人材の育成・確保</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>中小企業・スタートアップは、地方経済・イノベーション創出の担い手として期待されており、より主体的に価値創造の中での知財の位置づけとその役割を認識し、これを活用できるようになることが重要である。そのためには中小企業・スタートアップが知財への意識を高め、知財マネジメント人材を育成・確保することが不可欠である。</p> <p>「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)においても、全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」(※) を実施するという施策が掲げられているところであるが、知的財産を理解できる人材を有する中小企業はまだ一部に限られているのが現状であり、一層の推進が求められる。</p> <p>また、「推進計画 2019」で掲げられた「経営デザインシート」を活用したイノベーション創出に向けての取り組みについては、その普及・定着は不十分な状態である。</p> <p>※「知的財産人材育成総合戦略」P.30 参照。</p> <p>(2) 今後取り組むべき施策</p> <p>(ア) 中小企業・スタートアップ内の知財マネジメント人材の活用</p> <p>知財の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップに対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなどの知財普及啓発活動において、既に経営戦略において知財を活用している中小企業・スタートアップにいる知財マネジメント人材を積極的に活用すべきである。</p> <p>(イ) 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成</p> <p>中小企業・スタートアップの知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップで、知的財産管理技能士等の知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。</p> <p>これと同時に、「一社一人運動」に取り組むなど一定の基準を満たした中小企業・スタートアップを、知財人材育成・活用に関する状況が優良な企業として、経済産業大臣・特許庁長官が認定する制度等を創設し、さらに、この制度による認定を受けた企業は政府や公的機関の競争入札において追加評価点が得られたり、支援策の優先適用を受けたりすることができる等のインセンティブ制度を導入すべきである。</p> <p>(ウ) 知的財産の普及活動の継続</p> <p>「推進計画 2017」に掲げられ、「推進計画 2018」「推進計画 2019」においても継続された「地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。」という施策を引き続き継続すべきである。</p> <p>(エ) イノベーション創出に向けた施策の継続</p> <p>「推進計画 2019」に掲げられた、「経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する。」という施策を引き続き継続すべきである。</p>	

## 2. IP ランドスケープ業務を担う人材の育成

## (1) 現状と課題

2017 年に改訂された「知財人材スキル標準」において、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン＆クローズ戦略」、「組織デザイン」の 4 業務が特定されたところであるが、上記の 4 つの項目の中でも、「IP ランドスケープ」の業務を担い得る人材が不足しており、人材育成が喫緊の課題となっている。

## (2) 今後取り組むべき施策

IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、IP ランドスケープ業務を担い得る人材を育成すべきである。

## 3. 知財創造教育・知財人材育成の推進

## (1) 現状と課題

「推進計画 2018」「推進計画 2019」でも指摘されているとおり、イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材が必要である。

小中学校における知財創造教育の体系化などの取組が行われているところではあるが、知的財産に関する国民一人ひとりの理解の更なる向上を図るため、啓発活動を推進することが求められる。

## (2) 今後取り組むべき施策

「推進計画 2017」に掲げられ、「推進計画 2018」「推進計画 2019」においても継続された「知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。」という施策を継続すべきである。

以上

法人・団体名	
20. 全国化学労働組合総連合	
意見の分野	
(A) 主として産業財産権分野に関するもの	意見
(A1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍	<p>・尖った才能の一つの形が博士課程への進学であると考えるが、文部科学省の学校基本調査によると平成 16 年の 9,912 人を境に進学者数は大きく減少し始め、平成 31 年は 6,714 人まで減少している。その原因は、企業が博士採用に消極的なことや、大学内での安定したポストが激減したことなどにより、博士課程修了後のキャリアが描きにくい社会となっていることがあげられる。博士課程進学者を増加させるためにも、企業が博士進学者を採用しやすい環境の整備や、大学内での安定した研究環境・待遇条件の整備について実施いただきたい。</p> <p>・尖った企業研究者が能力を活かしチャレンジを続けるには、資金の余裕（研究開発費）が不可欠である。企業が研究開発費を捻出しやすくするために研究開発税制の維持・拡充もさることながら、研究開発費率の高い企業がイノベーションを育む企業として社会的に認められる施策も、実施していただきたい。</p> <p>・新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る際には、「共感」することの大切さや、尖った人を受容する寛容さについても併せて周知していただきたい。</p>
(A2) ベンチャーを後押しする仕組み、(A3) 地方・中小の知財戦略強化支援	<p>・知財専門部隊を有しない中小企業やベンチャーが特許等を出願するに際し、特許事務所等を活用する費用について支援をいただきたい。</p>
(A4) 知財創造保護基盤の強化	<p>・企業が優良な特許を多く且つ迅速に出すために、知的財産の実務者を対象とした特許審査のポイント・ケーススタディをより充実していただきたい。</p> <p>・日本発の新規な技術がより競争力のあるものとして世界における地位を確固たるものとするため、国外の権利侵害者と戦える会社を増やすべく、外国弁理士資格者の育成を推進していただきたい。また、費用負担</p>

の大きい海外出願について、その費用補助をさらに充実していただきたい。

- ・AI、ビッグデータの活用により既出願特許との類似性、または新規性を迅速に判定できるシステムを構築し、出願審査のさらなる迅速化を図っていただきたい。
  - ・発明した技術に関する評価技術の標準化についても迅速に対応を進めることで、当該技術の国際的な優位性を高いものとするよう、関係機関と連携して対応いただきたい。
- 以上

## 法人・団体名

21. 団体・法人名 非公表

## 意見の分野

(A) 主として産業財産権分野に関するもの

## 意見

※弊社名については、公表を差し控えて頂きたく、よろしくお願ひいたします※

## 【意見の領域・分野】

- ・「知的財産推進計画 2019」重点事項：

(A4) 知財創造保護基盤の強化,

(A7) データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

- ・「構想委員会」の主要検討事項：

(A4) 知財創造保護基盤の強化

(G) 知財戦略の社会実装

## 【意見の内容】

## ◆要旨

- ・「モノ」から「コト」への産業構造のシフトに対応して、「モノ」中心の特許ロイヤリティの在り方について検証してはどうか。消尽についても議論を一層深め、サービスを含めた産業構造の各プレーヤーが受益に応じて公平に負担する仕組みを検討する必要があるのではないか。
- ・データの利用促進のためには保護と利用とのバランスが重要であり、契約自由の原則に基づく、ソフトローによる統制が望ましい。

## ◆全文

- ・サブスクリプション時代の特許ロイヤリティの在り方について

「モノ」から「コト」への産業構造のシフトに対応して、「モノ」中心の特許ロイヤリティの在り方についても検証してはどうか。収益の源泉は「モノ」から「コト」にシフトしているのに、特許ロイヤリティの回収は「モノ」中心であり、特許の価値は「モノ」の世界の中だけで循環するすれば、特許制度の趣旨が実現できなくなることが懸念される。例えば、今後あらゆるモノがつながる IoT の世界では、通信端末や通信基地局からではなくオペレータが徴収する通信料から、特許ロイヤリティを徴収することも、本来あってもいいのではないかと考える。また、今後車の売り切りからモビリティサービスに移行する世界では、車やその部品ではなく、モビリティサービスから、特許ロイヤリティを徴収することも、本来あってもいいのではないかと考える。さらには、特許は部品ベースの小さな価値に閉じ込められ、それを使った「コト」のビジネスは大きな利益を出し続けるとすれば、特許の価値は適正に評価され尽くしていない場合もあるのではないかと考える。サービスも含めて産業構造の各プレーヤーが受益に応じて公平に負担する仕組みがあらためて必要ではないか。

公平な負担を阻害する一要因として、消尽についての議論がある。消尽については、アップル vs サムソン事件（平成 26 年 05 月 16 日知財高裁判決）があるが、消尽の議論を盾として、特許の適正な価値評価及びその価値に対する応分の負担を回避しようとすることは、特許権者における研究開発投資の回収や、次世代技術の研究開発投資を困難にさせることになる。従って、消尽についても議論を一層深め、サービスを含めた産業構造の各プレーヤーが受益に応じて公平に負担する仕組みを検討する必要があるのではないかと考える。

- ・データの流通・利用について

データは保有しているだけでは価値がなく、利用して初めて価値が生まれるものであり、利用促進のためには保護と利用とのバランスが重要となる。また、データの利用については様々な挑戦的な取組みが行われ

ているところであり、法制度による過度な規制の導入は、それらの取組みに対する意欲を委縮させることとなることを危惧する。これらのことから、データの流通・利用については、契約自由の原則に基づき、対等な立場を前提とした相対の合意を原則とし、それら契約や交渉を円滑進めるためのガイドライン策定等、ソフトローによる統制が望ましく、新たな権利の付与や過度な規制の導入には賛同しかねる。

また、データについては、プライバシーやセキュリティ等とかかわる部分もあるが、それらについては既存のポリシーフレームワークに則るべきであり、重複的な法規制の導入は不要と考える。

以上

法人・団体名	
22. 日本弁護士連合会	
意見の分野	
(G) 知財戦略の社会実装	
意見	
<b>第1 意見の趣旨</b>	
知財戦略の社会実装を担う人材及び実効性を担保するための仕組みづくりが必要である、とする知的財産戦略本部構想委員会の方向性について、賛成する。	
我が国の企業が知的財産としてのデータを活かしてグローバルな事業展開を行っていく上では、ビジネスの構築段階から、知的財産権法だけでなく、競争法、消費者法、個人情報保護法、契約法、国際私法等の法律専門家の関与が必要不可欠であり、高度な契約法務活動を支援できる人材の育成と支援体制を整備すべきである。	
<b>第2 意見の理由</b>	
1 第1回構想委員会（令和元年10月28日開催）における配布資料「構想委員会における論点案」の「I デジタル知財戦略の推進」においても言及されているとおり、デジタル時代において、データは価値の源泉となる、最も重要な知的財産の一つである。	
しかしながら、諸外国の企業が積極的にデータを利活用しているのに比し、我が国の企業はデータ利活用についての課題意識がいまだ低い状況にあるとされ（総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」（2017年）参照）、ICT投資額も低い水準にとどまっている。	
さらに、限定提供データを保護するための改正不正競争防止法が施行されるなど、ハドローの整備が進められているものの、いまだ多くのデータは契約のみによって保護しなければならない上に、諸外国においては個人データに関する種々の規制があり、もとよりIT人材の不足している我が国企業にとって、データの流通や利活用について、なお萎縮的にならざるを得ない状況にあるとも考えられる。	
2 新たな情報材及び知的財産としてデータの利活用がより一層重要性を増す中、我が国が国際競争力を維持するためには、当連合会の2018年2月15日付け『知的財産推進計画2018』・『知的財産戦略ビジョン』策定に係る検討課題に関する意見書において言及したとおり、技術起点で産業財産権の出願、権利化を図るといった観点のみの知的財産マネジメントでは十分とは言えず、企業間連携を含め、市場における事業展開を幅広く視野に入れた事業戦略的な観点から、知的財産を軸とする契約を活用するマネジメントが求められる。特に、データを含む知的財産に関する契約には、契約法や知的財産権法のみならず、競争法、消費者法、独占禁止法、個人情報保護法、国際私法等の数多くの法令が関係し、それらの全てに配慮して利益保護とリスク低減を図ることが重要である。	
3 また、そのためにはデータの種類やその財産的価値を評価・分析し、それらに即した利活用の方法や利益配分、契約による適切な保護等を、ビジネスの初期段階からアドバイスできる人材が必要であり、かつそのような支援を特に必要とする企業、特に中小企業・スタートアップ企業などに、適切に提供できる制度整備が必要と考える。「構想委員会における論点案」の「知財戦略の社会実装」の各点に示された検討の方向性は、上述の考えに沿うものであり、優先度を上げて検討すべきと考える。人材育成については、「知的財産推進計画2019」重点事項においても「知財創造保護基盤の強化」の項に国際仲裁の活性化に向けた施策として掲げられているところであり、この点と併せ、予算措置を伴うより積極的かつ具体的な取組を実施すべきである。	
当連合会としても、複数の分野についての専門性を有し、かつ「契約の高度化」に対応できる人材の育成を続けていく所存である。	

## 「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集

### 【法人・団体からの意見】

法人・団体名
23. 日本製薬工業協会 知的財産委員会
意見の分野
(A) 主として産業財産権分野に関するもの
意見
《要旨》 わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、研究成果が適切に知的財産として保護される環境が必要である。掲題「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望する。 1. ライフサイエンス産業のイノベーション創出を加速するルール作り 2. 人工知能（AI）等の新しい技術を活用したグローバルな審査体制作り 3. 知的財産外交の強化について 4. 生物多様性条約に関する体制整備
《全文》 1. ライフサイエンス産業のイノベーション創出を加速するルール作り  （1）通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化 RCEP 及び日中韓 FTA の議論においては、影響力が強いと思われる中国の動向を注視して、加盟国を医薬品等の特許権存続期間延長制度の導入等に導くなど、ハイレベルの国際協定を規律強化の基礎として有効に活用できる状態を確保していただきたい。 様々な多国間・二国間の通商関連協定を通して医薬品等の特許権存続期間延長制度等の知財保護制度を広めていくとともに、同制度が実際に適切に運用されていくよう要望する。  （2）ヘルスケア産業に於ける、産官学・産学・産産の協創推進施策 先端技術の発達により、AI やビッグデータを活用した医療の提供等、ライフサイエンス分野でも業種を越えたコラボレーションが活発になっており、その発展には、産官学・産学・産産（特に異業種間）の協創が不可欠である。 米国をはじめとする各国のヘルスケア産業においては、古くは Genentech 社の例のように、ベンチャー企業を核に新たな共創エコシステムが構築されており、大企業の多くはベンチャー企業との多様な契約チャネルを通じて新たな価値を共創し、自社事業を発展させている他、人材や資金も共創エコシステム内で流動している。日本においても、大学（国研）内シーズを、ベンチャー企業を通じて迅速に製品・サービス化するため、または大企業内では事業化が難しい企業内シーズをベンチャー企業として独立させることを通じて迅速に製品・サービス化するためには、このような共創エコシステムの確立が求められているところ、AI 創薬、ゲノム解析等の他、服薬支援、診断支援、遠隔診断等、斬新で革新的な製品・サービスが創出されることが期待される Society 5.0 社会においては、その重要性がますます高まっている。 また、ヘルスケア分野においては、iPS 細胞、あるいは、CRISPR CAS9 のように、治療のパラダイムに変革をもたらすようなゲームチェンジャーが極めて高い競争優位をもたらし、場合によってはデファクト標準としてビジネスエコシステム形成の核となり得てる。 そこで、ライフサイエンス分野のイノベーションを推進するために、エコシステムの形成強化等、産官学間、異業種間の連携による新たなビジネスモデルによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図っていただきたい。また、ライフサイエンス分野における標準化、パテントプール、コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられる。 具体的には、諸外国の制度との比較を含め、ヘルスケア産業に於けるベンチャー企業を核とする大学（国研）・ベンチャー企業・大企業間の自律的で継続的な共創エコシステムを促進するための我が国における課題の整理と政策の推進（一例としては、昨年末に経済産業省より公表された「CIP（技術研究組合制度）の活用促進」）をお願いしたい。 更には、日本発の、日本の強みとなるような画期的な基盤技術が産・官・学といった様々なステークホルダーの協創・協働を通じて創出されるような仕組みづくり（コンソーシアム、特許の一元管理と活用など）を強力なリーダーシップにより推進されることを要望する。このような技術の開発には長期間を有し、また、成功確率も低い面が否めないことから、その活動のモメンタムを維持し高い成果を出すためには、複数年にわたる努力を前提とする中長期的ビジョンと参加者のコミットメント、これらを支えるリソースの確保とい

った要件も具備することが必要となるので、政府として取り組んで頂きたい。

(3) データの適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

医療データの利活用については、近年活発に議論されている。たとえば、がん遺伝子パネル検査の保険診療の開始、第2回ゲノム医療協議会において全ゲノム解析等実行計画の策定により、個人情報保護法の特則である次世代医療基盤法の下でデータ所有機関（東北メディカル・メガバンク、C-CAT 等の行政機関）と研究開発機関（IT系企業、製薬・医療機器企業等）などの新たな連携を進め、医療データや健康データ等のビッグデータの共有化・利活用が急速に促進され、予防先制医療の推進により社会的コストの抑制が期待される。

また、政府が発表した「成長戦略フォローアップ」及び「成長戦略実行計画」において、全世代型社会保障への改革にあげられているようにデジタルヘルス推進を図るという方向性が示されている。デジタルヘルス分野はハードウェアによるデータ取得とソフトウェアによるデータ解析を通じて、モノやサービスを提供するというバリューチェーンとなるのが一般的であるため、通信、IT、機器、製薬、アプリ等様々な業種の企業が参入をしており、ビジネスの転換期の到来が予測される。このように、デジタルヘルス分野ではビッグデータを活用して様々な新しいサービスの創出が期待されるものの、様々な業種の企業が参入する新規分野であり、プライバシー性が高い極めて重要な個人情報である医療ビッグデータの利活用には、広く国民の支持を得る必要がある。

このようなビッグデータ（特に医療ビッグデータ）の共有化・利活用の推進を後押しするために、適正なデータの利活用を定める制度・ルール又はガイドラインを策定していただきたい。

## 2. 人工知能（AI）等の新しい技術を活用したグローバルな審査体制作り

現在、特許出願の審査の迅速化や質の向上を目的として、早期審査、優先審査、特許審査ハイウェイ、各国特許庁間の審査官交流といったプロセスの改善やグローバルドシエの構築といったIT環境の改善などが行われてきており、大きな成果が出ていると感じている。しかしながら、審査官の人員や各国で異なる言語の問題もあり、審査期間の短縮には限界があり、また、出願人にとっては各国における権利化のための費用負担増という問題もある。そこで、世界中の特許庁が協力して、早期かつより均一な質を期待できる審査体制が望まれる。

しかるところ、特許庁では、AI技術の活用に向けたアクション・プランの平成30年度改定版

([https://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/ai\\_action\\_plan-fy30.html](https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/ai_action_plan-fy30.html)) が作成されている。日本特許庁にてこの取り組みを一層積極的に進めたうえで、他国の特許庁にも展開し協働していただきたい。それにより、各国特許庁における審査負担が軽減され、審査の質のさらなる均一化および審査期間の短縮が期待できる。特にライフサイエンス分野の発明は、化学構造式、配列、細胞、製剤といった構造、対象疾患、用法・用量といった数値などによって特定されるため、比較的AI技術等を活用した審査のメリットを享受しやすい分野であると考える。

AI関連発明の審査上の課題について、昨年11月米国特許庁のパブリックコメントに対して提言したように、AI関連発明及びその発明者の定義、発明性（特許適格性）、進歩性、実施可能要件及びサポート要件を含む特許要件、その引用適格性について、三極共通のガイドラインの制定をお願いしたい。その際には、AIを構成要件として含む発明の審査について、当該発明が利用される医薬品、食品、化学品等の個々の技術分野に適正なガイドラインとなるように、AI技術のみに捕らわれない議論をお願いしたい。

## 3. 知的財産外交の強化について

中国を始めとする新興国が台頭し、あるいは、グローバリゼーションについても多種多様な価値観が生まれてきているなか、日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度の整備・発展をリードしていただきたい。日本の国際競争力を維持し、さらに強化するための戦略を策定し、外国の知財制度、知財行政、あるいは、司法判断に影響力を与えていただきたい。

とりわけ中国については、昨年末に合意した米中貿易協議の第一段階の重要なテーマのひとつに知的財産があり、特許期間延長制度及び臨床試験データの保護制度等について合意されている。直近の専利法改正案では、医薬品の特許期間延長制度が示されているが、今後の動向を注視し、日本企業が使いにくい制度にならないよう働きかけをしていただきたい。また、臨床試験データの保護制度については、中国国内産業・企業に偏った保護を与え、日本企業を含む海外企業による医薬品の開発を実質的に排除しないような制度の構築に向けた発信をしていただきたい。

## 4. 生物多様性条約に関する体制整備

生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外でのビジネス及び知的財産保護に問題が生じている、あるいは、生じる可能性が高い状況が続いている。日本政府においては、日本の名古屋議定書の締約をゴールではなくスタートとして捉え、今後も各国における生物資源（遺伝資源）の利用と保護が適切に調和されるよう、積極的に関与していただきたい。

特に、最近に問題となっているデジタル配列情報（DSI）に代表される生物多様性条約・名古屋議定書の対象範囲及び同条約・議定書のもとの各国ルールの不明瞭さは、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発への投資に大きな影響を与えるかねない。研究開発及びそれに伴う知財保護の観点からも、生物多様性条約・名古屋議定書の対象範囲や特許明細書への遺伝資源の出所開示要件に関しては慎重に検討を重ねるとともに、各国において明確かつ安定した法制度が整備されるよう、日本政府には国際会議等において積極的に締約国・加盟国としての権限と責任を果たしていただきたい。

また、関係各省庁の尽力により、遺伝資源に関する各国の知的財産制度の情報収集が進められているが、国毎に制度の有無が異なり、さらに多様な法制度が存在しており、日本企業にとっては依然として分かり難い状況にあり、引き続きこれらの情報収集を進めると共に得られた情報の整備をすることをお願いしたい。

以上

法人・団体名	
24. 一般社団法人 日本美術家連盟	
意見の分野	
(H) その他	
意見	
<p>革新的な価値変動をもたらす知的財産が生まれるためには、その土台となる多種多様な創作活動を促進し、また可能とする環境が成立していることが大切です。また、AI社会に突入しようとする今、人間の創作性を開いていくこと、広げていくことがより重要度を増しています。</p> <p>当連盟は美術家の職能団体ですが、知的財産形成につながる継続的で多様な創作活動を可能とする土壤をつくるために、下記の制度の導入を是非ご検討いただきたいと存じます。</p> <p>1. パーセント・フォー・アートの制度化</p> <p>パーセント・フォー・アート制度は、公共建築物の建築費の一定割合を美術作品に充当するよう定めるもので、欧米では20世紀半ばより導入されました。もともとは不況に伴う芸術家の支援策との位置づけでしたが、公共建築物の機能との連携、美術を媒介したコミュニティの再認識等、単に建築に付帯する美術作品の設置ばかりでなく、市や街の環境とともに深化する芸術表現をもたらすこととなりました。</p> <p>他方、日本では、一時地方公共団体を中心に地方文化行政の一環として類似の方向性が示されたものの、行政の事業に文化の意味合いを加えることに重点がおかれ、法令として制度化されることはありませんでした。</p> <p>現在では様々な公共空間に美術を導入することが、都市の魅力を高め、生活環境をより豊かなものにすると、多くの人々に支持されるようになりました。「パーセント・フォー・アート」制度は、このような市民の声を背景に、継続的に芸術家に創作の機会を与えると共に、市民生活の中に芸術の場を確保し、ひいて地域コミュニティの文化や歴史の形成に資するものであることから、いまこそ文化政策の一つとして大きな意味を持つものと考えられます。知的財産の形成のための文化インフラの構築という観点から、制度化の検討をお願いしたいと考えます。</p> <p>2. 追及権の導入</p> <p>追及権は、作品の売買の過程でその売上げの一部を原作者（著作権者）に還元する仕組みですが、最初の売買だけでなくその後の二次流通からも一定の収益を美術家にもたらすものです。継続的な作家活動の一助となり、創作へのモチベーションを高めるものと思われます。また、制度構築の仕方によっては、若手作家支援の制度となりうる可能性もあります。日本美術の活性化のために、国内での導入に向けた議論を深めていただきたいと希望しております。</p>	

法人・団体名
25. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の分野
(A1) 創造性の涵養・尖った人財の活躍 (B1) 模倣品・海賊版対策の強化
意見
<p>「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見（全文）</p> <p>「知的財産推進計画 2019」重点事項</p> <p>(A) 主として産業財産権分野に関するもの</p> <p>(A1) 創造性の涵養・尖った人財の活躍 (知財創造教育・知財人材育成の推進)</p> <p>国立大学法人山口大学では、全学部の1年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省令和元年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めています。このような組織的な研修等が展開されることにより、大学等における知財教育がより推進されると考えますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。</p> <p>（教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について）</p> <p>平成30年著作権法改正により、教育機関の授業過程における公衆送信による著作物の利用が権利制限の対象となるとともに、この公衆送信には補償金が払われることとなりました。この改正を契機として、権利者団体と教育関係者による著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが設立され、補償金の支払い、著作権法の解釈に関するガイドライン、著作物利用のライセンス環境、教育現場における著作権に関する研修・普及啓発をテーマに検討が進められています。いずれのテーマも教育機関において著作物をより円滑に利用され著作物の適正利用が促進するとともに、著作権者がその利用によって不利益とならないよう正当な対価を得るために不可欠なものであり、特にガイドライン策定や教育現場における著作権に関する研修・普及啓発は、教員が正確な著作権の知識を有するためにも、今後ますます重要となると考えておりますので、当該フォーラムの活動について支援いただくことを要望します。</p> <p>(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの (B1) 模倣品・海賊版対策</p> <p>（ECサイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について）</p> <p>我が国においても電子商取引の市場規模は年々拡大しておりますが、BtoC取引、CtoC取引については、知的財産権侵害品の取引が市場の拡大とともに増加しており、それら不正な取引への対策が喫緊の課題となっております。このうち、インターネットオークションやフリマアプリに代表されるCtoC取引については、2005年に権利者（団体）およびプラットフォーマーによってインターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（CIPP）が設立されて以降、侵害品の削除、侵害品判断基準、プラットフォーマーによるパトロール体制、権利者による権利行使などについてガイドラインを策定し、これに基づいた対策を行うことにより、加盟プラットフォーマーにおける知的財産権侵害品対策の効果は高まっていると考えております。一方、アマゾンやアリババに代表されるBtoC取引については、知的財産権侵害品対策のための窓口を設けるなどの対応を行っているプラットフォーマーもあるものの、事業者を装った個人等が知的財産権侵害品を販売するケースが多発しており、そういういたケースでは出店者の連絡先が虚偽あるいは不正確であることも多く、権利者は有効な侵害対策が講じられません。併せて、当該侵害品販売をやめさせるようプラットフォーマーに要請しても、多くの場合その対策には非協力的で出店者と直接やりとりするよう促されるだけであり、やはり侵害品販売への対策ができない状況にあります。これらのことから、BtoCプラットフォーマーについては、出店に際して知的財産権侵害品等不正な取引が行われないよう審査を厳格に行うこと、また、業態にかかわらずすべてのECサイトにおいて権利者が権利行使を滞りなく行えるようにガイドライン、申請窓口等を設けるほか、特にBtoCプラットフォーマーの出店者の登録情報の正確性を担保することなど、今後の電子商取引市場をより健全に発展させるべく、知的財産権の保護対策に具体的に取り組んでいくよう関係省庁によるご指導を要望いたします。</p>

また、越境 EC サイトを介し、海外販売業者により販売されるゲームソフトからの派生商品等の知的財産権侵害品については、「個人使用目的の輸入」を装っていることが多く、水際での取締りの抜け道となっております。海外販売業者からの輸入については、当該業者を「業として」「輸入」の主体とするなど、水際での取締りの強化を要望します。

税関における水際対策の重要性が増す一方、輸入差止申立や更新の手続等の複雑さによる負担が大きいことが権利者にとってハードルともなっており、申請や更新の手続きの簡略化やガイドラインの策定等により基準を明確化することにより、水際取締りの有効性をより高める施策を要望いたします。

(不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備について)

平成 30 年不正競争防止法改正により、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律が強化されました。ビジネスソフト、ゲームについては、ゲーム機やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画が、海外サイト等において公開されており、これらを通じた被害が看過できないものとなっております。これら技術的制限手段の無効化に直接寄与するような情報の提供行為やリーチサイトなどにつきましても、不正競争行為として規制の対象とすることを、引き続き検討いただくことを要望します。

「知的財産推進計画 2020」の策定について（要旨）

●知財創造教育・知財人材育成の推進

先進的な知財教育の実践に取り組む大学や、知財教育に関するノウハウを他大学に展開するなど知財教育の推進に大きく資する活動に対する継続的な支援を希望。また、知財創造教育推進コンソーシアムによる「知財創造教育」の推進にあたっては、産業財産権、著作権について同様の比重を以て取り組むことを要望。

●教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における活動への支援を要望。

●(EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について)

- ・健全な電子商取引市場の発展のため、すべての EC サイトにおいて知的財産権保護に関する具体的取組が実施されるよう関係省庁の指導を要望。
- ・「個人使用目的」として輸入される知的財産権侵害品に対する水際取締りの強化を要望。
- ・税関の輸入差止申立や更新の手続きの簡略化とガイドラインの明確化。

●データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化（不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備について）

技術的制限手段の無効化プログラムへのリンクやリーチサイト等を、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供の対象とすることについて、検討の継続を要望。

以上

法人・団体名
26. 株式会社日本国際映画著作権協会
意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
意見
<要旨>
1) &2) 創造的なコンテンツ産業が繁栄・成長し続けるためには、継続可能なエコシステムの確立が必要であり、オンライン上の著作権侵害対策も重要です。JIMCA は、早急に著作権法でリーチサイト規制に関する規定を定めることを推奨し、オンライン著作権侵害に対抗する効果的な手段としてサイトブロッキングを提唱します。
3) 映画産業には経済的成長の強力な推進力であるという側面もあります。世界各国では映画製作に対して様々なインセンティブを提供しており、それらの国と競合する日本においても、1) 恒久的且つ予測可能なインセンティブ、2) 労働、3) 物理的なインフラ及びサービスへの投資、4) 映画撮影に適した環境

の四点を考慮した制度を導入することで、国際的な制作地としての日本の魅力を高め、大きな経済効果も期待できます。

4) JIMCA は、著作権者が自己の著作物利用について管理する権利及び日本の著作権法における著作権者とユーザーとの間の慎重なバランスを支援いたします。また JIMCA は、デジタル時代において、ユーザーが、デジタル・アーカイブを通じて作品のデジタル・コピーを利用できるようにしたいと考えています。JIMCA は、著作権者とユーザー間における自発的なライセンス付与を促進する政策及び将来的な法律の制定を支援いたします。

5). JIMCA は、AI 技術の文脈で、著作物の権利者に関する明確なルールの策定、著作権侵害に対する賠償責任及び著作権者の権利保護に関する更なる協議を支援いたします。

<本文>

株式会社日本国際映画著作権協会（以下「JIMCA」）は、以下の国際的な映画製作・映画配給会社 6 社を代理するモーション・ピクチャー・アソシエーション（以下「MPA」）の日本の子会社です。

ウォルト ディズニー スタジオ

ネットフリックス インク

パラマウント ピクチャーズ コーポレーション

ソニー ピクチャーズ エンターテインメント インク

ユニバーサル シティ スタジオ エルエルシー

ワーナー ブラザース ピクチャーズ インターナショナル

この度は、知的財産推進計画 2020 の作成に関する諸問題について、意見を提出する貴重な機会を頂き、大変感謝しております。

本意見書では、JIMCA は、知的財産推進計画 2020 に関する以下の重点分野について意見を述べます。

- 1) クリエイション・エコシステムの構築 (B3)
- 2) 模倣品・海賊版対策の強化 (B1)
- 3) 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援 (B4)

JIMCA は、以下の事項に関して更なる協議を求めます。

- 4). デジタル・アーカイブ社会の実現 (B2)
- 5). データ及び AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り (A7)

1) & 2) コンテンツ創造のための持続可能なエコシステムを確立し、模倣品・海賊版対策を強化する (B3) (B1)。

JIMCA は、アニメ、漫画、映画、テレビ、音楽等の創造的なコンテンツ産業が繁栄し、成長し続けるためには、コンテンツ創造のための持続可能なエコシステムの確立が必要であるとの知的財産戦略本部(以下「IPSH」)の認識に感謝します。JIMCA は、オンライン上における海賊版への対策改善についても、IPSH を支援いたします。

クリエイティブ・エコシステムの継続的な成長を確実にするためには、強力な著作権保護、視聴覚著作物の適切な保護期間及び著作権侵害行為に対する民事・刑事責任が必要であり、これらは一般に、既に日本の著作権法において規定されています。

著作物に対するオンライン上の著作権侵害は深刻な問題です。Photonic System Solutions の調査「日本におけるインターネット上の海賊版サイト及びアプリの定量化と分析」によれば、2019 年 9 月現在、日本における海賊版サイトへの月間アクセス数は約 3 億 4000 万であることが判明しました。また、今日において、ユーザーは毎月 4000 万時間の割合で著作権侵害を行っており、各ユーザーが著作権侵害に費やす時間も増加していることも判明しました。さらに、インターネットユーザーにおける海賊版サイトへの 1 人あたりのアクセス数は、2019 年 7 月時点で、1 か月あたり 3 回でした。

依然として深刻なこの問題に対処するため、JIMCA はリーチ（リンク）サイトに対する民事上の（差止命令を含む）救済及び刑事罰を含む著作権法の改正を強く支援し、本年中に当該改正が行われることを切に願います。JIMCA は、リーチサイトのユーザーに対して、著作権侵害物へのリンクをクリックするという、著作権侵害手段を提供しているリーチサイトの運営者に対し、直接かつ明確に責任を負わせることを確保できることから、リーチサイト規制を導入することを支援いたします。また、JIMCA は、リーチサイトや他の海賊版サイトを止められない場合、止めるなどをアシストするために最適な地位に位置するインターネットサービスプロバイダ（以下「ISPs」）が当該著作権侵害サイトへのアクセスを無効化できるようにするために、悪質な著作権侵害ウェブサイトを対象としたサイトブロッキングを救済策として著作権法に導入することを推奨します。サイトブロッキングは、これまでに数十か国で議論の余地なく（又は正当なインターネットの利用やオープンインターネットの原則を妨げることなく）は採用されており、オンライン上の海賊版サイトへのアクセスを減らす効果的な手段であると共に、適法なコンテンツ視聴への誘導を促進することが示されています。

### 憲法上の問題とサイトブロッキング

JIMCA は、日本の政策立案者と学者が、憲法上保護された通信の秘密とサイトブロッキングが両立しないのではないかと懸念していることを理解しています。日本政府の一部の方々はこのような立場をとっていますが、JIMCA は、近時、ドイツ連邦最高裁判所を含む多くの主要な各国機関での判断で見られるように、サイトブロッキングは日本国憲法とも両立すると考えています。ここでの問題は、例えば個人のプライバシー権のような基本的利益と、これに対立する基本的権利である著作権保護を享受するための権利の適切なバランス、そして均衡の問題であるように思われます。日本においては、これまでのところ、適切なバランスについて十分な議論が尽くされておらず、サイトブロッキングそれ自体が違憲であるとの立場は、十分な説明なしに日本政府に受け入れられてきました。

日本で、通信の秘密を考慮する方法は 2 つあります。1 つは、ドイツ連邦憲法が保障するプライバシー権によって保護される私的な「通信」に当たらないと判断したドイツ連邦最高裁判所 (Bundesgerichtshof-BGH) のアプローチのように、公開されているウェブサイトとそのユーザーとの間の通信は秘密裏になされるものではないと認めることです。もう 1 つは、映画やテレビコンテンツの窃取に関与する最も悪質なサイト (The Pirate Bay 等) をブロックしようとする際に、EU 法の下で考慮されたように、救済のために基本的人権のバランスをとることです。ドイツ民法由来の日本国憲法と伝統的な法体系、そして経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約のような人権法への日本の遵守は、クリエイターの利益を保護するための環境を確保するサイトブロッキングの創設を達成し得るものです。

JIMCA は、日本政府に対し、基本的人権の適切なバランスを慎重に検討し、オンライン環境下におけるクリエイターの権利保護を行うに足る適切な救済を策定することを要請します。現状、著作者及び著作権者は、特に悪質な著作権侵害サイトの運営者やサーバーがオフショアである事案において、救済を受けられていないままとなっています。

JIMCA は、サイトブロッキングは、通信の秘密と著作者の権利といった基本的権利間の適切なバランスを図るものであると考えます。

細かく調整されたサイトブロッキング規定の法制化に関する議論と検討に加えて、著作権者と ISPs との間に協力的な枠組みを構築することが望ましいステップであり、これには自発的な協力の運営機関及び特定の運営方法を検討していく必要があります。これに関連して、JIMCA は、適切で効果的な自発的枠組みを構築するための所轄官庁及び関係者との意見交換を望んでおり、また準備を進めています。現在、オーストラリアの法律には、著作権者と ISPs との間の自発的な取り決めを認める改正法が含まれています。これは、（検索エンジン事業者を含む）他の仲介業者との間における取決めを促進し、また、消費者のより大きな関心や教育を促進することができる法的枠組みです。

### 3) 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援 (B4)

株式会社日本国際映画著作権協会（以下「JIMCA」）は、2019 年に内閣府が実施した「地域経済の振興等に資する外国映像作品ロケーション誘致に関する実証調査事業（外国映像作品ロケ誘致プロジェクト）」及び

現在知的財産戦略本部（以下「IPSH」）が掲げる知的財産推進計画 2019 における国内外の映画・テレビの撮影環境改善等を通じた映像作品支援に対して賛同いたします。JIMCA は、世界中で最高品質のクリエイティブコンテンツを製作・配給するいくつかの企業を代理しています。JIMCA は多様性、クリエイター、コンテンツ保護をサポートしクリエイティブエコノミーの繁栄を促進する政策を推進するように努めています。映像製作及び配給がグローバル化するにつれて、新たなトレンドと技術によって新たな機会が生まれています。我々は、日本の映画産業が今後も繁栄し続けるために貢献したいと考えています。

### 経済成長、雇用機会創出及び技術の発展

文化的側面のみならず経済成長のための強力な推進力として、映画産業の重要性に対する認識が世界的に高まっています。映画産業では、製作を行う際に現地の作業員、現地の制作会社、サービス及びレンタル会社及びホテル・レストラン・ケータリング会社・運輸会社等の幅広い他のサプライヤーに対する、多額の金銭支払が発生します。映画製作には規模の大きさとグローバル性という性質があります。映画製作のインセンティブ、製作能力、製作キャパシティなどに投資し、外国の映画・テレビ制作を日本に誘致することで、政府がこれら映画産業の需要に応える絶好の機会を得ることができます。

欧州連合（以下「EU」）における映像産業は、年間 1070 億米ドル（970 億ユーロ）の市場売上を有し、100 万人以上が雇用され、年間平均約 2% の割合で成長しています。文化産業とクリエイティブ産業は併せて EU における労働力の 7.5% を提供し、EU における総付加価値（GVA）の約 5.3% を生み出しています。

Olsberg SPI が実施した最新の調査では、オーストラリアの映画及びテレビ産業が、2017 年から 2018 年にかけて計 151 億米ドル（225 億豪ドル）の経済的貢献を生み出したことが判明しました。これは、2012 年から 2013 年にかけて報告された同様の報告書の数値から 15% 増加していることを示します。同報告書によれば、オーストラリアにおける映画・テレビ産業は、計 8 万 4982 人の正規雇用を創出し、計 17.4 億米ドル（25 億 9000 万豪ドル）の税を支払ったことも判明しました。

映画産業は、観光誘致の大きな動機付けの要因でもあります。北アイルランド政府観光局のデータによれば、6 人に 1 人の外国人観光客は、テレビシリーズ「ゲーム・オブ・スローンズ」の影響で北アイルランドを訪れています。実際、「ゲーム・オブ・スローンズ」は 2018 年、北アイルランドの地域経済に対して、6100 万米ドル（5000 万ポンド）超の貢献を果たしました。

Olsberg SPI の調査では、ロンドンを除くイギリスの映画ロケ地へのスクリーンツーリズムの価値は、2014 年に年間 1 億 2300 万から 1 億 7200 万米ドル（1 億から 1 億 4000 万ポンド）の経済的貢献を果たしたと推測されました。2016 年には、映画関連のスクリーンツーリズムは 7 億 3360 万米ドル（5 億 9770 万ポンド）であったと推測され、これにより 1 万 3440 人の正規雇用が創出されました。

日本の映画産業は、グローバルな環境で、競争力のあるインセンティブを提供する他の先進国と競合しています。世界では、およそ 100 の、地域的なものや複合的なシステムを含めれば更なる数の、オートマティックなシステムが稼働しています。インセンティブとしてのリベート価値に加えて、日本は以下の点を考慮することで、価値の高い映画・テレビ製作会社を誘致する競争力を高めることができます。

1) 恒久的且つ予測可能なインセンティブ：2019 年に実証調査事業として「地域経済の振興等に資する外国映像作品ロケーション誘致に関する実証調査事業（外国映像作品ロケ誘致プロジェクト）」を開始されましたが、今後はこれを恒久的なインセンティブ・プログラムへと移行し、理想としては予算配分を強化すべきと考えます。現在のキャッシュリベートモデルを用いて、日本もオートマティックで、予測可能で、且つ、上限のないインセンティブを採用すべきであり、基準及びガイドラインは簡素且つ合理的であり、国内外の製作会社にとって理解しやすい多言語のものであるべきです。インセンティブの申請プロセスはビジネスフレンドリー、且つ、全ての分野における適格性において確実なものであるべきです。また、申請、応答及び支払の処理期間は明確に示されるべきです。当該インセンティブは予測どおりに運用され、理想的にはインセンティブ支払の上限はなくされるべきです。

2) 労働力：映画産業におけるニーズを把握し、技術と労働者への十分なパイプラインを構築するために、人材開発戦略を確立すべきです。効果的な人材開発には、産業、経済開発機構及び職業能力開発機構等、公私にわたり多くの利害関係者が関与します。このプログラムの開発は、国際的な製作会社が利用するベスト

プラクティスにより、世界中に知らされる必要があります。国際的な製作会社は世界中で一定のストラクチャーを用いて従業員の任務を遂行しています。これらの製作会社は、様々なポジションにおいて幅広く研修生を募っています。

3) 物理的なインフラ及びサービスへの投資：製作への投資規模が拡大するにつれて、映画撮影、開発又は上映するための物理的なスペースの必要性も増大します。世界的に多くの市場で、製作スタジオの需要があります。製作インフラの開発とセクターの構築には、政府による長期的な投資が重要です。各製作スタジオでは、多額の資金及びインフラへの直接投資又は設備への民間投資促進を通じた政府からの金銭的支援が必要となります。またインフラ開発は、特に労働力の構築において、より広範な市場の成長に関連していることを念頭に置いていただきたく存じます。

4) 映画撮影に適した環境：協力的且つ利用しやすい映画製作環境には、関連するすべての利害関係者からの効果的なコミュニケーションとサポートを確立するため、政府機関、フィルムコミッショナ、民間機関において映画産業に対する肯定的な見解が共有されることを含みます。

現にグローバルにおけるインセンティブの状況は急速に変化しています。各国が国際的な製作会社を引付ける競争力を維持するために、常に新たな・更新されたシステムが導入されています。政策が講じられる確実性は、プロジェクトと投資の将来の潮流に対する信頼を高めます。これにより、制作の継続性、インフラの開発及び労働力の向上が実現し、国際的な映画やテレビ番組の制作地としての日本の魅力が高まります。

本項目について更なる情報提供や、不明点があれば対応いたしますのでお申し付けください。

#### 4) デジタル・アーカイブ社会の実現 (B2)

JIMCAは、著作権者が自己の著作物の利用を管理する権利及び日本の著作権法における著作権者とユーザーとの間の慎重なバランス構築を支援いたします。またJIMCAは、デジタル時代において、ユーザーが、デジタル・アーカイブを通じて著作物のデジタル・コピーを利用できるようにしたいと考えています。JIMCAは、著作物、特に視聴覚著作物のデジタル・アーカイブ化に関する議論と更なる公開協議を歓迎します。公衆からのサーチやアクセスのために著作物のデジタル・アーカイブを構築することは、当該著作物のデジタル・コピーを作成する必要があることを指摘することが重要となります。

JIMCAは、マス・デジタル化とデジタル・アーカイブは、著作権者及びユーザーに対して利益をもたらす可能性があると考えています。しかし、著作権者が一般の人々が楽しめる新たな著作物を創作し続けるためには、既存著作物の自発的なライセンス付与を通じた金銭的効率がなければなりません。

JIMCAは、著作権者とユーザー間における自発的なライセンス付与を促進する政策及び将来的な法律の制定を支援いたします。クリエイターに補償金を支払いつつ著作権者の権利を尊重する、マーケットを基礎としたマス・デジタル化された解決策を認める法律は既に存在します。例えば、一部のJIMCAのメンバーは、それぞれのウェブサイトにおいて映像作品のクリップ映像をライセンスしています。

JIMCAは、著作権者が自己の著作物に対して補償を受ける権利を保障しつつ、著作物の広範な普及を促進するビジネスモデルを生み出す著作権政策を支援いたします。

#### 5) データ及びAIの適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り (A7)

JIMCAは、データ及びAIの適切な利用促進に向けた制度・ルール作りに関して、更なる協議を求めます。JIMCAによるコメントは、IPSHの知的財産推進計画2019に記載された以下の事項に焦点を当てています。

- I. 著作者と著作権者を規定するルール
- II. 著作権侵害に対する損害賠償責任
- III. データ・AIの適切な利活用の促進

##### I. 著作者と著作権者を規定するルール

著作権法は、創造的な著作物の創作・普及のために金銭的インセンティブを提供し、著作権者による適切な権利行使を規定するために存在しています。著作物の著作権は通常、当該著作物の創作者に帰属します。

AIエコシステムの複雑さは、AI技術を用いて制作された単一の著作物に対して、部分的又は全体の権利について、複数の異なる個人又は企業が著作権者としての利益を主張する可能性を生み出します。複数の著作

## 「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集

### 【法人・団体からの意見】

権者が利益を有する他の著作物と同様に、それらを自身のオリジナルな創作的な著作物に活用し、組み込む、クリエイティブ産業においては、権利譲渡や使用許諾に適用される規定が明確であることが重要です。JIMCAのメンバーは、他の著作者と同様に、映画を製作する過程で、第三者によって創作された著作物の権利取得や使用許諾を頻繁に受けています。脚本、音楽、写真、その他の視覚芸術に関する著作物及び特殊効果は、JIMCAのメンバーが第三者によって創作された著作物を利用するため権利取得したり、使用許諾を受ける一例といえます。

著作物の創作者は、組み込まれる著作物の権利の帰属、権利譲渡、使用許諾に関して、明確なルールに依拠し、自己の創作物が著作権侵害であると主張されないようにしています。AI技術を用いて制作された著作物の場合、創作的なコンテンツに著作物を適法に組み込もうとする者のための権利取得や使用許諾に関する明確なルールが重要となります。

#### II. 著作権侵害に対する損害賠償責任

JIMCAは、AI技術の文脈における直接的及び間接的な著作権侵害の賠償責任に関する法律について、更なる協議及び検討が必要であると考えています。特に重要なのは、単にAIシステムが関与しているという理由だけで、AI技術を利用する者が、著作権侵害に対する損害賠償責任を免除されないようにすることです。著作権侵害行為を行うAIシステムの設計者、権利者及び運営者は、行為態様や、どのようにAIシステムが著作権者の排他的権利に抵触するかに応じて、著作権の直接侵害について責任を負う場合があります。AIシステムを提供している個人や企業もまた、第三者がAIシステムを使用して著作権を直接侵害する場合には、間接侵害の責任を負う場合もあります。

#### III. データ・AIの適切な利活用促進

JIMCAは、著作権者の保護を十分に考慮した上ではありますが、データ・AI等の適切な利活用促進に向けたルールの策定をさらに支援いたします。

我々の意見を述べる機会を頂戴し、感謝いたします。本意見書について、より詳細な情報及びベストプラクティスの提供をさせていただければと存じます。

法人・団体名	
27. 一般社団法人日本レコード協会	
意見の分野	
(B3) クリエイション・エコシステムの構築	
意見	
<<要旨>>	
1. 私的録音録画補償金制度の早急な見直し 2. 「レコード演奏・伝達権」の創設 3. 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し 4. 集中管理の充実による放送番組インターネット同時送信の円滑実施	
<<全文>>	
1. 私的録音録画補償金制度の早急な見直し 著作権法30条1項に基づき行われる私的録音録画については、その全体量が権利者に及ぼす多大な影響に鑑み、補償措置によって保護と利用のバランスを図ることが期されているが、補償金対象機器等の政令指定が機動的に行われない結果、補償金制度が機能不全に至って久しい。2018年の文化審議会著作権分科会では、現行の運用を前提とした当面の手当てとして、まずは私的録音・録画の蓋然性の高い機器等を現在の実態を踏まえて再確認し、検討を進める方向性が示された。これ以上時機を逸すことのないよう、政府は、私的録音録画補償金制度の見直し検討を加速すべきである。	
2. 「レコード演奏・伝達権」の創設 レストラン、クラブ、店舗等でCDを再生したり、音楽ラジオ放送を受信して伝達する等の方法により来	

店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聴かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達によって生み出される経済的利益に与ることができていない。

「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界140以上の国・地域（OECD加盟36カ国中34カ国）において導入されている。また、2019年2月1日に発効したEU経済連携協定においても、国際的な基準の重要性を十分考慮しながら、レコードの演奏・伝達に関する十分な保護について継続的に協議することが義務づけられている。政府は、新たなレコード製作の経済的基盤を確保するための権利として、レコード演奏・伝達権を導入に向けた検討を進めるべきである。

### 3. 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し

動画投稿サイトにおけるUGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。しかし、電気通信設備・役務の単なる提供を超えて、権利侵害コンテンツを含む大量のUGC公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時には想定されておらず、侵害通知の負担を抱える権利者と、UGC公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に不均衡が生じている。

EUでは、2019年4月、大量のUGCを公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める新指令（デジタル単一市場における著作権指令）が成立し、EU加盟国は2021年6月までに国内法化を完了することが求められている。

我が国においても、EU及びEU加盟国等の動向も踏まえながら、動画投稿サイトに係る法的ルールの在り方について、法的ルールの見直しの検討に着手すべきである。

### 4. 集中管理の充実による放送番組インターネット同時送信の円滑実施

放送番組のインターネット送信について、当協会は、2006年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、その枠組みの下でNHK・民放等の放送番組配信は安定的に実施されている。

当協会は、従来より放送事業者のビジネスモデルに応じて包括許諾の契約条件を柔軟に調整し、レコードの利用円滑化を図ってきた。放送番組のインターネット同時送信に関しても、許諾権の切下げは不要であり、現行法制度の下、引き続き、集中管理を促進して包括許諾契約の活用を進めていくことが権利者・利用者双方の利益に適うものと考える。

なお、当協会は、いわゆるウェブキャスティング（放送番組以外のコンテンツをインターネット上で一斉に同時送信するサービス）におけるレコード利用についても、2018年3月、送信可能化権の集中管理事業を行うことを決定しており、その後、早期の集中管理実施に向けて実演家団体との協議を継続している。現行法制度の下でも当協会が窓口となってレコードの送信可能化を許諾できる体制は整っており、許諾権の切下げは不要である。

法人・団体名
28. 日本製薬団体連合会
意見の分野
(A7) データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り (H) その他
意見
(A7)と(H)の2つの領域・分野に関して意見を述べさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
(H) その他
《要旨》
医療関係者の要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要である。また、このような国民の権利を保障するために権利制限すべき課題は他にもあり、より柔軟性の高い権利制限の導入により、それらの解決を図るべきである。
《全文》

医療関係者は、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける事が出来るように、最適な医薬品情報を迅速に取得し検討する必要がある。その際に必要な情報源は、主に学術文献である。これらの学術文献については、最適な情報を迅速に取得するために、医療関係者が自ら調査収集する以外に、製薬企業にその提供を求めることが多い。

製薬企業は、この要請に応えるため、製薬企業の立場からも患者が最善の治療を受けることが出来るよう、薬物治療に関する最適な学術文献を選択し、その複製物を迅速に提供する必要がある。

学術文献（著作物）については、著作権管理団体が複製権の管理を進めているが、いまだに管理されていない著作物も多い（現実問題として、全ての学術文献が管理団体によって管理されることになる可能性は極めて低いと思料する。）。管理されていない著作物については、複製にあたって事前に著作権者の許諾を得なければならない。管理著作物については、著作権管理団体と契約を締結することによって、複製の都度の許諾手続を不要とすることができるものもあるが、紙での利用（複写）のみしか許諾されていないものや複製の態様等によっては複製の都度の許諾手続を要するものもある。

このような現況（“非管理著作物の存在”・“一部の利用態様しか対象とならない許諾形態の存在”）であるから、利用者（製薬企業）は、医療関係者の求めに応えるため、選択した学術文献の複製にあたっては、著作権管理団体の管理著作物であって複製の都度の許諾手続を要するものか否か、あるいは、いずれの著作権管理団体にも管理されていない非管理著作物なのか等の、権利関係や契約関係の確認を行わなければならない。さらに、より迅速に適切な文献情報を電子的に管理・提供できるようにすることが求められているが、電子的な利用については許諾を受けられないものが多く利用することができない。

このように利用方法の制限や、その確認を要する現状は、最適な情報の迅速な提供の障害となり、投薬を含めた治療を検討する医療関係者に必要な情報が適時に届かず、ひいては患者の治療に支障をきたす恐れも否定できない。このような状況は患者が投薬を含めた最善の治療を受けることが出来ない可能性があることを意味しており、患者の生命安全が危機にさらされかねない。

さらに著作権が管理されているとされる著作物の中に権利関係で問題があるものが含まれている事例が国会でも問題提起されている。つまり、著作権管理団体が管理する著作物の中には出版社や学会が社告や投稿規程で著作権を有していない著作物までも著作権を有しているとして管理すると一方的に宣言している著作物も多く含まれている。このような場合、管理団体・出版社と真の権利者との間の問題は解決されていない可能性があり、利用者における複製及び、最適な情報の迅速な提供に支障をきたしかねない状況であるといわざるを得ない。

そこで、上記のような医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものである。

薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたもの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章—I—3—?—(2)利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II—3—?—(3)利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。

しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。

前記のとおり、医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が投薬も含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものであるので、一日も早くその審議の再開を要望するものである。なお、医療関係者による

学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることからも、権利制限の検討がなされるべきと考える。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「医療関係者の求めに応じて提供される情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」との指摘もなされているところである。前述したとおり、医療関係者が投薬を含めた最善の治療を検討する際に、薬物治療に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

以上のとおり、当連合会の要望の対象となる「医療関係者の求めに応じて提供される情報にかかる複製等」は公益性の高いものであり、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする審議が再開され法改正がなされるべきことを要望し、知的財産推進計画2020に盛り込むべきと考える。

#### (A7) データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

《全文》 当連合会は、昨年「知的財産推進計画2019」に新たに盛り込むべき意見として、イノベーション創出促進のため、学術論文のオープンアクセス化と権利制限を提案し、「知的財産推進計画2019」の工程表に、「研究目的の権利制限規定の創設等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。」と記載いただいた。

平成28年の第5期科学技術基本計画においても、「オープンアクセスが進むことにより、学界、産業界、市民等あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能となる。」とされている。これらの計画に基づきJ-STAGEにおける学会誌のオープンアクセス化は増加したものの、学術情報(研究成果)へのアクセスは容易でない状況が続いている。他方で、オープンアクセスではない学術雑誌に掲載された論文、特に医学臨床論文に関しては患者の協力で得られた知見であるにも関わらず毎年高騰する高額な購読料を支払わないと、研究成果にアクセスできないという状況が続いている。イノベーション創出の阻害要因になっている。

そもそも研究者にとって学術論文は、思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その論文に表された科学的事実を知覚する目的が主であり、さらに著者の多くは、自身の論文が活用されることを望んでおり、著作権の保護を強化することで著者の創作意欲を掻き立てるとは言い難い。

以上のように、イノベーション創出のために必要な研究成果へのアクセスの自由を確保するために、研究成果のオープンアクセスへの投稿の義務化を含めて研究目的のための権利制限規定の創出を加速していただきたく意見として提出します。

法人・団体名
29. 株式会社KADOKAWA
意見の分野
意見
知的財産推進計画2020の策定にあたり、以下のとおり意見を提出いたします。
<b>【要旨】</b> 海賊版対策をより強化し、制度的に明確な前進を見せていただくこと、コンテンツ保護の新たな仕組みを構築いただくことを強く望みます。具体的には、1) サイトブロッキング法制度化の早期実現と海外への働きか

け、2)「尖った才能」を育成するための教育制度の創設、3)地方創生とコンテンツ保護の両立を実現できる仕組みづくり、4)5G 時代における侵害対策強化と日本発コンテンツプラットフォーム構築への後押しをお願いいたします。

## 【意見（全文）】

1. 知的財産推進計画 2019（以下「2019」といいます）では、海賊版・模倣品対策についての記述が後退したと評価せざるを得ません。とりわけダウンロード違法化やリーチサイト対策に関する著作権法改正が成立していない段階であるにもかかわらず「模倣品・海賊版対策」の項において従来記載されていた「サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討」の記載が削除されたことにはまったく賛同しかねるところです。18 頁及び工程表第 40 項に記載された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」は、未だ第 2 段階に留まっていると認識しており、こうして段階的に実施している間にも日々、海賊版が消費され、知財立国の基盤のひとつであるコンテンツ産業が脅かされています。悪質な海賊版サイトに対しては、業界各社と連携し、また関係各機関のご協力も得ながらこれまで様々な手段を講じてまいりましたが、依然としてその被害は甚大なものであり、現行制度下で権利者が合理的に採り得る効果的な対応としてはすでに限界に達しています。従いまして、2020 の重点項目として再度「サイトブロッキングに係る法制度整備」を取り上げていただき、法制化について期限を定めて取り組んでいただくよう行動計画への明記をお願いいたします。海賊版の問題は日本国内に留まるものではありません。日本における制度化を早期に実現し、海外に働きかけていくような役割を政府に期待しております。

2. 「2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す（2）当面の施策の重点（1）創造性の涵養・尖った人材の活躍」の項目に知財創造教育の推進があります。当社は、「脱平均」の発想、すぐれた著作物を生み出すために「尖った才能」をより活用すべきという視点に強く賛成いたします。「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「創造されたものを尊重する」ために必要な態度の育み方として、「知的財産のきまりを知る」ことが示されておりますが、当社としては、学校教育における著作権法についての指導をこれまで以上に強く推進いただきたいと思います。著作権法についての理解を深め、創造されたものを尊重するという意識が強まることは、海賊版サイトの利用の抑制に繋がり、知財創造に大きく資するものと思います。

「尖った才能」の観点では、多様な尖った才能が学ぶ環境を提供する高等学校も出てきておりますが、ほとんどの学校は依然として旧来から続く平均的なものを求める教育制度の枠内にあります。「尖った才能」の育成は本来、国が支援するべきものであるところ、残念ながら国の制度がそれを阻害している状況にあり、非常に残念に思います。中高生の間に人生が決まるような、中高生の間に人生を決めなければ世界で戦えないようなジャンルが広がりつつあるという現実が見えてきており、小説家や漫画家、アニメーターなど、コンテンツのクリエイターもそのようなジャンルの一つです。今までの枠組みに縛られることなく、日本の飛躍のために「尖った才能」を育成するための新たな教育制度を創設いただくことを希望いたします。

3. 上記に続く「(5) 模倣品・海賊版対策の強化」の課題として掲げられた「クラウド関連技術等を活用した著作物の管理・利益配分の仕組み」の構築について、海賊版対策に効果的な施策が促進されることは当社としても大歓迎ですが、抽象的な記載にとどまっているため、具体的な施策としてお示しいただけますようお願いいたします。

4. 「3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する（2）当面の施策の重点（3）データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り」では、主に個人データの移転に関する制度作りについて述べられております。データ移転のルールづくりにおいては、著作物であるデジタルデータの移転について、権利者の保護と正当な対価還元を念頭に置いた検討をお願いいたします。

5. 「4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る（2）当面の施策の重点（4）クールジャパン戦略の持続的強化」において示された課題に、「海外展開のための知的財産の保護」とあります。まずは冒頭に記載した通り、日本国内で遅れている海賊版対策を進めていただき、海外に働きかけていくことを政府に期待しております。

クールジャパン戦略の持続的強化の観点において新たな懸念も出てきております。例えば、アニメの聖地が観光スポットとして人気を博しておりますが、なかには旅行商品の販売にあたり、その広告宣伝物に既存のアニメやコミックのキャラクター画像を無断で使用する等、その人気に乗じて権利者の許諾なくコンテンツを使用した旅行商品を販売する業者の存在がうかがわれます。この「コトビジネス」におけるフリーライド問題は、「(2) クリエイション・エコシステムの構築（33 頁以下）」にも関連する課題であります。未だビジ

ネスモデルとして確立していないことも問題の背景にあると考えられるところ、地方創生とコンテンツ保護の両立を実現するような、国内外から観光客を誘致する地域とコンテンツの権利者の双方にメリットのある仕組みづくりを、関係各省のご協力で実現いただきたいお願いいたします。

6. 最後に、いよいよ 2020 年から第 5 世代移動通信システム（5G）によるサービスが開始されます。「4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る（2）当面の施策の重点？クリエイション・エコシステムの構築」においても 5G の普及を前提とするさまざまな施策が述べられているところです。大容量データのダウンロード高速化に伴い、インターネット上の海賊版、特にアニメ等の映像コンテンツに関する違法コンテンツの問題が今後さらに深刻な状況となることが予想されます。このような状況に対応すべく、2019 の 35 頁にあるようなブロックチェーン技術やフィンガープリント等の新たな技術を活用することを含めた侵害対策の強化が望まれます。海賊版の問題は、根本的な解決には至っておりません。2020 においては、この点も踏まえ、海賊版対策をより強化し、制度的に明確な前進を見せていただくことを強く望みます。同時に、5G に対応した日本発のコンテンツプラットフォームの構築についても国の強い後押しを期待いたします。日本の技術力とコンテンツ力を掛け合わせれば、世界中で利用されるコンテンツプラットフォームを構築することは可能であると考えます。国の持つインフラの日本企業への開放を含め、具体的な取り組みをお願いいたします。

以上

法人・団体名	
30. ヤフー株式会社	
意見の分野	
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの	
意見	
<p>(1) インターネットを取り巻く技術の著しい進展に伴い、新たなサービスが展開されており、インターネットにおける著作物利用の活発化に応じて著作権法制定当初に想定していた著作物の流通方法、利用形態等にも大きな変化が生じている。2019 年 1 月 1 日施行改正著作権法においては、インターネットサービスは容易に国境を越えて利用されるため、急速に発展していく技術が生み出すサービスによる利便性の向上や社会課題の解決を、世界に遅れることなく日本国民が享受できるようにするために変化と多様性に対応できる柔軟な著作権制度の構築が不可欠であるという問題意識のもと、柔軟性の高い権利制限規定の制定が実現している。もっとも、日本に限らずインターネットにおいて日々新たなサービス形態がスピード感をもって生まれている現状に鑑みれば、本改正の実現にとどまることなく、新たな技術やビジネスの進展に迅速かつ柔軟に対応できるよう、さらなる見直しを行っていただきたい。</p> <p>(2) 持続的なコンテンツの再生産および新規展開のための環境整備の推進クリエーターへの適切な対価還元につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しやこれにかわる新たな制度の導入が検討されている。かかる検討にあたっては、徒らに既存の制度の維持に固執するのではなく、近年のデジタル・デバイスやサービスの発展に応じた、コンテンツ利用実態の大きな変化（特に、利用者の手元で複製物の生じない、ストリーム型コンテンツ配信サービスの普及と今後のさらなる発展）に目を向け、現状に照らした適切な制度設計を図るべきである。</p> <p>加えて、コンテンツの利用促進を進めることは喫緊の課題であり、コンテンツの海外展開その他の文脈で利用促進策が検討されているが、現状法制度の見直しや利用環境の整備等インターネット上におけるコンテンツの利用促進策の検討は十分であるとはいえない。特に、サイマル・キャスティングやウェブ・キャスティングについては、アメリカやヨーロッパでは、放送と同様、強制許諾や報酬請求権の対象となっているコード製作者の権利等について、日本では個別に許諾を得なければならないとされており、権利処理の困難性がサービス提供の大きな障害となっている。サイマル・キャスティング等については、総務省「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」や文化庁「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において漸く権利のあり方に係る論点についての整理ができたところであり、新たな法整備の検討にあたっての議論はいまだ十分になされているとはいえない。また、コンテンツホルダーにおける積極的かつ適法なコンテンツの利活用を促進するような環境整備もなされるべきである。インターネットを通じた利用がコンテンツ利用における重要部分を占める現代において、日本の法制度および利用環境が海外に遅れることのないよう、早期に最適な制度が実現されるように検討すべきである。</p>	

(3) 海賊版サイトによる著作権侵害コンテンツ対策については、文化審議会著作権分科会にて報告書がまとめられ、有識者による議論もなされたところであり、立法化を進めていただきたい。また、今後の課題に対応すべく、権利者、事業者等の民間関係団体間での議論が進んでいるものと理解している。今後の施策のご検討にあたっては、その進捗に十分に配慮していただきたい。

(4) 過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割があると考えられることから、有用なデジタルアーカイブの実現に向けた施策を積極的に行っていただきたい。この点、改正著作権法において、原則的な著作権保護期間が著作者の死後 70 年に延長されたところ、当該延長が今後のアーカイブ化の停滞に影響を及ぼすことのないように注意していただきたい。例えば米国では、保護期間の最終 20 年間は図書館等のアーカイブ化が認められ（法 108 条(h)）、また EU の DSM 著作権指令案（7 条）においても文化的機関による絶版物の利用が検討されている。わが国においても同様に、保護期間中であっても適切にアーカイブ化が実施されうる制度導入の検討がなされるべきである。

法人・団体名	
31. 一般社団法人アニメツーリズム協会	
意見の分野	
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの (B1) 模倣品・海賊版対策の強化 (B3) クリエイション・エコシステムの構築 (B4) 国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援 (E) 地域資源の活用と知財戦略 (F) コンテンツ戦略／クールジャパン戦略	
意見	
<b>《要旨》</b> アニメツーリズムによる交流人口の拡大に向けて、「アニメツーリズム北九州宣言」のビジョンを実現すべく、「地域を舞台とした新作アニメーションが今後も積極的に製作される環境整備の必要性」「受入体制の整備に対するサポートの必要性」「ファン活動が権利侵害にならないように、著作物利用のガイドライン整備の必要性」「民間事業者が共創サイクルに参画しやすいよう、著作物利用のガイドライン整備の必要性」を申し述べます。	
<b>《全文》</b> アニメツーリズムによる交流人口の拡大に向けて	
<p>日本のアニメーションは、その優れたストーリー・クオリティから海外においても大きくファンを獲得しており、クールジャパンの代表格とも言える文化資産として日本の魅力を海外へ発信し続けている。その海外発信については、日本のコンテンツホルダーの努力や海外の配信プラットフォームの隆盛、日本政府の後押し等もあり拡大傾向にある。</p> <p>しかし、日本のアニメーションを通じて日本の魅力を知り、日本へ観光客としてやってきた訪日外国人のアニメファンを受け入れる体制についてはまだまだ十分ではないという課題もある。コンテンツのアウトバウンドを人のインバウンドに繋げるために、「創作 → 発信 → 受入」というアニメーションを通じた人の行動サイクルを整えていく必要がある。</p> <p>また、個々のアニメ聖地においてはファン行動を起点としながら、作品とファンと地域自治体と民間事業者の 4 者間の共創によって、著作物の単純なライセンサー／ライセンシー関係にとどまらない地方創生の新しい物語が生まれ始めており、いかにしてその共創サイクルを持続可能なものにしていくかも課題として考えられる。</p> <p>2019 年 12 月、当協会は「アニメツーリズム首長サミット in 北九州」を主催し、①アニメ作品との協業に積極的に取り組んでいる先進的地域(地方自治体)の代表、②地域を舞台にした作品の作り手であるプロデューサーに実際の“アニメ聖地”に集ってもらい、現況や今後の展望、交流人口の拡大に向けて、アニメツーリズムの可能性を検証した。</p>	

サミットでの議論とそのとりまとめについては、当日発表された「アニメツーリズム北九州宣言」を参考されたい。

### アニメツーリズム北九州宣言

私たちアニメの聖地や作家ゆかりの地の施設などを持つ地域の首長は、アニメツーリズムによる地域振興を願い、2019年12月1日、福岡県北九州市で開催された「アニメツーリズム首長サミット」に参加し、それぞれの地域の取組を共有し、更なるアニメツーリズムの進展について議論しました。日本のアニメーションは、その優れたストーリーやクオリティから、国内のみならず、多くの海外ファンを獲得しています。特に地域を舞台にした作品は、それぞれの地域が持つ魅力や文化、日常の風景や生活が描かれることで、その舞台を実際に訪れてみたい、登場人物と同じ景色や空間を体験してみたいという、いわゆる聖地巡礼と呼ばれるファン行動につながっています。

私たちはここに宣言します。日本にある地域の魅力を捉えた、優れたアニメーション作品が今後も製作され、国内外のファンたちに寄り添ってアニメの聖地巡礼が持続可能な形で促進されるよう、それぞれの地域の魅力を更に高め、既存の観光地以外にも季節を問わずお客様に来ていただける新しいツーリズムとしてアニメツーリズムに取り組んでいきます。

私たちは、「アニメツーリズム北九州宣言」で掲げられたビジョンを実現し、4者4様の共創のサイクルを持続可能なものにするために、知的財産戦略推進計画2020の策定に際しての意見募集に、下記のような意見を申し述べます。

- ① 「地域を舞台とした新作アニメーションが今後も積極的に製作される環境整備の必要性」  
地域を舞台とした優れたアニメーション作品が今後も数多く制作され続けるよう、地域振興や観光振興につながる可能性のある作品の製作費（ロケハン等を含む）の一部が国から支援されるような仕組みが必要と思料します。
- ② 「受入体制の整備に対するサポートの必要性」  
アニメ聖地を訪れるファンや観光客（インバウンド含む）の満足度を高めるための受入体制を整備しようとする地方自治体に対して国がサポートする仕組みが必要と思料します。
- ③ 「ファン活動が権利侵害にならないように、著作物利用のガイドライン整備の必要性」  
アニメ聖地を盛り上げたり、情報発信を積極的に行うファンたちの活動が、権利侵害にあたらないようするために、著作物を利用する際のガイドラインを整備することが必要と思料します。
- ④ 「民間事業者が共創サイクルに参画しやすいよう、著作物利用のガイドライン整備の必要性」  
民間事業者が共創サイクルに参画し、コトビジネスを行っていく際の、著作物利用のガイドラインを整備することが必要と思料します。

法人・団体名
32. 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志（代表会社：東京ブラインド工業株式会社）
意見の分野
意見
「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見
<要旨>

中小企業の国内外の知的財産に関する活動を国として今後も支援、強化していくためには、各種制度を、中小企業の視点を取り入れて継続的に改善、改革していく必要があると考えます。

特に、中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善は、極めて重要です。

<全文>

### 1. 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」を踏まえた対策の推進（新規意見）

昨年6月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」（公正取引委員会発行）には、多くの中小企業が、いろいろな形で被害を受けているあるいは受けている恐れの強い事例が報告されています。

まずは、このような実態を明らかにした今回の調査を高く評価したいと考えます。

今回の調査で明らかになった実態を踏まえて、公正取引委員会は、「違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業全体に対して本報告書を周知する。」と述べていますが、インターネットでの公表にとどめることなく、本報告書の内容の説明会なども積極的に開催していただきたいと考えます。

さらに、周知する対象の製造業の企業としては、中小企業よりも、むしろ、優越的地位になりうる大企業への周知に力を入れていただきたいと考えます。

なぜなら、中小企業は、仮に知識があったとしても、弱い立場から、取引相手である大企業に、大企業の要求が優越的地位の乱用にあたる可能性があることを指摘することができない場合が多いからです。

また、大企業への周知を図るに当たっては法務知識が十分な法務部門、知的財産部門への周知だけでなく、法務部門や知的財産部門が十分に関与することなく契約交渉等を直接担当する場合のある購買部門や営業部門、開発部門の担当者への周知がより重要であること、そのための企業内教育が重要であることを認識して周知活動を進めていただきたいと考えます。

さらに、今回の報告書を周知するため、また、報告書に記載されている事例を周知するために「優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）の中で本報告書を引用し、また、一部の事例を、この優越ガイドラインに盛り込んでいただきたいと考えます。

### 2. 意匠制度改正に伴う料金減額制度の導入（新規意見）

複数意匠一括出願の導入や関連意匠の拡充に併せて、料金減額施策の導入も検討されることを希望します。

理由

多くの国では複数意匠一括出願や関連意匠出願の各制度と共に料金の減額が導入されており、事業者がより多くの出願を安価な費用で一括出願できるように配慮されております。

また、特許は中小企業に対する減額制度が拡充されており、商標は一商標多区分出願における減額や登録料・更新登録料などの大幅な減額がされております。

しかしながら意匠に関しては現行制度上も、関連意匠出願や中小企業に対する料金減額は一切ありません。

中小企業の製品・サービスのブランド形成に資するデザイン保護等のため、意匠制度の利用を促進していく必要があることから、導入が予定されている複数意匠一括出願や関連意匠出願において、料金減額施策の導入も検討されることを希望します。

### 3. 中小企業の特許料金等の軽減措置について

#### （1）中小企業の特許料金等の一括半額制度の適用対象について（継続意見）

いわゆる中小企業の特許料金等の一括半額制度（新減免制度）が、2019年4月から施行されることになったことは、大変評価でき、また、軽減申請手続きに関しても、大幅に簡素化されたことは、大変評価できます。

しかしながら、新減免制度では、既に登録になっている特許や、2019年3月以前に審査請求手続きをした特許出願は、対象外です。これら、既に登録になっている特許や本年3月以前に審査請求手続きをした

特許出願についても、その後の特許料納付の際に新減免制度の恩恵が受けられるように適用対象を拡大すべきと考えます。

#### 理由

旧減免制度では、一部の中小企業しかこれを利用できませんでしたが、新減免制度では、すべての中小企業が減免対象企業として利用できるようになりました。

新たに減免対象となった中小企業にとって、審査請求手続きに関しては、4月以降すべての審査請求手続きに関してその恩恵を受けることができますが、3月以前に審査請求手続きをした特許出願、既に登録になっている保有特許に関しては、新減免制度の対象にはなりません。すなわち、3月31日時点で多くの審査請求済み特許出願または登録特許を保有している、新たに減免対象となった中小企業にとって、施行当初は、新減免制度による恩恵・政策効果が一部に限定されてしまいます。

中小企業の活力を日本の産業の発展につなげるためには、すべての特許に関して新減免制度の恩恵・政策効果を受けられるようにするべきであり、そのためにも、新減免制度の適用対象を、本年3月31日以前に審査請求手続きをした出願及び既に登録になっている特許にまで拡大する必要があると考えます。

#### （2）11年目以降の特許料金について（継続意見）

いわゆる中小企業の特許料金等の一括半額制度は、その対象が特許料金に関しては10年目までに限定されておりますが、中小企業にとって、最初の数年間よりも、11年目以降の特許料金こそ、軽減する必要性が高いと考えます。

#### 理由

特許料は、1～9年目に比べて、10年目以降の金額が大きく、中小企業にとって10年目以降の軽減措置の必要性が、1～9年目よりも高いと言えます。特に、中小企業の保有特許使用率は63.4%と、大企業の35.4%に比べて高く（中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第14回（平成29年3月14日）会合配布資料4-3第3頁）、いわば、事業に必須の放棄できない特許が多いことを示唆しております。また大企業が不使用特許を放棄することで浮いた資金を長期保有する特許の維持年金に充当できるのに対して中小企業にはそのような対策も取りにくいことを示唆しております。

さらに米国は、small entity 向けの特許維持年金の50%軽減を、11.5年目維持年金にも適用しており、軽減措置の対象年に制限は設けておりません。カナダやフィリピンにも同様の制度があります。また、英国やドイツには中小企業向けの軽減措置は無いようですが、かわりに、維持年金が減額されるライセンス・オブ・ライト制度があり、この制度を利用することにより資金負担を軽減できるようになっております。日本の中小企業が世界で戦っていくためには日本で基礎体力をつける必要があり、そのためにも、一律半額制度の適用期間を11年目以降にも拡大することが、必要かつ重要であると考えます。

### 4. 弁理士制度について

#### （1）弁理士の国際化対応について（継続意見）

例えば、国ごとに相違する新規性喪失例外規定の適用範囲など、外国出願の実務において極めて重要な基礎的内容を全ての弁理士が熟知するよう、国際化対応研修の受講を徹底すべきと考えます。

#### 理由

中小企業の海外進出にともなって、中小企業による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小企業が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願がスムーズかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小企業の間に立つ国内代理人弁理士が、その国の法制度を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。

弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思いますが、中小企業が国内出願を依頼する代理人弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない代理人もおり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかった中小企業があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、弁理士に対しての国際化対応研修を徹底していくべきと考えます。

#### （2）弁理士の高齢化対応について（継続意見）

弁理士の高齢化に伴うサービス品質の低下などの弊害を未然に防ぐ、何らかの対応策が必要と考えます。

#### 理由

中小企業は、複数の弁理士（特許事務所）と取引をするほど多くの依頼案件を持っておりません。そのため、特定の一人の弁理士（一つの特許事務所）と長期にわたって取引を継続していることが多いと認識しております。このため、弁理士の高齢化に伴って、事務手続きや事務管理上において、徐々に、あるいは突然、

不適切な対応を受けた経験を有している中小企業が少なからずあります。このような場合、改善されなければ当該代理人を解任し、新たな代理人に委任すればよいのですが、1件1件の特許出願が極めて貴重な中小企業の、このような被害を未然に防止する観点で、何らかの対策がなされるべきと考えます。

### （3）一人弁理士事務所について（継続意見）

一人弁理士事務所の弁理士が何らかの理由によって代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小企業が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小企業が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組みが構築されることが必要と考えます。

#### 理由

中小企業は、先に述べたように、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小企業にとって大変な負荷となります。

### （4）弁理士ナビの充実・改善（継続意見）

中小企業が、自社の技術分野に詳しい弁理士を探す際に、弁理士ナビは一つのツールとして有用です。その際、大雑把な専門分野ではなく、より詳しい専門分野が分かるように、例えば、出願代理実績のある分野とその件数などがわかるようにすると中小企業がより適切な弁理士を探すことが可能となるはずです。

さらに、先般「標準化・データ関連業務」が弁理士の標榜業務として追加され、今後、中小企業が「標準化・データ関連業務」を、弁理士に依頼する場合もあるところ、弁理士ナビを通じた適切な弁理士が探せるように、弁理士ナビの情報の充実、更新を図るべきと考えます。

特に、中小企業にとって知的財産がかつてなく重要になってきており、弁理士には、今後、単に知的財産の専門家としての支援と助言だけでなく、広く法律と技術のクロスフィールドの専門家としての支援と助言、さらには経営者目線も加味した中小企業への支援と助言が求められると思われます。

中小企業がこのような支援と助言を求めて弁理士を探す際、中小企業が重要視するのは、その弁理士がどのような経験を有しているかであります。弁理士の企業勤務経験の有無、企業勤務経験がある場合には、所属が知財部門か研究開発部門かなどの情報も重要です。こういった情報を含めて、弁理士ナビの充実をより一層図っていくべきであり、国として弁理士会にそのように働きかけて頂きたいと考えます。

## 5. 特許情報システム

### （1）全般（継続意見）

日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISER）や画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成28年5月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すとされています。

上記の有償で高度なサービスを利用できる中小企業もありますが、多くの中小企業は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。また、特許庁としても、中小企業等が容易に特許情報等を利用できる環境の整備をうたっております。そこで、可能な限り、J-PlatPat等の無償サービスの機能充実を図るべきであると考えます。

また、日本の中企業が、海外、特に米国や欧州の中小企業とニッチな市場で戦って勝ち残っていくためには、特許戦略は重要あり、その基本となる特許情報サービスを、米国や欧州の中小企業と同程度の利便性をもって利用できるようにすることが必要です。そのためにも無料で使えるJ-PlatPat等の情報システムを米国特許商標庁、欧州特許庁あるいは世界知的所有権機関（WIPO）等の無料で使える情報システムの機能と同程度以上にしていく必要があると考えます。

### （2）平成30年3月のJ-PlatPatの機能追加・改善で生じた不具合（新規意見）

J-PlatPatについては、平成30年3月に特許庁システムとの連携により、データベースの共通化と検索機能の追加・改善がなされ、多くの点で利便性が向上した一方、それまでになかった以下の不都合が生じております。この不都合点については、令和元年5月のシステム変更でも改善されておらず、早急に対処する必要があると考えます。仮に早急に改善できない場合には、中長期計画の中に組み入れていただきたいと考えます。

① 特許・実用新案検索機能に関して、平成30年3月以前は、キーワード検索対象として、「要約+請求範

「囲」を選択できましたが、平成 30 年 3 月以降は、選択項目に「要約」と「請求範囲」はあっても「要約+請求範囲」はなく、この検索をするために、論理式での入力が必要となりました。中小企業等の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、「要約+請求範囲」を選択できるようにするべきと考えます。

(3) 令和元年 5 月の機能改善によって生じた不具合、不都合（新規意見）

令和元年 5 月に J-PlatPat のシステムが大幅に変更され、いくつかの機能向上、機能追加がなされた点は大変評価できますが、今回のシステム変更によって新たな不具合、不都合も生じております。その中のいくつかに関しては、継続的なバグ修正、改善等によって、改善・復活した機能もありますが（たとえば、特実キーワード検索時のキーワードハイライト機能、商標の称呼類似検索における「称呼基準」でソートされた表示など）、下記の機能に関しても改善を図っていただきたいと思います。

- ① 商標検索「称呼(単純文字列検索)」の選択項目の 2 行目が「称呼(単純文字列検索)」でデフォルト表記されていますが、ここは、「称呼(類似検索)」をデフォルトにしてほしい。選択を間違えても類似商標がヒットするようにするためです。

(4) 今後、機能改善・機能追加が必要な点（新規意見と一部継続意見）

ユーザーの使い勝手を改善するために、以下の機能についても、順次、追加・改善を検討いただきたいと考えます。

- ① 古い登録商標に関しても申請人識別番号で検索できる機能。商標検索において、申請人識別番号による検索が、特実同様にできるようになり、同一名称の違う会社の識別ができるようになって大変評価しています。しかしながら、古い権利に関しては識別番号が付与されていないものもあります。これら識別番号が付与されていない古い登録商標権についても識別番号を付与していただきたいと考えます。例えば、更新登録時に識別番号を付与することで、10 年後にはすべての登録商標に識別番号が付与されるものと考えます。
- ② 現在可能な都道府県レベルの住所検索機能を、少なくとも市区レベルまで検索できるようにしてほしいと考えます。東京など同一名称の会社が多数存在し、同一会社かどうかを書誌事項を 1 件 1 件開いて確認する作業が大変手間になっております。全国にわたって市区レベルに落とした検索ができない場合、会社数の多い東京だけでも 23 区を区別できるようにしてほしい。
- ③ 上記①および②ができない場合、少なくとも意匠と商標に関して、複数の同名の出願人が存在した場合でも、同一の出願人を検索できる代替手段を提供してほしい。
- ④ 特許・実用新案検索において、ヒットした外国文献の一覧表示が番号や日付だけですが、併せてタイトル、出願人名が表示される機能。タイトル表示があれば、内容をチェックする必要性の有無をある程度判断でき、関係ないものを含めて全件、内容表示させる必要が無くなり、調査検討の効率が大幅にアップすると考えます。
- ⑤ J-Global の文献日付表示機能。J-Global の文献を検索対象にして検索し、リスト表示した場合、リストに日付がないため、論文タイトルをクリックして中を見ないと日付がわからない。日付があれば中を開ける必要が無い文献がわかるので、日付をリストに加えていただきたいと考えます。
- ⑥ 商標の出願人・権利者名検索と特許・実用新案・意匠の出願人／権利者名検索の検索方法を揃えること。具体的には、特許・実用新案・意匠検索にあっては「株式会社」を省略した会社名で検索ができますが、商標検索の場合、正しい位置に「株式会社」を入力するか、または会社名の前後に「?」を入力しないと、ヒットすべきものもヒットしません。今までは、商標検索にあたって、特許・実用新案・意匠検索と同じと誤解して「株式会社」や「?」を入力しないで検索した結果、該当するものがヒットしなかつたことにより、出願されていない、あるいは登録されていないと誤解するリスクが極めて大きい状態です。これを是非改善いただく必要があると考えます。
- ⑦ 特実の検索において、現在、CSV でのダウンロードが 100 件以内に制限されていますが、上限を引き上げること。
- ⑧ 今般のシステム変更により特実・意匠文献表示において 50 件ずつの表示がなされ、スクロールすることで、51 件目以降が表示されますが、WIPO Patentscope のように、1 ページ当たりの表示件数を選択でき、どのページを見たいかによって、ジャンプできるようにする機能。
- ⑨ 選択入力検索において、近傍検索の前後に入る単語は、それぞれ 1 単語しか入力できないが、前後のそれぞれの単語を 1 単語ではなく、類義語を「o r」で併記できるようにする機能。論理式入力検索での機能はできますが、選択入力検索においてもできるようにしていただきたいと考えます。
- ⑩ 検索によって出力されたリストは、通常、公開番号等をクリックして内容をチェックしていきますが、

- 一度チェックしたものとそうでないものを区別できる表示機能。
- ⑪ 履歴演算機能（検索式どうしの演算）
- ⑫ 特許・実用新案検索結果一覧画面における必須機能の整備  
公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号、日付、発明の名称、出願人／権利者、分類）に加え「代表図面」、「生死情報」、「要約」または／および「第1請求項」の選択表示ができ、一覧画面だけでスクリーニングを行える機能
- ⑬ 特許・実用新案検索における選択入力欄の縦列を and または or を選択できる機能。現在は、縦列が、and だけでつながっておりますが、検索範囲をボックスによって変える場合、縦列を or を選択できると便利です。どこまでを or で計算するかルールを明確化する必要がありますが、ルールを明確化したうえで、縦列について、and と or のいずれかを選択できるようにしてほしいと思います。
- ⑭ Patentscope で実現されているように、統計情報として、基本事項（発行国・出願人・権利者など）のトップ10表示による簡易パテントマップ機能
- ⑮ 中小企業の利用を促進するために意匠検索のプルダウンメニューの中に、Graphic Image Park を選択できるようにするべきと考えます。
- ⑯ 中韓文献検索システムが J-PlatPat の中に統合されたように、Graphic Image Park も、将来的には、J-PlatPat の意匠検索機能と統合し、より高度な検索ができるようにするべきと考えます。
- ⑰ 特許・実用新案検索において選択入力欄を利用した場合、検索のアルゴリズムによりますが、各行（各ボックス）ごとに、検索ヒット数が、どのくらいに絞れているのか、たとえば、1行目で何件、2行目で何件、といった件数表示をして欲しい。このことにより、どのキーワード行が、検索件数を絞り込むのに、どのくらい影響あるのかが推測でき、検索条件の改善などに役に立てられると思います。
- ⑯ RSS 機能に関して公開された直後から利用できる機能。現時点では、対象案件に何らかのアクションがあつてから RSS 機能が使えるようになっておりますが、公開直後から利用できるようにしていただきたいと思います。
- ⑰ RSS 機能に関しての通知に対象出願案件の固定 URL を添付いただくこと。現在は、対象案件番号と、動きのあった内容が通知されますが、内容を確認するためには、改めて番号検索が必要となります。番号検索が不要となるよう、固定 URL を通知いただくと便利です。

#### （4）将来像（継続意見）

今後 AI の技術が進歩してくると、このような技術、製品の調査をしたいといった概念思考を AI が理解して、そのまま検索を実行する技術が実現されてくるものと考えます。そういう機能を世界に先駆けて実現できれば、検索・調査技術が未熟な中小企業が、必要な特許調査を難なく実現することができるようになると考えます。そしてそのことが、特許調査に掛ける負担を軽くし、これまで調査に取られていた時間と費用を開発業務に充当でき、ひいてはイノベーションの創出に資すると考えます。

#### （5）将来的な機能追加・改善の際のユーザーの声の反映（継続意見）

今後、さらなる機能追加・改善の計画を立てる際には、ユーザーが意見や要望を出せる機会を可能な限り設けていただきたいと思います。

#### （6）将来的な機能追加・改善・変更等の際の追加・改善・変更点の告知（新規意見）

これまで大きな機能追加や変更があった場合には、何らかの「お知らせ」がありました。マイナーな変更等に関しては、使って初めて変わったことを知ることが多々あります。今後は、たとえマイナーな変更であっても、可能な限り、どこがどう変わるか、あるいは変わったかを「お知らせ」欄などを使って告知していただきたいと思います。

### 6. 特許出願図面について（継続意見）

特許出願に添付される図面は現状白黒に限定されておりますが、カラー図面の提出が可能となるように規則を変更していただきたい。例えば、写真を図面として添付する場合、もともとカラーで見やすいものが、白黒になることで、分かりにくくなることがあります。また、近年 CAD もカラー化されており、CAD 図面を利用して特許出願用図面を作成する際、白黒にすることで、図面として分かりにくいものになってしまう弊害があります。時代はカラー図面を求めており、カラー図面の添付が可能となるよう規則を変更していただきたいです。

### 7. 「特許メモ」について（継続意見）

現在すでに、特許審査において、審査官は、必要と判断した時には先行技術との対比を「特許メモ」で残しています（特許・実用新案審査ハンドブック第I部第2章1212）。

この「特許メモ」は、第三者がその特許を評価する際に、例えば、審査官がどこに発明と先行技術の違いを見出していたかなどを知ることのできる大変参考となる資料です。この「特許メモ」があることで、第三者による特許の適正な評価につながる可能性があります。また、権利者自身による特許の評価も、この特許メモがあることで、より適正に判断される可能性があります。権利者および第三者の評価が適正化されれば、評価をめぐる無用な紛争も減る可能性があります。

この「特許メモ」の作成は義務ではありませんが、出願に係る発明の新規性または進歩性に影響を与えるかもしれませんと一度は検討した先行技術については、他に参考となる資料（拒絶理由通知と出願人の反論など）がなければ、必ず「特許メモ」を作成するような運用に変更するべきと考えます。そうすることにより、特許の評価をめぐる権利者と第三者の不一致を減らすことができる可能性が高まると考えます。

また、この特許メモの運用は、特許・実用新案の審査に限定されていますが、これを意匠出願の審査、商標出願の審査に拡大するべきと考えます。

#### 8. 設定登録料の包括納付制度と特許料又は登録料の自動納付制度との連携（継続意見）

包括納付制度を申請した会社の対象案件（納付された案件）について、包括納付制度申請時に希望する出願人には、自動的に、自動納付制度に引き継ぐことができるようになります。

##### 理由

包括納付制度と自動納付制度とは、どちらも納付忘れ、納付漏れを無くす、中小企業にとってとても便利な制度であり、包括納付制度を利用する中小企業が、自動納付制度を利用する需要は大きいと考えます。

#### 9. 知的財産権制度説明会（実務者向け）のビデオ視聴（継続意見）

毎年開催されている知的財産権制度説明会（初心者向け及び実務者向け）のうち、初心者向け説明会の内容に関しては、事後に、独立行政法人工業所有権情報・研修館にてビデオ視聴できるようになっていますが、実務者向けコースに関しては、ビデオ視聴できるようになっていません。より多くの関係者がいつでもどこでも受講できるように、ビデオ受講できるようにしていただきたいと考えます。

以上

#### 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志名簿

代表会社 東京ブラインド工業株式会社  
 (以下アイウエオ順)  
 アコマ医科工業株式会社  
 株式会社アスペクト  
 アダマンド並木精密宝石株式会社  
 株式会社ウエルコ  
 近江精機株式会社  
 株式会社弘輝  
 ジェイオーコスマティックス株式会社  
 東光薬品工業株式会社  
 日本システム開発株式会社  
 日本ゼトック株式会社  
 株式会社奈良機械製作所  
 ユニパルス株式会社

ほか 3社（匿名希望）

法人・団体名

33. 一般社団法人 日本知的財産協会	意見の分野
	(A) 主として産業財産権分野に関するもの
	(A4) 知財創造保護基盤の強化
	(A5) オープンイノベーションの促進
	(A7) データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り
	(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
	(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
	(B2) デジタルアーカイブ社会の実現
	「構想委員会」の主要検討事項
	(H) その他
	意見
意見《要旨》	
本意見は以下の要望を含む。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠法改正趣旨を実効あらしめる運用体制の強化</li> <li>・ヘルスケア産業分野におけるデータ提供・利活用に関する契約ガイドラインの対象データ拡大と簡便化</li> <li>・AI 関連発明に関する更なる資料充実と国際的発信</li> <li>・OSS の利活用を促進する制度整備と企業内インフラ整備の啓発・人材育成</li> <li>・著作権コンテンツ分野の、権利処理円滑化の更なる環境整備、著作権の保護強化と権利制限（補償金の検討含む）の追加検討</li> </ul>	
意見《全文》	
(1) 「知的財産推進計画 2019」重点事項 に関する意見	
「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(A4) 知財創造保護基盤の強化」に関する意見	
●主として意匠権分野に関する要望 ～ 意匠法改正趣旨を実効あらしめる運用体制の強化	
2020年4月1日より施行される改正意匠法では、これまで保護対象としていなかった物品によらない画像、建築物、内装なども意匠権としての保護対象となる等、大幅な制度変更となっています。現在の特許庁の意匠審査の担当部門は比較的小規模ですが、意匠出願の増加が見込まれる中、審査品質の維持向上を継続して実現するためには、審査判断に必要となる資料のスピーディーかつ継続的な収集方法の検討、ユーザーに意匠権のクリアランスを効率的に実行させるための環境整備などの課題解決はもとより、負荷増加で意匠審査の現場が混乱しないよう、意匠審査官の増員及び意匠審査体制の強化を図ることを要望します。	
また、意匠審査体制の必要な準備について、実施の有無、実施状況などを特許庁 HP などの情報公開を併せて要望します。	
新たに意匠法の保護対象となる画像、建築物、内装などについては、審査に用いられる可能性のある先行意匠の蓄積が少ないと思慮します。ユーザーからの公知資料の受付設置とともに、広く先行意匠の収集を要望します。また、審査のため整備されるデータベースはユーザーが自身で実施する登録予見性判断のためにも開放頂けるよう望みます。	
他者権利の尊重、登録可否の予測可能性を少しでも高めるため、類否判断の基準、根拠となる事実の特定、当てはめなどを拒絶理由を発する際には丁寧に記載していただくようお願いいたします。また、新しく保護対象となった意匠の先行意匠は、公報以外の公知資料が利用されることが多くなることが想定されます。審査に利用した公知資料（公報以外の）が広く見られるよう、先行意匠の著作権の問題についてご検討頂く事を要望します。	
適切な時期に事例集などを発行していただくようお願いいたします。	
図面の手引きや事例集の作成、新しい意匠分類の付与、J-platpat や Graphic Image Park の改善など、意匠法改正に伴う準備をスピーディーに進めて頂く事を要望します。	

関連意匠制度においては、国内企業同士の牽制にとどまってしまい、グローバルなブランド構築は出来ません。また、関連意匠出願によりデザインが海外で盗用されるリスクを含むため、国際的なデザイン保護の観点を盛り込むことが必要であると思われます。

ハーモナイズを検討するとともに、グローバルに保護することが可能になるよう各国への働きかけをお願いいたします。

上記、直近で対応が必要である改正意匠法の円滑な運用のための府内体制整備に加えて、将来に向けたデザインとその保護制度発展の基盤づくりの観点からも、デザイン・意匠の啓発活動やインフラ整備については府が主導していくことが期待されます。啓発活動については、例えば、法制度の解説に留まらず、法改正を行った動機に立ち返り、産業競争力向上の手段としての改正意匠法活用という視点をより強く取り入れた説明会なども継続していくことが必要と考えます。

また、インフラ整備としては、例えば、市場が限定的であることから商用でも選択肢が限られている意匠調査ツールについて、今後リファレンスとされるようなツールの開発・導入は府だからこそできる可能性があると考えます。さらに、今回の改正意匠法は新しい時代のデザイン保護制度の基礎となるものとはなりましたが、ユーザーの声を踏まえて、さらに時代に即したデザイン保護制度とするための検討の継続も必要と考えます。

### ●主として商標権分野に関する要望

#### (商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し)【再掲】

現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はありません。一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グループの「類似群コード」が、商品役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている面があります。市場規模や競合・類似製品の数や流通量など、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望します。

特に、IoT、AI やビッグデータに深く関連するソフトウェア(審査基準上「電子計算機用プログラム」)やコンピュータ(同じく「電子応用機械器具」)等の電気応用機械器具に対応する類似群コードは現状 1 つ(11C01)となっています。インターネット上の商取引やプロモーション活動を行う事業者においては、スマートフォン等モバイル端末用のアプリケーションをはじめとしてソフトウェアの利用は必須であり、当該類似群コードは広い産業分野の事業者が権利化を検討する領域となっています。現在はコンシューマ向け、エンタープライズ向け等利用・用途目的が異なる分野であってもソフトウェアの名称であれば一律に当該類似群コードが割り当てられるため、商標の選択の幅が限られる事態となっています。このような分野では、需要者・取引者間の出所の混同が生じがたいと思われる商品・役務に関しては登録が認められるような審査運用の何らかの見直しが必要と考えます。すなわち、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードは、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた弾力的な見直しが必要であると考えます。

#### (審査官とのコミュニケーションツールの拡充)【新規】

審査の品質管理施策の一環として、出願人と審査官との意思疎通が図られており、その手段は、現状では面談、電話あるいはFAX 通信です。しかしながら、現代において最も利用されている通信手段は電子メールであり、これによる問合せ対応が認められていないのはユーザーにとって極めて不便です。また、諸外国においても、電子メールによる対応を実務上許容しています。簡易迅速、かつ記録が残るため認識の齟齬が生じ難い文書での審査官との通信手段として、電子メール利用を推進して頂きますようお願いします。審査品質の維持・向上を図りながら審査の迅速化を実現できるものと思料します。

#### (商標審査期間の短縮)【新規】

近年の商標出願件数の急増に伴い、審査期間が長期化しています。特許庁では、人員増強、調査の外部委託、ファストトラック審査の拡充等の運用施策をとっており、今後は一定の効果が期待されます。しかしながら、日本の平均審査期間は諸外国のそれと比べて依然として長いのが現状です。特に、日本で出願した商標について、マドリッド協定議定書に基づく国際登録手続を検討する際、セントラルアタックによる国際登録の取消を回避すべく、日本における登録の可否を重要な判断要素として考慮することから、より一層の審査期間の短縮化に向けた施策を期待いたします。例えば、ファストトラック審査の対象としては、出願にかかる指定商品及び指定役務が、「類似商品・役務審査基準」「商品・サービス国際分類表(ニース分類)」等といった所定のものに限定されていますが、商標 5 序 (TM 5) で取り決めた「TM5 ID リスト」も対象に加えてもいいのではないかと考えます。

なお、審査期間の短縮に伴う審査の品質低下の懸念に関しては、電子メールなど祖語の生じにくいコミュニケーションツールの活用により解消頂くことが望ましいと考えます。

●主として特許権分野に関する要望

国際調査報告は、適時に作成するだけでなく、審査の質も向上するように特許審査体制を整備するべきです（工程表【重点事項 26 関連】）

国際調査報告については、適時に作成するだけでなく、審査の質を高めることが重要と考えます。国際特許出願を請求項の補正なしに日本に移行して審査を受けた際に、サーチ漏れにより新たな引例が発見されることがないよう、十分な時間を確保して審査をすべきと考えます。

また、各国移行された他の国々の審査結果（内容）と比較評価することで、日本の特許審査の質をグローバル視点で検証・評価する仕組みを構築し、運用して頂きたいと考えます。

新技術に対応した審査体制の整備の強化をお願いします（工程表「推進計画 2017」からの【継続事項 14 関連】）

AI 関連発明として、様々な社会的事象をもとに新しい因果関係を利用した発明などが想定されますが、特許出願や論文などの一般的な技術文献だけを対象として先行技術調査を行うだけでは、技術文献としては開示されていないものの経験則などによって既に知られた知見を単に利用したに過ぎない発明について新規性・進歩性判断を見誤る可能性があります。このような知見について調査範囲から漏れないように取り組んで頂きたいと考えます。さらに、公開されているソースコード（GitHub など）や、かつてクラウド上で広く利用されていたが、その後のアップデートによりアクセスできなくなったソフトウェアなども、同様に、先行技術調査範囲から漏れないよう取り組んで頂けるよう、審査体制整備の強化をお願いいたします。

さらなる審査の質向上への取組をお願いします（工程表「推進計画 2017」からの【継続事項 17 関連】）

審査の迅速化だけでなく、審査の質を高めることが重要と考えます。2020 年 1 月には、進歩性の審査の進め方の要点と参考事例が特許庁 HP に公表され、特許庁における審査の質を向上させる取組が進んでいるものと思われます。引き続き、文献サーチ漏れ等が低減できるような仕組みの検討等を進めていただく等、世界最高品質の特許審査の実現をお願いします。

グローバルな権利取得のサポートをお願いします（工程表「推進計画 2017」からの【継続事項 20 関連】）

PPH に関しては、日本のユーザーが権利を取得したいと考えている国との新規試行および既に実施されている国においても上限数の増加・撤廃を進めていただくようお願いします。

また、日米協働調査に関しては、本年第 2 期の試行期間が終了予定であることから、試行結果のレビューを行っていただき、米国との新スキームでの継続、他国との協働調査の試行開始など、様々な取り組みを進めていただくようお願いします。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(A5) オープンイノベーションの促進」に関する意見

●オープンソースソフトウェア（OSS）の利活用促進について、日本企業における OSS 諸課題への組織的対応及び人材育成の推進に関する取り組みを要望します。

世界的なオープンイノベーションの潮流として、オープンソースソフトウェア（OSS）の利活用が進んでおり、AI・ブロックチェーン・自動運転等の最先端技術についてもプラットフォーマー等が自社の技術を OSS 化し、オープンなコミュニティによる開発が加速しています。

日本企業においても IoT 化やデジタルトランスフォーメーション等の進展により OSS は既に欠かせないものになってきており、日本政府においても知的財産推進計画 2019 の下、経済産業省や特許庁などで OSS の利活用促進の施策を講じて頂いております。

OSS を適正に利活用するためには、ライセンスコンプライアンス、特許、セキュリティ、長期的なソフトウェアメンテナンス、労務、経理等、解決すべき様々な課題があり、現状そのような課題に対して取り組む人材が不足しており、企業として組織的に対応できていない状況も散見されます。

このような様々な課題に対し、日本企業においても、人材育成を含めた組織的な対応が行えるようになることが我が国の国際競争力を維持、向上するためにも急務であると言えます。つきましては、昨年度より取り組んで頂いている啓発活動に加え、日本企業における OSS 諸課題への組織的対応及び人材育成の推進に関する以下のような取り組みを要望します。

＜取り組みの具体案＞

- ・ OSS 諸課題への組織的対応に関するベストプラクティスの共有
- ・ オープンソースコンプライアンスに関する人材育成に関する課題整理とその対応

- ・昨年度より推進頂いている OSS 啓発の取り組みの継続

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(A7) データ・AI 等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り」に関する意見

### ●主として著作権・コンテンツ分野に関する要望

コンテンツ利活用の環境は、社会とりわけ ICT 利用の進展とともに変わるのであるから、権利者の利益保護を劣後させることなくコンテンツ利活用が促進されるように、著作権をはじめとする制度の不断の見直しが必要です。著作権法改正法の施行状況を検証しつつ、更なる見直しにおいては、例えば以下のような、権利処理円滑化に向けたさらなる環境整備や、著作権の保護強化と権利制限（補償金付とするかの検討も含む。）に関する追加的検討を組合せて行うのが望ましいと考えます。

- ・教育機関での著作物利用（35 条）で講じられようとしている「許諾権処理、補償金支払、制限による無許諾利用」で構成する、権利処理をシームレスに取り扱えるプラットフォーム構築の実現と、これをパイロットケースとして他の分野での応用
- ・コンテンツ流通に係る権利処理の容易化・円滑化のための制度的解決。権利が集中することにより特定の権利者団体の主張が突出したりすることのないよう、行政の関わり方も含めたバランスのとれた権利処理スキームの整備
- ・効率的な予算執行の観点からも省庁の縦割りを越え関係省庁一体となった総合的な施策（各省庁が類似の課題設定をし、それぞれで施策を重複的に検討することの回避）
- ・インターネット上の映像コンテンツの流通に係る権利処理の容易化・円滑化のための施策。特に、放送コンテンツのインターネット上で同時配信およびウェブキャッシングに係る権利処理の円滑化についての検討、実施
- ・コンテンツの視聴環境の変化に照らし、私的録音録画については、補償金制度の維持・拡大を図る方向での検討に限定しない、例えばコンテンツの利用契約による当事者間の直接取引など、技術を活用したコンテンツ管理手法により解決を見出していくような新たな仕組み作りの検討。ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築への支援
- ・法改正時に積み残され継続検討とされた行為に関する権利制限の適用可否や将来に向け一般条項の導入に向けた検討も継続願いたいが、現実に即して行うべきものとして、とりわけ権利制限の所謂「第3層」に関連して、例えば以下の事項の検討

#### — 教育過程における著作物の適正利用の促進。

権利制限の適用される場として、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）」との限定がなされているが、学校教育と学習塾との共存や生涯学習の奨励といった国の施策に合致するよう教育機会の充実と権利者への適正な対価還元の両立を図るため、例えば円滑なライセンシング体制の整備や補償金制度を用いた権利保護と利用の円滑化を進めるなど、営利目的の教育機関が、権利者への適正な対価還元のもとに著作物を円滑に利用できること。

#### — 障害者による著作物利用のハードルを下げるための対応。

わが国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即し、障害者による著作物の享受を目的とする利用を促進する必要があると考えられるところ、現行著作権法では、（障害者本人を除けば）福祉に関する事業を行う法人でなければ拡大図書や音声図書への変換ができないため、例えば営利環境下（企業雇用下での著作物利用等）においても、権利者への適正な対価還元のもとに、著作物を障害者等が享受可能な形式に変換することが円滑に行えるようにするための制度的手段を検討すること。

### デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した権利制限規定の整備（【重点事項 59 関連】）

平成 30 年の著作権法改正において導入された、所謂「柔軟な権利制限規定」については、例えば情報解析に付随する著作物の軽微な利用について一定の要件の下で権利制限の対象となることが明確になる等、イノベーションをしやすい環境の整備の観点から有益なものであったと評価できるところ、今後も、47 条の 5 第 1 項第 3 号の政令に該当するサービスの有無の検討や、2019 年 10 月に文化庁が公表した「基本的考え方」の適時の見直し等により、柔軟な権利制限規定が技術の進展に適切に対応したものとなるよう、継続的に検討が行われることを希望します。

AI 技術の急速な進歩により、定型的なニュース記事やキャラクターの顔のイラスト等のコンテンツを AI が自動で生成するサービスは既に実用化されており、近い将来、より高度なコンテンツについても、AI が自律的に生成するようになることが予想されます。「新たな情報財検討委員会報告書」（平成 29 年 3 月）においては、AI 生成物の知財制度上の在り方は継続検討とされましたが、その後、2019 年 10 月には、米国特許商標庁（USPTO）が、同年 12 月には世界知的所有権機関（WIPO）がそれぞれ AI に関する知的財産保護についてのパブリックコメントの募集を行うなど、国際的な関心が高まっている状況であり、今後の国際ハーモナイゼーションへ向けた議論を我が国がリードするためにも、我が国において、産業政策及び文化政策の観点を踏まえながら、望ましい制度の在り方について改めて議論を深めることを希望します。

### ●ヘルスケア産業分野における要望

工程表【重点項目 64】関連の要望～ヘルスケア産業分野におけるデータ提供・利活用に関する契約ガイドラインの対象データ拡大と簡便化

工程表【重点項目 64】においては、健康・医療分野において、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB・介護 DB 等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表することが表明されていますが、ここで具体的に言及されているのは健診情報に限られています。

しかし、データ提供や利活用に関して契約条項が重要であるのは必ずしも健診情報に限らず、【重点項目 63】で言及されているようながんゲノム情報、特定の疾病に関連する因子の数値データ等多岐にわたります。そのため、ガイドライン作成にあたっては複雑化を避け、このような情報を含む網羅的なものとするなど、利用者にとって簡便でデータ利活用の促進に資するものとしていただくことを要望します。

### 工程表【重点項目 63、65】関連の要望

工程表【重点項目 63】では、データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、がんゲノム情報・AI 開発基盤に必要なデータの収集・利活用等に関するサービスの提供に向け着実に取組むことが述べられ、具体的には、短期・中期的な計画として、厚生労働省において、今夏に策定予定の 2020 年度以降の工程表等に基づいて取組を進めることができます。

また、【重点項目 65】では、短期・中期的な計画として、次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させることも表明されている中、2019 年 12 月には、次世代医療基盤法施行後初めて認定匿名加工医療情報作成事業者および認定医療情報等取扱受託事業者がそれぞれ認定されました。

データヘルス関連のビッグデータの活用へ向けた基盤が着実に構築されており、産業界として匿名加工医療情報の研究開発への利活用の推進に向けたさらなる取組に期待を寄せています。

### ●不正競争防止法によるデータ不正取得等に対する法整備・運用：取引実態を集積し、更なる法・指針の改定を望みます

限定提供データにかかる不正競争防止法の法改正及び限定提供データに関する指針は、企業での「データの保有・提供」と「データの利活用」の双方を尊重したものとして評価いたします。今後は、法改正下での取引実態を集積し、法規制内容のより明確化（特に「業として」の要件、保護対象となるデータの外縁など）や、取引実態を踏まえ、「データの保有・提供」と「データの利活用」双方のより一層の利益調和を図るための更なる法改正や指針の改定を要望します。

### ●AI・データの利用に関する契約ガイドライン：当事者自治の下で各当事者が適切な利益を享受できる実務上の規律を普及させるべく、さらに総合的な施策の検討を望みます

データ契約のモデルについての深堀や整理によって、当事者のデータ契約に対する理解が向上する端緒となったことを評価いたします。他方、当事者自治の下でそれぞれのデータ取引参加者が適切な利益を享受できるよう、国内のみならず国際的な契約力・交渉力の向上や契約の運用における知見の向上等の面での、実務上の規律を作り普及させていくことが、重要であると考えております。その観点から、企業の活動を支援する、法務・知財関連サービスへのアクセスを容易にし、かつ過度なデータの囲い込みを防ぎ社会全体の利益につながるデータ利活用を活性化させるため、優先的な地位にある企業の活動への監視を実施する等の、総合的な施策の検討と実施を望みます。

### ●AI 関連発明に関するさらなる資料の充実と、国際会議等での発信をお願いします（工程表【重点項目 54】）

## 関連】)

2019年1月にAI関連技術に関する事例追加がなされたものの、依然としてユーザーにとって分かりにくいものであると考えます。公開されている事例に関して、どのようにすれば拒絶理由が解消できるのか(どのような記載があれば拒絶理由を解消できたのか)を含めていただくなど、ユーザーの理解がより深まる取組をお願いします。

また、AI関連発明については、日本特許庁の主導で審査ハーモナイゼーションの取組を進めていただきたいと考えます。具体的には、AI関連技術に関する事例が他国ではどのように審査がなされるかを調査・分析いただくことで、各国での審査の相違点を明らかにし、国際会議等を通じて発信する等して、ハーモナイゼーションに向けて取組を進めていただきたいと考えます。特に実施可能要件については、他国の審査結果を分析し、どこまで書けばグローバルな権利取得が可能かを調査したうえで、速やかに審査ハーモナイゼーションを進めていただくようお願いします。

また、他国に対しても「データ構造」や「学習済モデル」の発明の取扱いについて明確化するように働きかけ、ユーザーへグローバルな権利取得を支援する情報の提供をお願いします。

## 「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(B1) 模倣品・海賊版対策の強化」に関する意見

## ●ダウンロード違法化の対象範囲の見直し

侵害コンテンツのダウンロード違法化に関し、様々な関係者・有識者を含めた検討の場が設置され、具体的な制度設計等について慎重に議論がなされたところであり、これに基づき速やかな法改正を進めていただくことを希望します。

## ●越境して生じている著作権侵害への対応

越境して生じている著作権侵害については、サイトブロッキング、リーチサイト規制などが検討されてきましたが、いまだ十分な制度が整備されず、海賊版による被害が継続しています。根本的な解決のためには、海外のサーバーにアップロードされる侵害著作物について、わが国著作権者が権利の執行を得にくいことを前提とした解決策が必要です。今後、5Gが本格導入されると、高画質な海賊版の流通がますます容易になることが予想されるところ、海賊版サイトに対する海外の制度的対応も参考にしながら、これまで以上に、政府の主体的な危機意識の高い取り組みをお願い致します。

## ●意匠権分野における要望

2020年4月1日より施行される改正意匠法により、保護対象が拡大されるとともに、侵害の態様も新たに定義されています。特に間接侵害の部分においては「美感の創出に不可欠なもの」など、条文上どのような行為が対象となるのかが分かりにくい部分もあります。模倣品対策の強化において、保護対象が増えたことに加えて、どのような行為が問題となるのかについても、具体的にイメージできる指針を出していただきますようお願いします。

越境問題については、BBS事件など最高裁判決もありますが、越境電子商取引の普及・進展の速度は目覚ましいものがあります。個人輸入を装う模倣品対策も視野に入れ、国際統一的な制度の検討をお願いします。ECサイトの模倣品販売を気づいたものだけ摘み取るではなく、根本から抑制するなど取り締まりの強化を要望します。

## ●商標権分野における要望

日本企業が被っている模倣品・海賊版の被害について、国内外それぞれにおける対策を講じることが肝要です。そのため、日本および各国の所管当局との連携と協力関係の促進を進め、情報提供や指導などの支援を実施して頂きますようお願いします。特に新興国での模倣品・海賊版対策において商標権を適切に活用できるよう、権利の取得、侵害の捕捉、罰則の執行に関し、法律制度の整備の促進を支援いただきたくお願い致します。

## 海外でよく知られている日本ブランドの保護【再掲】

日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られています。これらのブランドに関する商標の第三者による剽窃的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられます。このような第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業としては、第三者に自らのブランドを権利化または意に反して使用されるといった事態が生じています。各国の官庁が著名と認めた商標をリスト化、公開することで、著名ブランドへのフリ

ライドや冒認出願を防ぐ仕組みを創出頂くことを望みます。

また、商標としての使用を目的としない悪意の商標出願に対する対策についても引き続き検討頂くよう要望します。

#### 個人使用目的を仮装した模倣品輸入行為の取り締まり

模倣品の輸入行為が商標権侵害に該当する要件として、当該輸入行為が「業として」なされていることが必要であると解されているところ、個人が自己における使用のみを目的として輸入する行為は商標権侵害を構成しません。しかしながら、越境 EC 取引網が発達した近年、個人使用を目的とする輸入を仮装した業者による輸入代行行為などにより、税関における水際取締りの実効性が十分に発揮されなくなるおそれが生じています。このような行為を適切に取り締まることで、商標権者を保護するとともに、粗悪な模倣品から国内の消費者の安全を守る仕組みを創出頂くことを望みます。たとえば、一定の要件（輸入する者が、輸入品が模倣品であることを知り、あるいは過失によって知らなかつた場合）に限り、当該輸入行為を商標権侵害行為とみなす（商標法第 37 条）といった、立法上の措置が望れます。

#### 「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(B2) デジタルアーカイブ社会の実現」に関する意見

過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、重要な文化遺産として次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割を担うものであると考えられることから、実現に向けた施策を支持致します。その点で、改正著作権法において、原則的な著作権保護期間が著作者の死後 70 年に延長されたところ、今後、アーカイブ化が停滞する様子がないようにする必要があります。例えば米国では保護期間の最終 20 年間は図書館等のアーカイブ化が認められ（法 108 条(h)）、また EU の DSM 著作権指令案（7 条）においても文化的機関による絶版物の利用が検討されています。わが国においてもこれらの制度も参考としつつ、デジタルアーカイブ化を進める権利者やコンテンツ企業への支援を含め、著作物の適切な保護と利用のバランスをとりながら、デジタルアーカイブを進めるための制度的検討がなされるべきと考えます。

#### （2）「構想委員会」の主要検討事項 に関する意見

##### ●意匠権分野における要望 ～ 海外の法律制度の整備促進の支援

日本においては改正意匠法により物品と離れた画像単体も意匠の保護対象となりましたが、海外での画像の取り扱いは様々です。コンテンツ戦略を推進するにあたり、画像を保護する制度を持たない国も存在するため、海外の法律制度の整備の促進を支援をお願いします。

#### （3）上記のいずれにもあてはまらない場合（「(H) その他」）に関する意見

##### ●特許庁の「産業財産庁」等への適切な改称を要望します

昨今はビジネス分野のみならず行政・教育など様々な分野で「ブランド」「デザイン」志向が重要性を増していることは周知のとおりです。我が国の特許庁が、特許だけでなく商標、意匠を取り扱っている実態に加え、近年の商標法および意匠法の改正により「ブランド」「デザイン」志向重視で保護範囲を大きく改めた趣旨に鑑みれば、その名称は「特許庁」から「産業財産庁」等に改称することが適切で、今が改称する良いタイミングと考えます。逆に旧態依然の名称のままとしたのでは、庁名は「単なる名称に過ぎない」といった、およそ「ブランド」「デザイン」志向からは遠い旧態依然の認識を我が国の行政が持っているかのように国内外に印象付けることになりかねません。適切な改称により、国内外の制度ユーザーや官庁において取り組みの実態に関する認知が高まり、日本の産業財産行政のプレゼンスが向上することが見込まれます。これは我が国の制度ユーザーにとって大きなメリットに繋がります。

参考まで、2018 年の商標出願クラス数世界トップ 30 国・地域とその商標所管官庁を下表に示します。所管官庁の名称が「特許庁」であるのは日本と韓国だけであり、しかも韓国特許庁の英語表記は「Korean Intellectual Property Office」となっています。日本だけが特異で、国際ハーモからも改称が望まれるところです。

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 1. 中国：国家知識産権局                   | 2. 米国：米国特許商標庁                                      |
| 3. 日本：特許庁                       | 4. EU：欧州連合知的財産庁                                    |
| 5. イラン：産業財産庁                    | 6. インド：インド特許意匠商標総局                                 |
| 7. 仏国：フランス国家産業財産権庁              | 8. 韓国：特許庁（英名は Korean Intellectual Property Office） |
| 9. ロシア：連邦知的財産権・特許・商標<br>庁       | 10. トルコ：トルコ特許商標庁                                   |
| 11. ドイツ：ドイツ特許商標庁                | 12. ブラジル：ブラジル産業財産庁                                 |
| 13. 英国：イギリス 知的財産庁               | 14. カナダ：カナダ知的財産庁                                   |
| 15. メキシコ：メキシコ知的財産庁              | 16. オーストラリア:IP オーストラリア                             |
| 17. イタリア：イタリア特許商標局              | 18. スイス：スイス連邦知的財産庁                                 |
| 19. ベトナム：ベトナム国家知的財産庁            | 20. インドネシア：インドネシア知的財<br>産権総局                       |
| 21. 香港：香港知的財産局                  | 22. スペイン：スペイン特許商標庁                                 |
| 23. タイ：タイ知的財産局                  | 24. ウクライナ：ウクライナ知的財産庁                               |
| 25. アルゼンチン：アルゼンチン国家産業<br>財産権庁   | 26. ベネルクス：ベネルクス知的財産庁                               |
| 27. フィリピン：フィリピン知的財産局            | 28. シンガポール：シンガポール知的財<br>産権庁                        |
| 29. ニュージーランド： ニュージーラン<br>ド知的財産局 | 30. チリ工業所有権庁                                       |

Source: WIPO IP Statistics Data Center

<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>

以 上